

実行委員

伊藤義人（委員長） 秋山晶則
寺井 仁 早瀬 均
牧村正史 中井えり子
渡邊俊彦 伊藤哲谷
蒲生英博 川添真澄
西尾哲也

調査協力

日比達男 長井 生
斎藤夏来 船戸公子
長屋隆幸 石川 寛
清水禎子 林 豊

名古屋大学附属図書館 2006年秋季特別展

江戸時代の村と地域

—美濃養老・日比家文書にみる暮らしと災害—

会期：2006年9月29日(金)～10月20日(金)

会場：名古屋大学中央図書館4階展示室

主催：名古屋大学附属図書館・同附属図書館研究開発室

後援：愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市、大垣市、
養老町の各教育委員会

〈講演会〉

日時：10月9日(祝) 13:00～15:30

場所：名古屋大学中央図書館多目的室

講師：秋山晶則（名古屋大学）

「日比家文書にみる暮らしと災害」

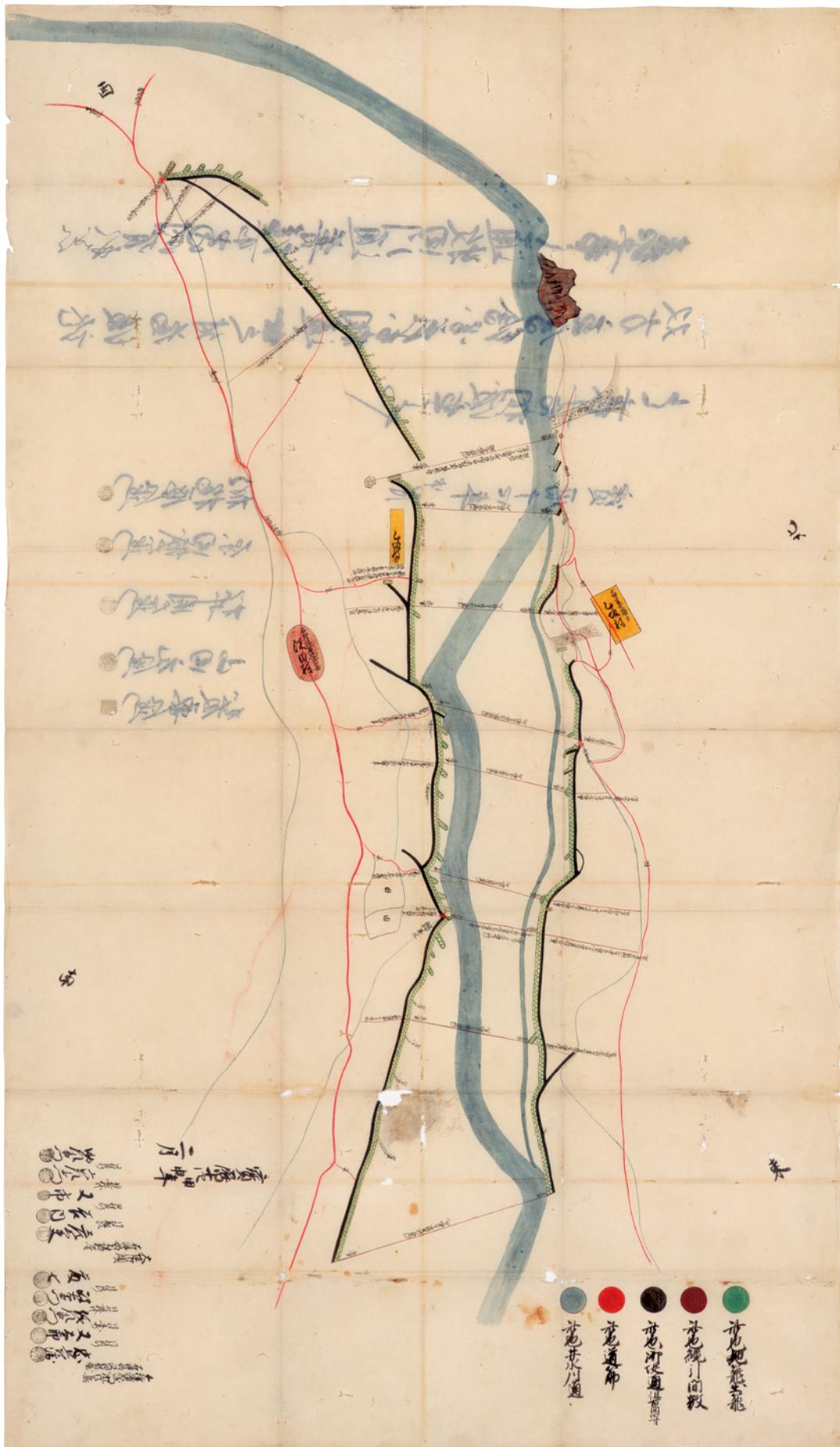
水本邦彦（京都府立大学）

「美濃路・伊勢道・近江道」

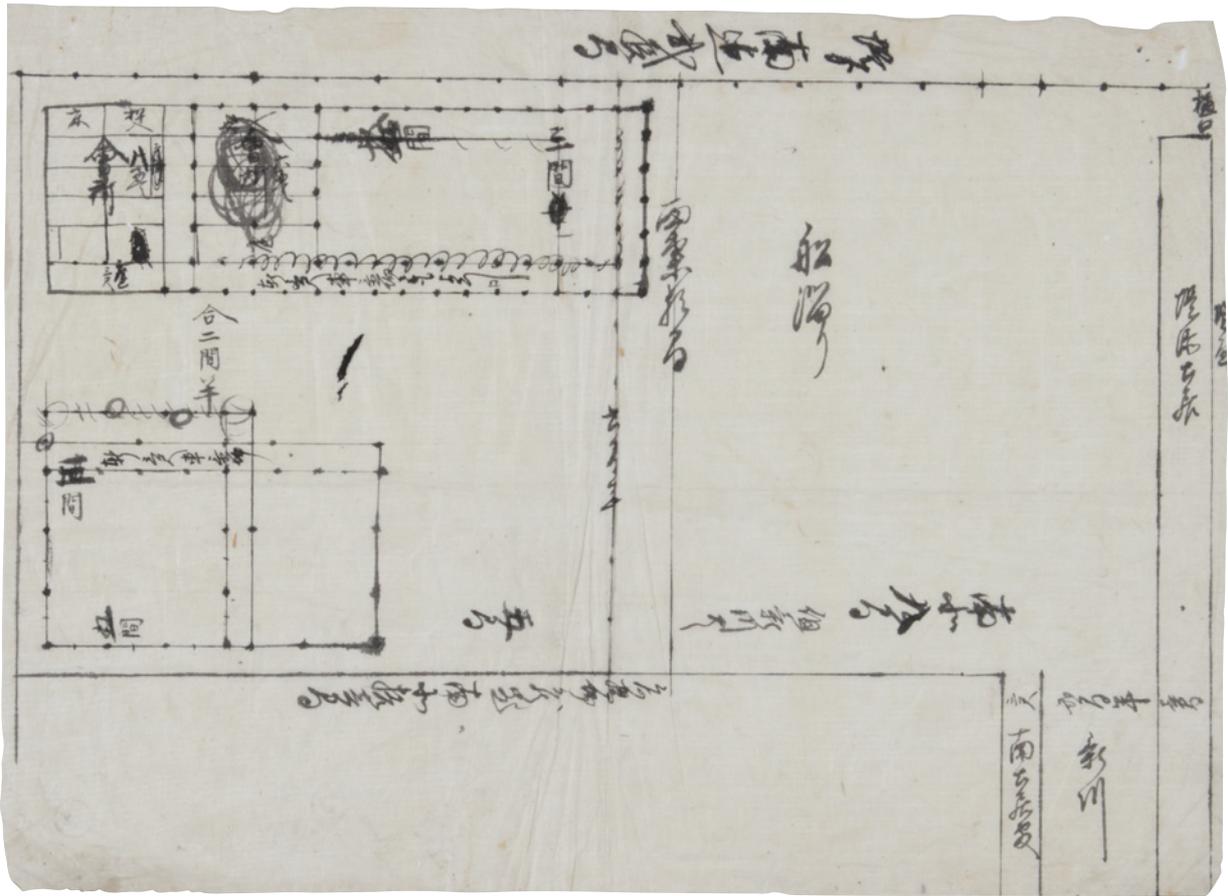
本図録の執筆者及び担当項目は以下の通りである。

秋山晶則（序、Ⅰ-2、Ⅲ-2、Ⅳ-2）、船戸公子（Ⅰ-1）、

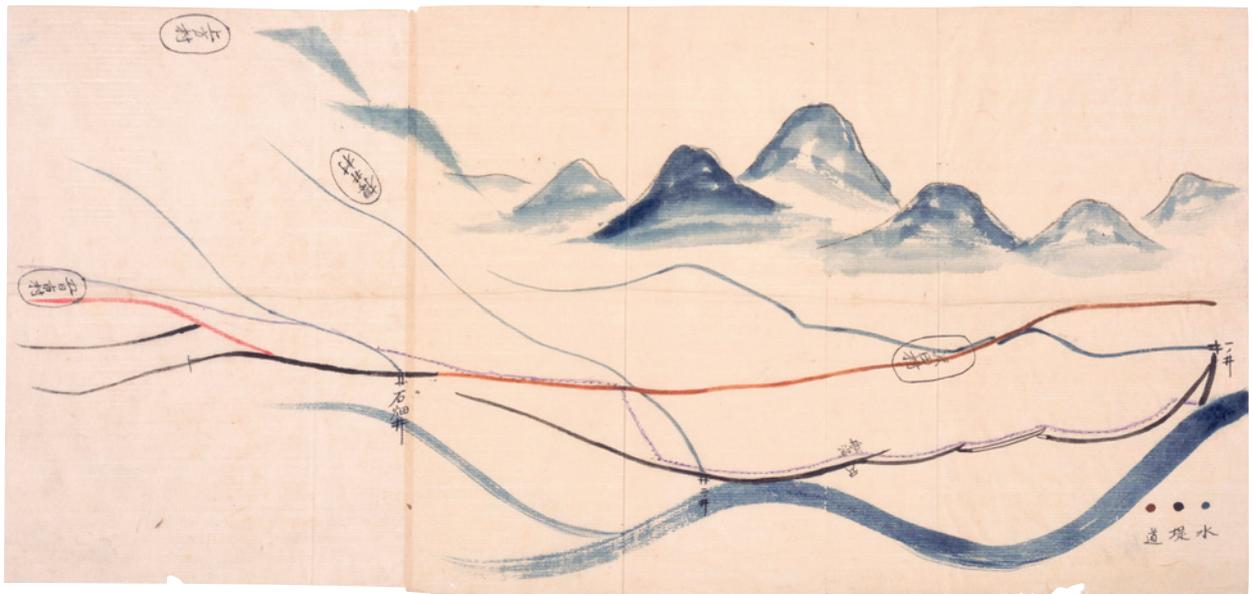
斎藤夏来（Ⅱ、Ⅳ-1、3、Ⅴ-1、2）、長屋隆幸（Ⅰ-3、Ⅲ-1、Ⅴ-3）



図版 4 [沢田村乙坂村川通立会繪圖] 宝暦14年 (1764) 2月 84.4×145.6cm



図版5 〔船会所目論見絵図〕 文久3年(1863) 24.4×33.2cm



図版6 〔新川開削目論見絵図〕 〔元治元年(1864)4月〕 28.0×57.8cm

目 次

口絵		
2006年秋季特別展開催にあたって		1
美濃養老周辺地図		2
はじめに		3
I 村の生活	領主と年貢、水をめぐる争い 人の移動	4
II 村の運営	庄屋役をめぐる緊張関係、草分神主の没落 新興勢力と苗字問題、村内諸集団の盛衰、村の掟	23
III 村と地域社会	組合村・組合惣代・組合村入用 災害への対応	39
IV 街道と幻の運河計画	伝馬助郷制度の変容、江濃運河と沢田村 宿駅制度の終焉	52
V 変わりゆく村	神社会計にみる近代への移行 近代の村落生活と神社、「村」と徴兵制	60

2006年秋季特別展開催にあたって

名古屋大学附属図書館及び附属図書館研究開発室では、関係自治体との連携のもと、名古屋大学附属図書館所蔵「高木家文書」を核として、さまざまな史資料や学術情報をシームレスに活用できる環境の整備・構築を目的に、「木曾三川流域の歴史情報資源の高度活用」プロジェクト（名古屋大学地域貢献特別支援事業）を進めてまいりました。

今回は、その成果報告をかねて、2006年秋季特別展「江戸時代の村と地域－美濃養老・日比家文書にみる暮らしと災害－」を開催いたします。

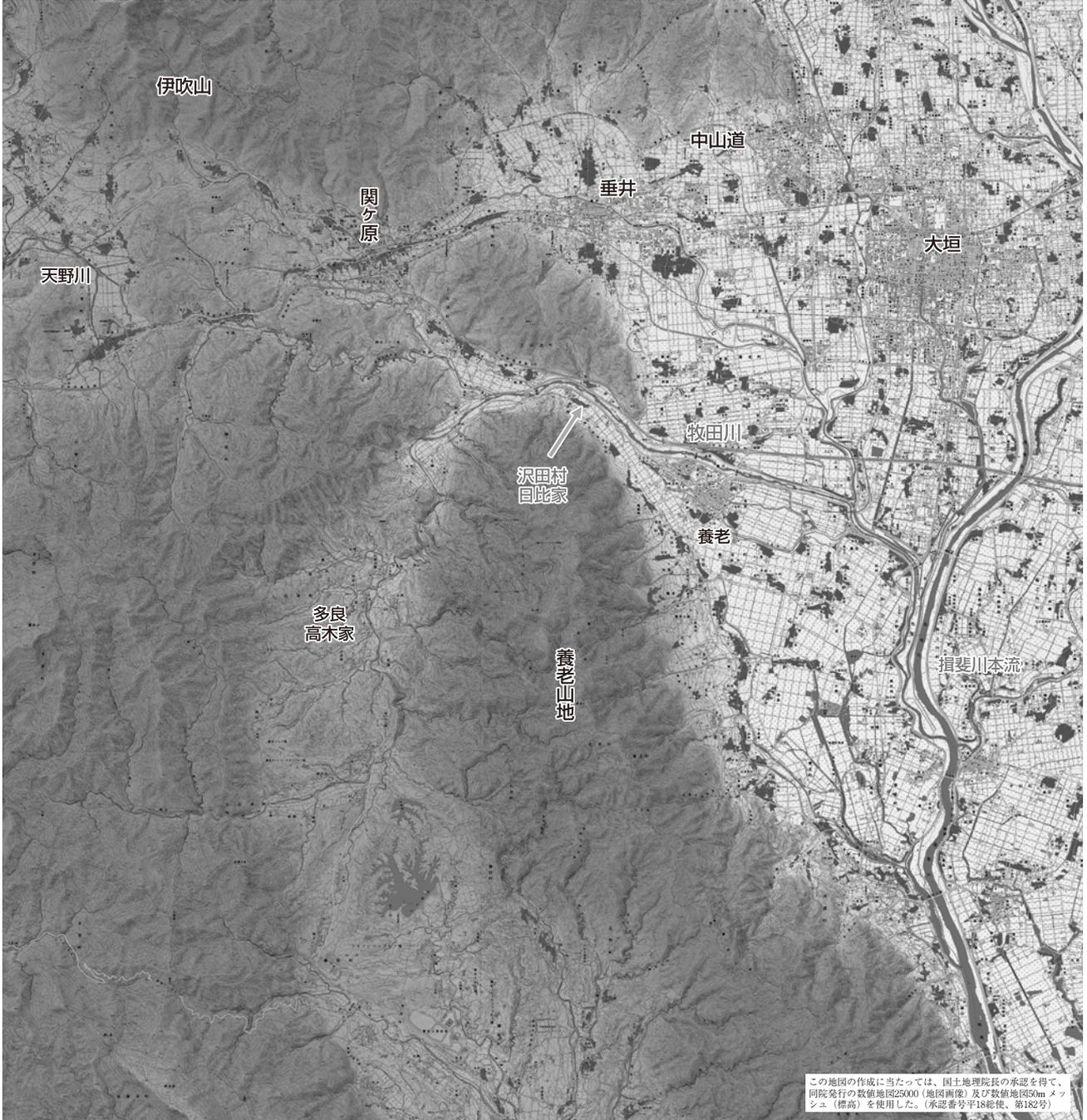
中心となる日比家文書は、揖斐川中流域で活躍した豪農日比家に伝わる約5,000点の文書群であり、木曾三川流域治水史料の宝庫として知られる「高木家文書」とも密接な関係があることから、所蔵者の日比達男氏より、昨年度、名古屋大学へ寄贈されたものです。

なお、日比家文書を名古屋大学附属図書館に受け入れてまだ日も浅く、調査は十分とは申せませんが、貴重な史料をご寄贈いただいた日比達男氏のご芳志にお応えするとともに、今後の教育研究、社会貢献活動に役立てる礎となるよう、今回の企画をたてました。

展示では、山や川をめぐる対立と共生のドラマを刻んだ大絵図など、日比家文書に含まれる豊富な歴史情報世界の中から、自然と向き合う人々の暮らしに焦点をあててご紹介いたします。先人たちの営みをたどるこの企画が、私たちをとりまく社会や環境をふりかえる機会ともなればと思います。

最後になりましたが、日比達男氏をはじめ、今回の特別展開催にご協力下さいました関係機関、関係各位に対し、厚くお礼申し上げます。

2006年9月 名古屋大学附属図書館長
同附属図書館研究開発室長
教授 伊藤 義人



美濃養老周辺地図

はじめに

江戸時代、全国には6万3千余の村々があったが、それぞれの村や地域では、膨大な数の文書が授受・蓄積されており、大規模な文書群として伝えられているケースも少なくない。かびくさい古文書ではあるが、こうした史料と向き合うことは、ただ過去を探求するにとどまらず、過去を映し鏡として、私たちの社会がどのように変化してきたのか、大切なことを忘れてはいないかなど、現在や未来と向き合うことにもつながるように思われる。

さらに、こうした史料の多くは、偶然に残ったのではなく、それを管理し、伝えようとする意志がもたらしたものであることも忘れずにいたい。今回の特別展でとりあげる日比家文書も、幾世代にもわたる長い努力を経て、このたび日比達男氏から本学へ寄贈されたものである。このバトンを中心に未来へ伝え、高度な活用に向けて整理・保存・公開していく覚悟が求められている。

なお、展示内容に入る前に、ここで日比家文書について触れておくことにしたい。日比家は、江戸時代以降、美濃国石津郡沢田村（現在の岐阜県養老郡養老町沢田）の庄屋や旧養老村の村長などを務めた豪農である。同家に伝わる系図・先祖書によれば、天正2年（1574）に没した日比八左衛門を初代とし、日比達男氏で16代を数えるとされる。

日比家は、ある時期まで八左衛門を通名とし、江戸初期から庄屋職を務めたものの、村の借財を背負うことで17世紀の後半に一旦没落し、その後、同族の忠兵衛家等の支援をうけて再興を遂げたと伝えられている。安永5年（1776）以降、庄屋職を務めたほか、幕末には幕領の組合村惣代、明治に入ってから戸長や村長などの要職を務めている。

このような履歴を反映して、日比家文書（現段階で把握している総点数は約5,000点）には、村や地域の運営に関する史料が多数含まれており、村政をめぐる葛藤や、家格・身分意識をめぐる当時の村人のリアルな動きなどを見ることができるといえる。また、周辺地域との対立や共生のドラマが生々しく記録された史料も豊富である。さらに、牧田川という暴れ川を抱えることから、頻繁に起こる水害とどのように向き合ったのか、高木家文書など、支配側の史料とは異なる世界にも期待できよう。

以上のような史料内容から、今回の特別展を「江戸時代の村と地域」と題した次第である。未だ調査の途上にあり、史料群が持つ豊かな世界の一端を拓いたにすぎない段階ではあるが、初めて公開される文書の数々をご覧ください、地域の歴史を見つめ直す機会としていただければ幸いです。



日比家屋敷門

現存する母屋は天明4年（1784）の建築で、関連史料が伝来する。

I 村の生活

本図録の表紙中央に掲げた図版は、日比家が暮らした美濃国石津郡沢田村（現在の岐阜県養老郡養老町沢田地区）の文政3年（1820）頃の景観を示した村絵図である。養老山地の北麓にあって、急峻な断層谷を背に、前面には揖斐川の支流牧田川が流れるという、山と川に囲まれた集落の様子がよくわかる。



牧田川からみた沢田地区

絵図の右から伸びる朱色の線は、かつて伊勢湾と琵琶湖を結ぶ脇往還として賑わいをみせた「九里半街道」である。集落はこの街道の南側に発達した「町」組と街道北側を含む山沿いの「本郷」に分かれている。その名の通り、本郷を母集団として、のちに町組が生まれたと考えられる。町の通りには、旅籠か店と思われる二階屋も見えている。ちなみに、日比家が含まれるのは本郷である。集落内には、いまでも古い街道の面影を残す細い道が通っており、地藏堂や常夜燈などに往時の姿を見ることができる。



旧九里半街道（日比家付近）



地藏堂

このほか、本郷と町を結ぶ道の途中には郷蔵とおぼしき建築物があり、その近くには、浄土真宗東本願寺派の真泉寺が位置している。さらに、この集落を見守るように、養老山の斜面高台に鎮座するのが、式内社とされる久々美雄彦神社である。この神社の管理運営をめぐる騒動は、後に見る

ように、村内秩序の変化を如実に示すものとなる。

以下では、ここで営まれた村の生活のうち、村及び領主双方にとって最大の関心事であった年貢徴収の実態を中心に、生産と関わる水の問題や人の移動についてみることにしよう。

1. 領主と年貢

江戸時代の村は、百姓たちの生活と生産の場であると同時に、領主が百姓を支配するための行政単位でもあった。領主が賦課する貢租には、田畑に対してかけられる本途物成（本年貢）とそれ以外にかけられる小物成、付加税である高掛物などがある。本途物成は「本途」「物成」「取箇」ともいわれ、検地によって確定された石高に年貢率を乗じて算出したものである。年貢率はその年の豊凶を調査して決定する検見法、過去の実績を平均して数年間固定する定免法のいずれかの方法で決定され、算出された年貢高が村々に対して通知される。

日比家文書にはこの徴税令書にあたる「免定」^{めんじょう}がまとまって残されている。寛永10～16・18・20、正保元、明暦2、元禄元・3、享保7・10・15～20、元文5、宝暦元、弘化4年のものが欠けているが、破損や虫損で年代の確定ができないものも含まれており、現況では寛永8年（1631）の「多た芸郡沢田村未之年免定之事」^{ぎぐんさわだむらひつじのとしめんじょうのこと}が最も早い事例である。「免定」は「御成ヶ割付之事」^{おなりかわりつけのこと}「御年貢可納割附之事」^{おねんぐおさむべきわりつけのこと}などとも記され（以下、年貢免定とする）、領主から村に宛て発給される。当時、税金は個人ではなく村が納税責任を負っていたからである（村請制）。村ではこれを受けて、それぞれの持高に応じて年貢を割当て領主へ納入し、領収書にあたる「勘定目録」や「年貢皆済状」を交付されるのである。



文書箱

漆塗りの文書箱には「年々 御免定入 沢田村」と墨書されており、年貢免定が一括して保存されていた。

（1）沢田村の領主

江戸時代の沢田村の領主は、Ⅰ．慶長5～寛永5年（1600～28）、Ⅱ．寛永5～17年（1628～40）、Ⅲ．寛永17～元禄4年（1640～91）、Ⅳ．元禄4年～明治維新の4期にわかれ、高須藩—幕府—高須藩—幕府と入れ替わっている。

- Ⅰ．高須藩（徳永氏二代）：式部卿法印寿昌（慶長5～16）、左馬介昌重（慶長16～寛永5）。昌重の大坂城石垣普請での失態一件のため所領没収、幕府直轄領となる。
- Ⅱ．幕府代官：岡田将監善同（寛永5～8）、岡田将監善政（寛永8～17）
- Ⅲ．高須藩（小笠原氏）：多良の旗本高木貞勝の息である土佐守貞信（寛永17～元禄4）が、外祖父小笠原氏の家督を継ぐ。願いにより越前勝山へ転封。
- Ⅳ．幕府代官・郡代：石原清左衛門・南條金左衛門・岩出藤左衛門（元禄4）、岩出藤左衛門元禄5～11）、辻六郎左衛門（元禄12～享保2）、辻甚太郎（享保3～20）、井沢弥惣兵衛（享保20）

～元文元)、滝川小右衛門(元文2～延享2)、青木次郎九郎(延享3～宝暦5)、多羅尾四郎左衛門(宝暦6～8)、千種清右衛門(宝暦9～明和2)、千種六郎右衛門(明和3～6・明和8～安永3)、石原清左衛門(明和7・安永7～天明3)、岩出伊右衛門(安永4～6)、多羅尾四郎右衛門(天明4～寛政9)、多羅尾四郎次郎(寛政10～文化10)、多羅尾久三郎(文化11)、多羅尾靱負(文化12～天保7)、多羅尾織之助(天保8～9)、多羅尾久右衛門(天保10～14)、柴田善之丞(天保15～嘉永4)、岩田鋏三郎(嘉永5～慶応3)。

〔多羅尾四郎左衛門・同四郎右衛門・同四郎次郎・同久三郎・同久右衛門は信楽、石原清左衛門は大津、岩出伊右衛門は土山、それ以外は笠松役所である。また、任期は免定の発給年代によったため、実際の任期と異なる場合がある。〕

(2) 年貢の変遷

①様式の変化と貢租

年貢免定には、村高に対する年貢率や貢納量、無地・損毛(水害などの被害による荒れ地)による引高、税金の種類、支払期日などが記載されるが、時期によりその形式が異なる。寛永8年(1631)の[1]「多芸郡沢田村未之年免定之事」(口絵図版1)をみると、

多芸郡沢田村未之年免定之事

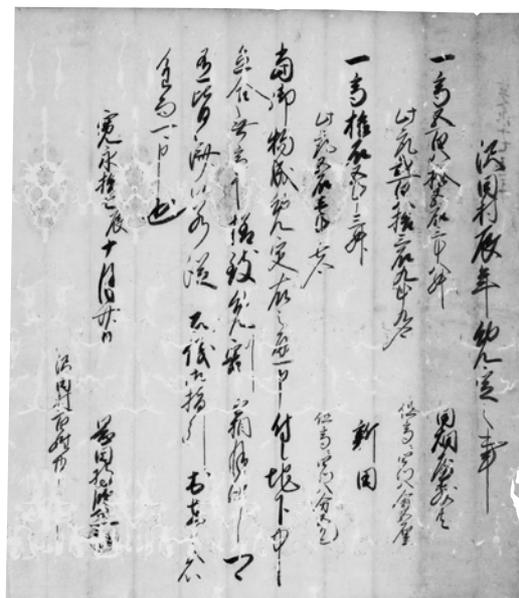
一高五百八拾五石三斗八升	田畑屋敷共
此取貳百五拾壹石七斗壹升三合	但高二付四ツ三分取
一高拾石五斗三升	新田方
此取八斗五升四合	但高二付八分壹りん

当未之御物成右之通相定候間、地下中小百姓出作人共ニ不残立合、立毛上中下之所ニ随免割仕、極月十日以前ニ可有皆済、若従 公儀御指引於有之ハ重而其方へ可申也

寛永八年未霜月朔日 岡田左京亮(印)

沢田村惣百姓中

とあり、村高585石3斗8升到43%、新田高10石5斗3升到8.1%の税が賦課され合計252石5斗6升7合を12月10日迄に納入するようとしている。記載されているのは村高、免(年貢率)、年貢米取高(貢納量)、納入期日である。また、田畑の等級に従って免割りするようにとの指示が入れられているほか、「公儀御指引於有之ハ重而其方へ可申也」との文言がみられ、この時期の年貢収納が代官



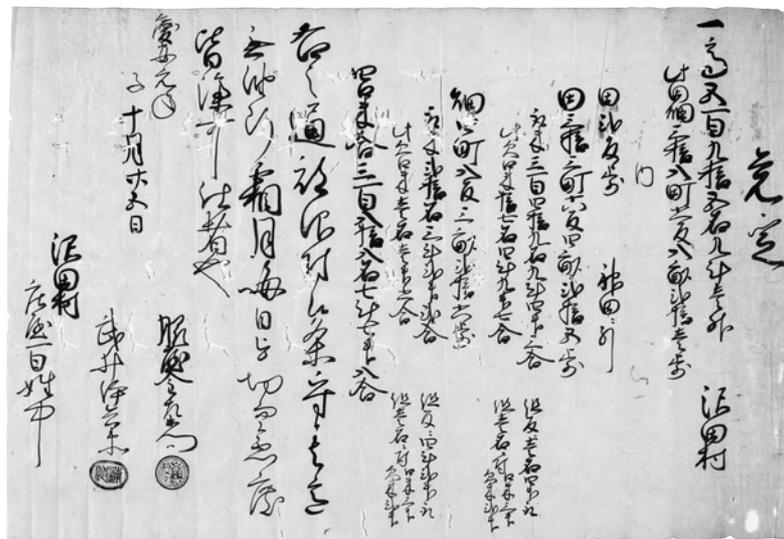
[2] 沢田村辰年免定之事 寛永17年(1640)10月20日



[3] [免定] 寛永17年 (1640) 極月10日

の裁量に任されていたことが示されている。他のⅡ期の免定はこれと同様の様式であるが、Ⅲ期へとかわる寛永17年には年貢免定が2通残されている。1通は10月20日付幕府代官が発給したもの [2]、もう1通は12月10日付小笠原氏が發給したもの [3] である。Ⅱ期には寛永8・9年のものがあるが、両方とも11月1日に發給し、納入期日を12月10日としており、[2] の納入期日は11月中と少し早まっている。小笠原氏が領主となったのは9月末であり、この年の年貢収納は幕府代官によって進められていたと考えられるが、これを引き継いだ小笠原氏が12月に出した年貢免定では、新田分が村高に一括され、税率は48.5%から51%へと増加し、納入期日は12月25日となっている。

Ⅲ期に入ると、寛永～正保は年貢率と期日のみと簡略になっているものの、慶安元年 (1648) からは村高、面積、免除地面積、田畑別の面積と反当年貢米取高、年貢米取高、欠口米、総取高が記載され、内訳が示されるようになる [4]。また、文言が「右之通被仰付之条守其意、霜月晦日を切而急度皆済可仕者也」となり、免割についての指示が消え、納入期日のみとなる。以後、この形式が定型化していく。



[4] 免定 慶安元年 (1648) 10月25日

Ⅳ期は時期によって美濃笠松、近江信楽・大津・土山代官所間で支配が入れ替わるが、とくに代官所別に形式が変化の様子はみられない。天明4年 (1784) の免定には「丑上戌迄拾ヶ年定免石原生左衛門方ニ而相究候条」と支配が代わっても前代からの条件に従っている。形式的には安永6年 (1777) を境にして、田畑高一括記載のⅡ期形から田畑高別記載のⅢ期形へと変化し、本田、本畑、起返分など種類別に書き上げられ、免除地が面積から引高に変わるなど詳細になる。また、外

高として元禄8年(1695)から鉄砲運上、享保6年(1721)から御伝馬宿入用、明和元年から御蔵米入用・六尺給米が課され、総取高には米納・金納の表記がなされるようになる。



[5] 石津郡沢田村未年免定之事 元禄4年(1691)10月

石津郡沢田村未年免定之事

一高五百九拾五石九斗壹升	田畑屋舗共
三石八升壹合	前々方神田引
百貳拾五石四斗貳升五合	同永不納
内 四斗三升六合	同谷押永不納
壹斗貳升八合	午永不納
ノ百貳拾九石七升	
残四百六拾六石八斗四升	

本高三ツ八分六厘貳毛内

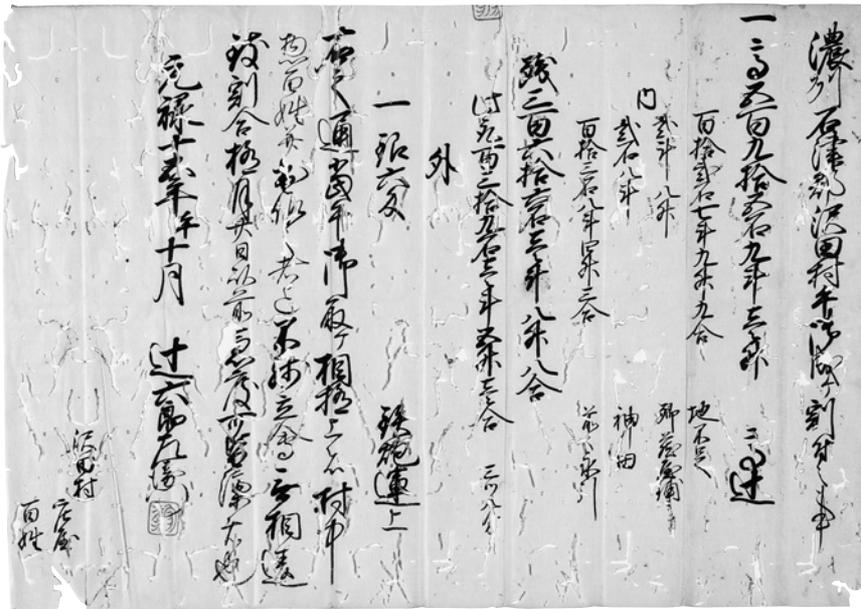
此取貳百三拾石壹斗壹升壹合 但有高四ツ九分貳厘九毛ヨ

右当未年御成ヶ如此相究候、惣百姓中立合無甲乙致免割、極月十日以前急度可有皆済候、若從 御公儀御僉儀於有之者、重而其旨可申渡者也

元禄四年未十月	石原清左衛門 (印)
	南条金左衛門 (印)
	岩出藤左衛門 (印)

沢田村
庄屋
惣百姓中

これは元禄4年のものであるが、村高と免除地、残高(年貢掛高)と年貢米取高・年貢率、総取高が記載されている。年貢率は本高に対するもの、引高を控除した有高に対するものと両方示されているが、翌年からは有高分だけの記載となっている。そして、Ⅱ期にはみられなかった免割についての指示や、「若從 御公儀御僉儀於有之者重而其旨可申渡者也」という文言が再び入れられるが、この文言は元禄12年以降みられなくなる [6]。



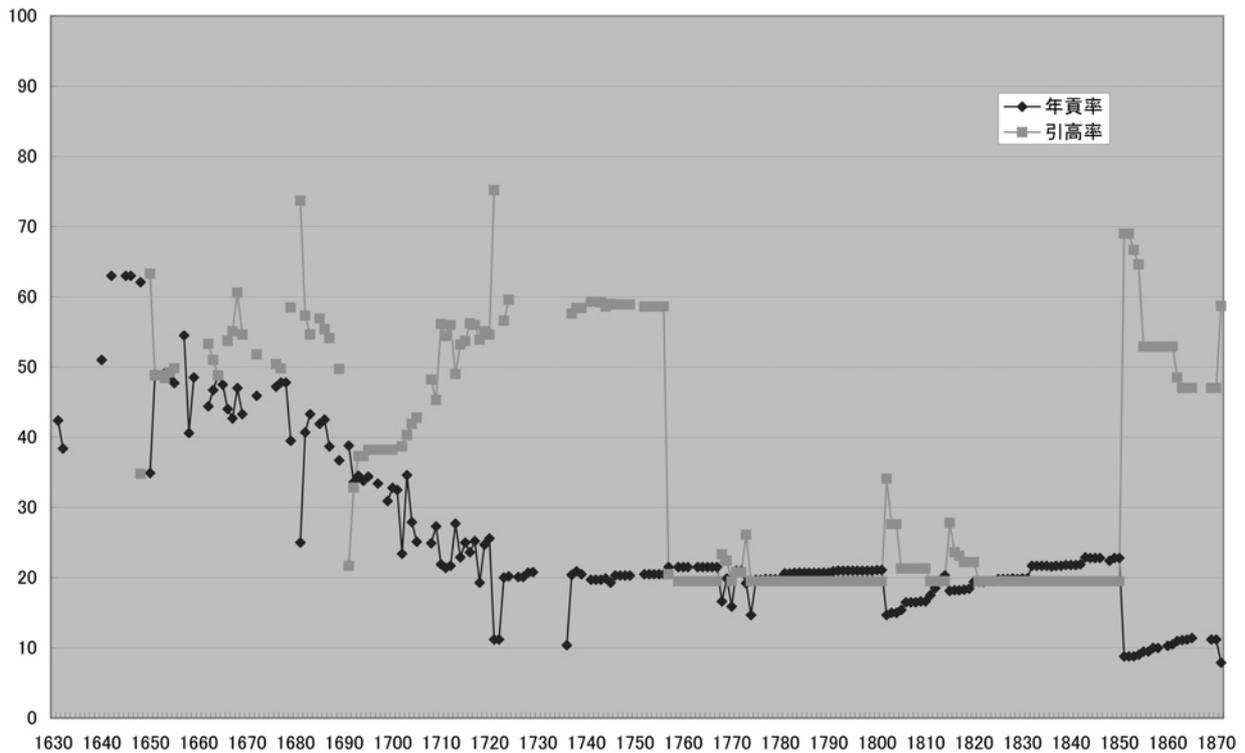
[6] 濃州石津郡沢田村午御成ヶ割付之事 元禄15年 (1702) 10月

これは美濃郡代辻六郎左衛門が任じられた年にあたり、幕府の直轄地支配が勘定奉行に統率され、強化される時期と符合する。正徳5年(1715)の年貢免定には「米七斗四升五合 有高ニ式厘七毛加免也、御勘定所御吟味ニ付如此表之奥書割合可納也」と翌年3月27日付、辻六郎左衛門名で裏書がされており、勘定所の指示を受けて年貢の増徴が行われている。宝暦7年(1757)からは取高の内訳が示され、安永6年(1777)以降には田畑別に記載されるようになり、以後この形式で定型化していく。

また、文書の差出と宛所の記載位置は両者の位置関係を示すといわれるが、Ⅱ期には「沢田村惣御百姓中」「沢田村百姓中」として差出の代官名より上の位置に書かれている。Ⅲ期には「沢田村・庄屋・百姓中」として差出者名よりやや上か同じ位置へと下がり、Ⅳ期になると差出者名より下となる。元文2年(1737)からは宛名に「年寄」が加わり、宛名から離れた下部に書かれるようになっていく。

②年貢高と損毛

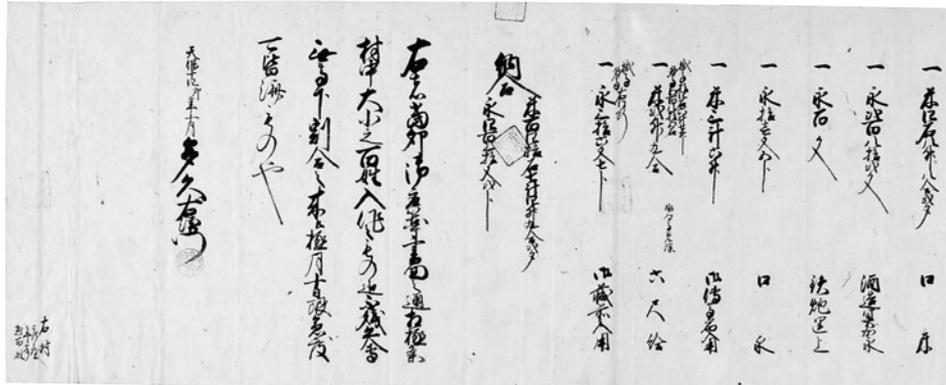
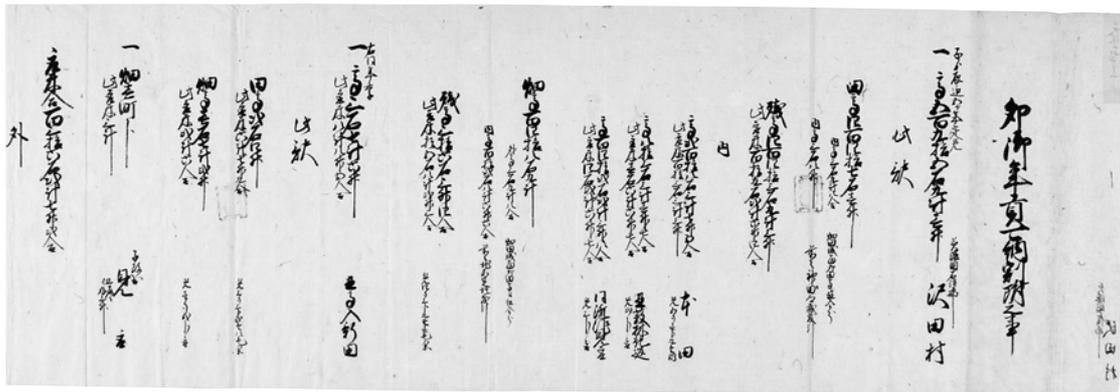
沢田村の村高は太閤検地で595石9斗1升と確定されて以降、江戸時代を通じて変わることはなかった。しかし、年貢高は年貢率の変動や免除地、水損・砂入地など引高の増減により変動する。Ⅱ～Ⅳ期の年貢率と引高率を表した次表をご覧ください。



沢田村の年貢変化

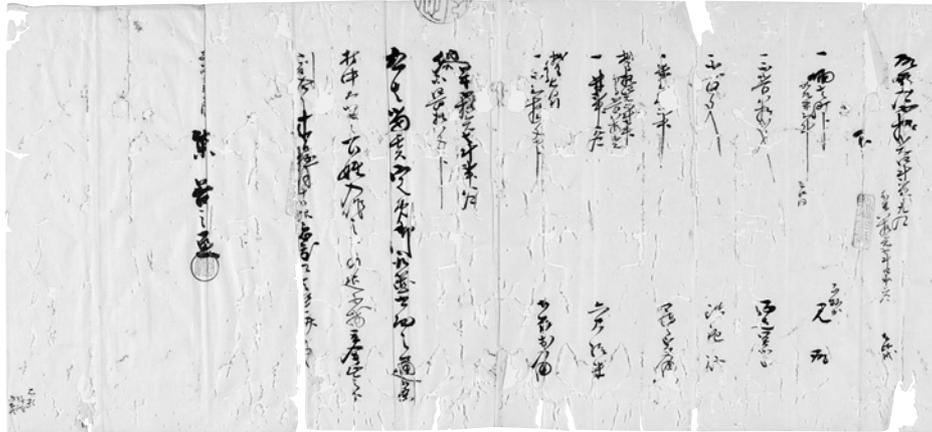
寛永19年(1642)・正保2～慶安元年(1645～48)には370～375石の年貢高となっており、年貢率は63～62%と高いが、これ以降は徐々に減少していき、享保8年(1723)からは一部を除いて約110～130石の年貢高となり、村高の20%前後で固定している。途中、延享3年(1746)から年貢徴収が検見から定免へと切り替わるが、それ以前から年貢率はほぼ一定になっていたことになる。宝暦11年(1761)、明和5～7年(1768～70)、文化9年(1812)には検見が実施されているが、代官から引き継いだ定免の期明けや新任時期に実施されたと考えられるほか、明和期の場合は年貢率が22%から17%、引高が20%から23%へ増減しており、早損・凶作によるものと思われる。※文化2年(1805)には、見取場高入検地が行なわれ、丑高新田として高入されるが、この分は文政7年(1824)まで検見取となっている。

検見と定免とを較べると、領主側からすれば、役人が各村を回り検査しなければならず、手間のかかる検見法よりも、収穫高の減少があったとしても一定の年貢収納が確保できる定免法の方が安定した徴収法であった。農民からすれば収穫高を上げれば余剰分として蓄積することができ、一部有力な農民にとっては有利であった。たとえ定免となっても損毛が大きい場合は、農民から破免願いが提出され、検見が実施されることになっていた。安永3年(1774)には10ヶ年定免期中に破免検見が行われている。そして、嘉永4年(1851)を境に年貢高50石前後、年貢率10%前後となり、年貢高はさらに下がっている [7]。

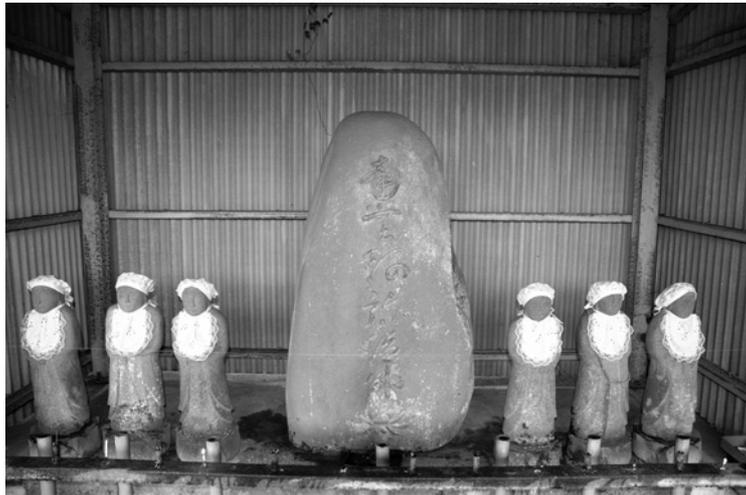


[7] 卯御年貢可納割附之事 天保14年(1843)10月

これに対して引高の年貢に占める割合は、宝暦6年(1756)までは年貢率と反比例するが、同7年~嘉永3年には相関関係はみられず、どちらも約20%に固定している。これは宝暦7年からは荒廃し免除地となっていた場所の起返(再墾)が行われ、引高が減少したものの、起返地への課税は数年間は低率であったため年貢率の上昇には結びつかなかったことによる。宝暦7年の年貢は、本田畑251石4斗8升3合3勺は免48.69%で取米122石4斗4升、当丑藪林起83石3斗1升6合7勺は免2%、当丑流作場起142石2斗3升8合は免3%の賦課で合計5石9斗3升3合となっている。しかし、雪害・水害などの災害の影響を受けた年は引高の割合が高くなっている。Ⅱ期の領主小笠原氏は、度重なる水損による年貢収納率の低下を理由に国替を願い出ている。この期の引高の内訳をみると、神田・堤敷・郷蔵敷引のほか、川欠・谷押当不納・いもちかれ、石入などのほか、水害による被害で永不納となった土地が累積しており、当初60%前後であった年貢率が30%後半にまで落ち込んでいる。これが幕領となったⅢ期では、さらに年貢率が低下していくが、慶安3年(1650)・天和元年(1681)・享保6年(1721)・元文元年(1736)・安永3年(1774)・享和2年(1802)・嘉永4年に著しく低下している[8]。その原因は、慶安3年には「寅年の洪水」といわれる大水害、天和元年には風水害が発生、享保期には雪害や風水害の被害のほか、前々からの永引地が165石前後と最も高くなっている。また、安永期には風水害、享和期には雪害、嘉永期には風水害が発生するなど、災害の影響と毎年のように起こる川欠や砂入といった小規模な水損地の免除により、年貢率は20%台~10%台へと低下していくのである。



[8] 亥御年貢可納割附之事 嘉永 4 年 (1851) 10 月



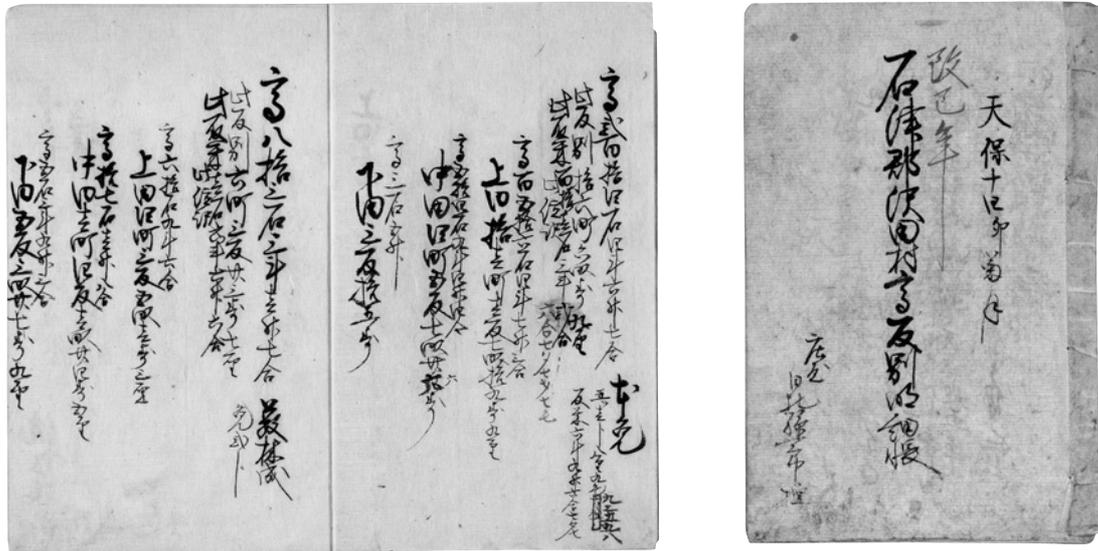
六地藏

寛政10年 (1798) 冬、沢田村に建立されもの。当時の奉賀帳には「為小児供養」とあるが、災害がうち続くなか、どのような思いで建てられたものであろうか。宮谷の旧火葬場に残る。

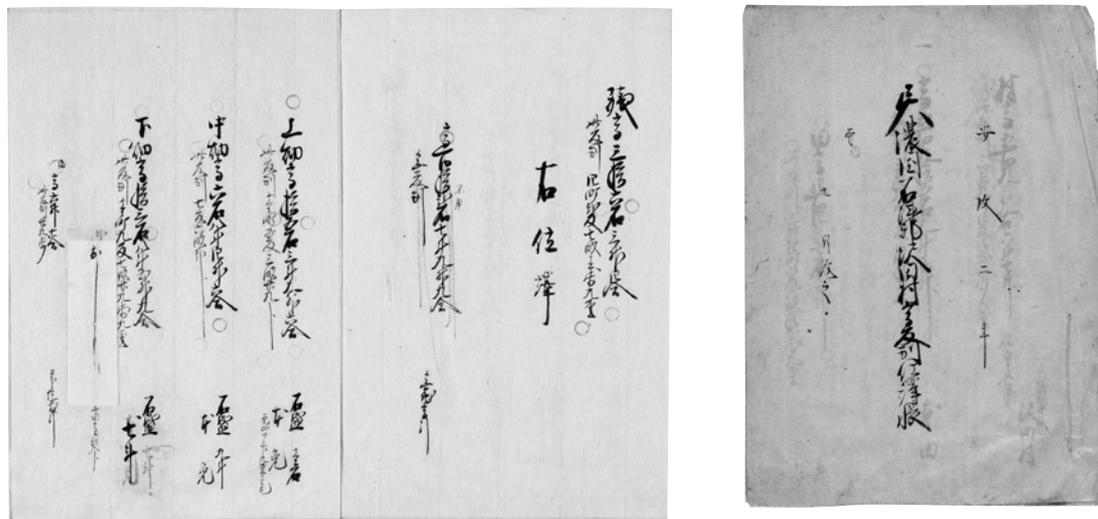
③年貢割付と納入

年貢高が通知されると、村では庄屋・年寄などの村役が各人の持高に応じて支払い分を決定する。年貢免定では田畑の等級が示されていなかったが、その土地の生産高によって上・中・下のラ

シク分けがされており、石盛（1反当りの米の見積生産高）が設定されている。天保14年（1843）の「石津郡沢田村高反別明細帳」〔9〕から石盛をみると、上田1石4斗、中田1石2斗、下田1石、上畑1石、中畑9斗、下畑7斗となっている。こうした年貢割付の仕事は村役人の差配で行われたが〔10〕、他の百姓から不正が行われているのではないかとの不満が起り、争論に発展するようになった。このため、総百姓の代表として百姓代という役職がおかれるようになるが、沢田村では元禄6年（1693）から年貢免定に百姓代の名がみられる。

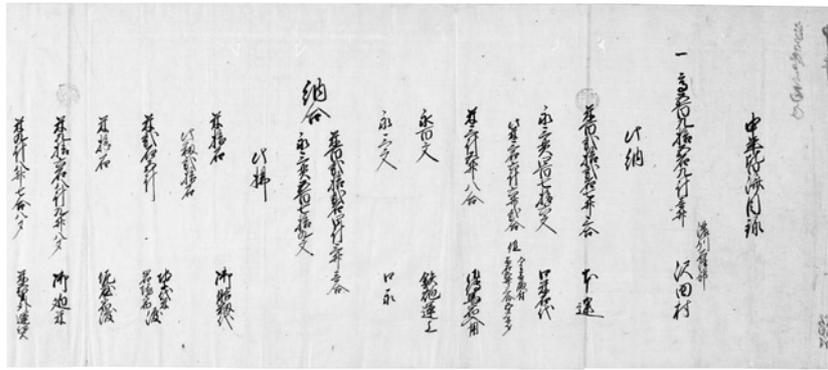


〔9〕 石津郡沢田村高反別明細帳 天保14年（1843）



〔10〕 美濃国石津郡沢田村高反別仕分帳 安政2年（1855）7月改

年貢納入が完了すると領主から請取状が出されるが、元禄15年～安永4年（1702～75）のものは、「年貢勘定目録」「年貢米金納払目録」「御年貢米金小物成高掛り納払御勘定目録」などの名称が使われており、村から年貢納入の詳細を書き上げて領主に提出し、領主がその用紙に奥書あるいは裏書を加えて村に返戻するという手順である。このうち、元文2年（1737）までは手代が連名で奥判を加え〔11〕、元文3年以降は郡代・代官が裏判を加える形式となっている〔12〕。これが安永5年以降になると、領主から村に対して「年貢皆済目録」を与える形式へと変わるが、これより早い宝暦13年（1753）にも「皆済目録」が出されている〔13〕。「年貢皆済状」には年貢の種類・納入方法が詳細に記載されており、より具体的な内容を知ることができる〔14〕。



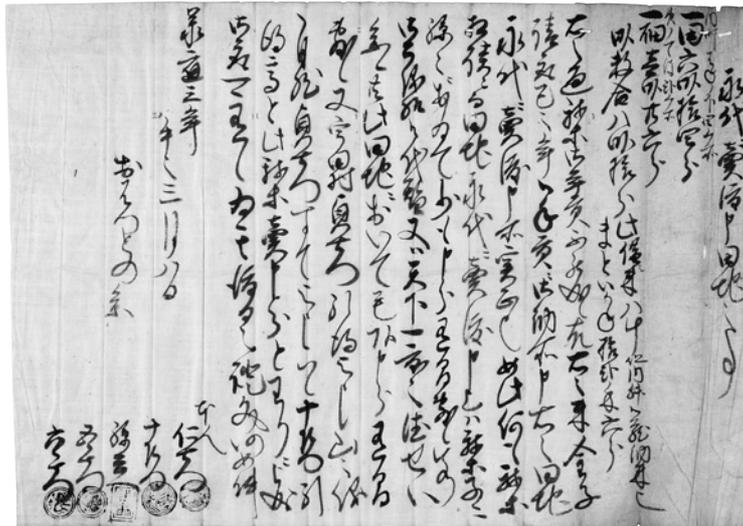
[13] 申年皆済目録 宝暦3年(1753)6月



[14] 寅年皆済目録 天保14年(1843)3月

村は納税責任者として年貢の割付・徴収を行うが、納税者全てがその責任を果たせるわけではない。年貢が払えず土地を手放さなければならないこともある。寛永20年(1643)に幕領では田畑の永代売買が禁止され、違反者には罰則が下されることになっていたが、現実にはこれを守ることが難しく、徐々に罰則が緩和され、実質的な効果はほとんどなくなっていった。一定期間売り渡して買い戻す「年季売」や、売った代価を返済すれば土地を買い戻すことができる「本物返」、^{ねんきうり}「質流」などの形式をとることによって、実際には土地の売買が行われていたのである。

日比家に残る土地の売買証文は、承応3年(1654)のものが一番早く [15]、元禄15年頃まで「永代売渡」の文言が使われ、それ以降は、「年季売」や「質流」などの文言となる。初期にはそれほど高い金額の取引はないが、だんだんと高額な取引が行われるようになっていく。やがて土地が特定の農民の下に集積するようになり、村の中の身分格式にも影響を与えるようになっていったのである [16]。



えいだい にうりわたしもうすでんち のこと
 [15] 永代二売渡 申田地之事 承応3年(1654) 3月8日



あいわたしもうすそうやましようもん のこと
 [16] 相渡 申惣山証文之事 慶應3年(1867) 2月

2. 水をめぐる争い

年貢を納める前提として、再生産可能な環境の整備、とりわけ農業生産にとっては用水をいかに確保するかが死活問題となってくる（輪中地帯を持ち出すまでもなく、排水も重要な問題となるが、今回の展示では扱わない）。

再び表紙絵図に戻ると、牧田川から二本の用水が伸びていることが確認できる。上流のものが「一之井」と呼ばれ、沢田村の大半の田畑が関係していた。もう一本は、桜井村と共有する井筋である。このように川に近接した地域ならば、用水には困らないと思われるかもしれないが、実態は大きく異なっていた。

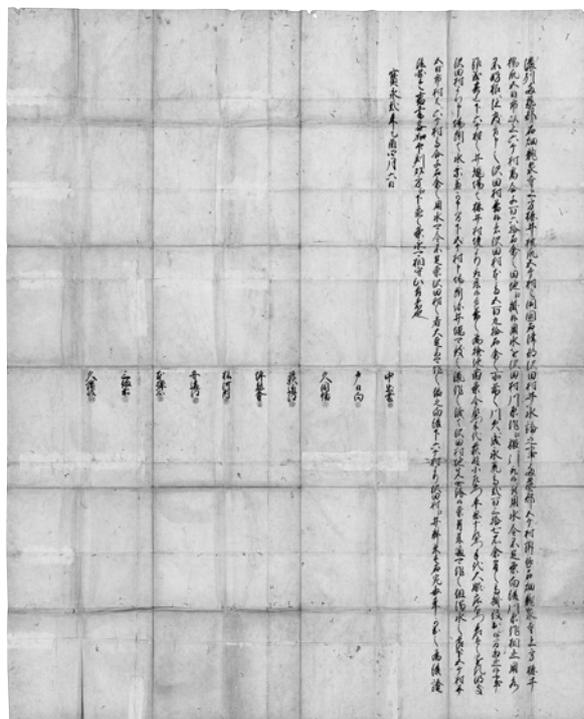


沢田用水（一之井）の現況
江戸時代と同じ位置を流れている。



牧田川取水口
昔の位置から少し下流の方へ移動している。

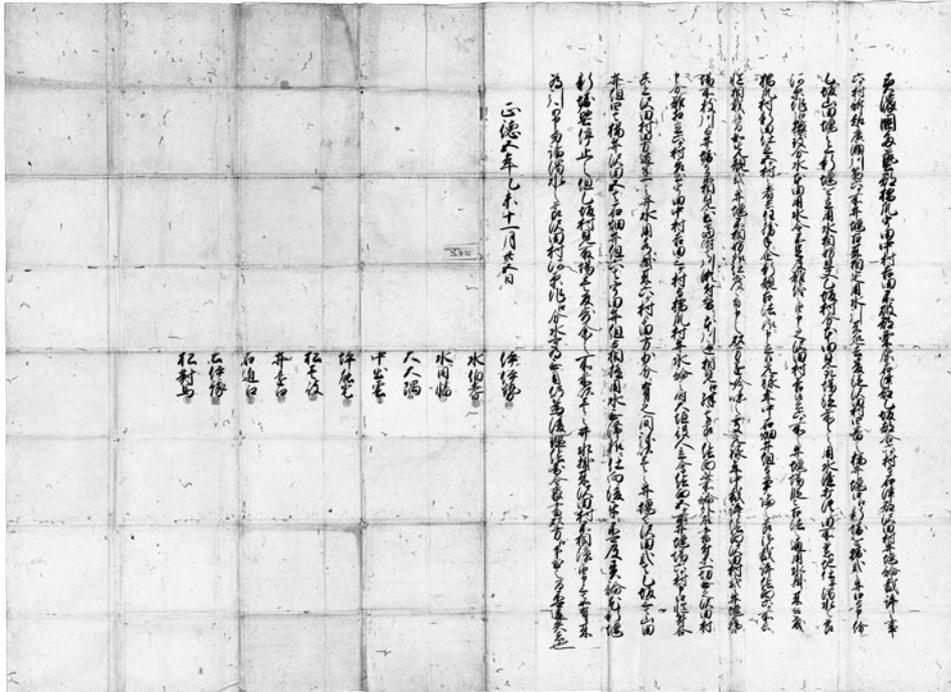
一例として、宝永2年(1705)の争論を取り上げてみよう。これは、[17]によれば、沢田村が新規に川原で耕作(川原作)するための取水を行った結果、用水不足になったとして、牧田川の下流南側の石畑・龍泉寺・上方・桜井・橋爪の5か村(石畑井組)が、沢田村の川原作を停止するよう求めたものである。沢田村は、水害で永荒高が237石余もある中、高掛物(付加税)は否応なく納めねばならず、川原作を止める訳にはいかないとし、さらに5か村の井堰場は桜井村境であり、沢田村とは無関係と反論している。結局、幕府検使により沢田村の主張する井堰場では取水不能と判断され、5か村の主張する沢田村内の井堰場が認められている。また、渇水時は他村に配慮して大豆を栽培してはならないと命じられたが、平時の川原作は許容され、さらに5か村側は、毎年「井料



[17] ^{いすいろうんざいきよえ ずうらがき}〔井水論裁許絵図裏書〕 宝永2年(1705)4月6日 226.0×186.0cm
幕府評定所の構成メンバー11名が連署判しているが、身分差を表すため名字の下の一文字を抜く片^{かたみょう}名字となっている。なお、4番目の荻近江とは、貨幣改鑄で知られる勘定奉行の荻原重秀である。

米」1石を沢田村に納めることになった。

その10年後の正徳5年（1715）、今度は牧田川の下流北側の橋爪・宇田・中村・吉田・栗原・乙坂の6か村から、沢田村が構営した新堀・新堰によって本田用水が不足しているとの訴えがあった[18]。この時も、最大の争点となったのは取水口の位置関係である。沢田村は内済を拒否し、新堰とされるのは「二之井」と主張したが、審理の結果、沢田村の主張はまたも退けられ、沢田村周辺の6か所の井堰・用水のおおまかな位置関係が確定することになる。



[18] [井水論裁許絵図裏書] 正徳5年（1715）11月25日 185.6×164.6cm

この裁許絵図も掲げておいたが[19]（口絵図版3）、図中の黄色が大垣藩領、桃色が幕領である。用水が毛細血管のように分岐し、網の目状に広がっていることがみてとれる。牧田川の河川敷には、灰色で描かれた「川原作」が相当数存在することにも注意したい。なお、表書にある通り、この絵図の作成には、大垣及び加納の絵師が関わっている。

このように、暴れ川として恐れられる牧田川でも、普段は流量が少ないうえ伏流しているため、必要とする水量を確保するのは容易でなかった。とりわけ、川に堰を設けて用水を得る場合、下流の堰では上流堰からの洩水を当てにせざるを得ず、優越的な位置にある沢田村は、下流村々から常に厳しい視線を浴びることになった。その後も、享保9年（1724）に石畑井組と井堰切落争論、宝暦11年（1761）には桜井村と井掘をめぐる争論など、沢田村と下流村々との間で用水をめぐる争いが頻発している。なお、流路が変化（瀬替）すれば、当然、取水口の変更が求められるが、それがまた大きな問題となった。

なお、水をめぐる争いでは、水不足が起きやすい上流部とは逆に、下流部では上流からの排水も加わり、排水障害が起こることが多く、地域内でも上流と下流で利害対立を生じやすかった。このため、悪水の発生を抑止するため、掘井戸を制限する、「株井戸」制度などが整備されてくるのであり、地域の水文化として注目しておきたい。

3. 人の移動

慶長18年(1613)、徳川幕府はキリスト教を禁止する禁教令を發布、以後キリシタン摘発のため、住民一人一人をどこかの寺院の旦那とする寺請が行われるようになる。寺請けは、最初は幕領と一部の私領のみで行われていたが、寛永12年(1635)に幕府が「武家諸法度」を改訂してキリシタン禁制の一条を加え、諸国・諸大名へ宗旨改を命じたことから、全国的に行われるようになったとされる。さらに、鳥原の乱後の寛永17年には、幕領のキリシタン摘発を強化するために宗門改役を設置、寛文4年(1664)には各藩に対しても専任の宗門改役を設置して、毎年宗門改を行うようにと、また寛文11年には毎年宗門改帳を作成するようにと命じている。

これを機に、各地で宗門改帳が作成されるようになる。宗門改帳の体裁は、徐々に宗旨を人別に記載する宗旨人別帳の形に整えられてゆき、定着する。そして、キリシタン摘発が激減する江戸時代中期以降も宗門改は続けられ、毎年作成される宗旨人別帳は戸籍原簿の役割を担うようになる。婚姻や養子などの理由で、ある村から別の村へ移る場合、居村の宗旨人別帳から除き、移動先の村の人別帳へ加えられる。この際、それまで居住していた村の庄屋から、移動先の庄屋へ、宗旨人別帳に加えてくれるように依頼する文書が送られる。これを村送りという[20]。また、移動する人物が檀家であったことを寺院が証明する文書が添えられることがある。これを寺送りという[21]（『国史大辞典』宗門改・宗門人別改帳）。



[20] 村送り一札之事 嘉永5年(1852)3月

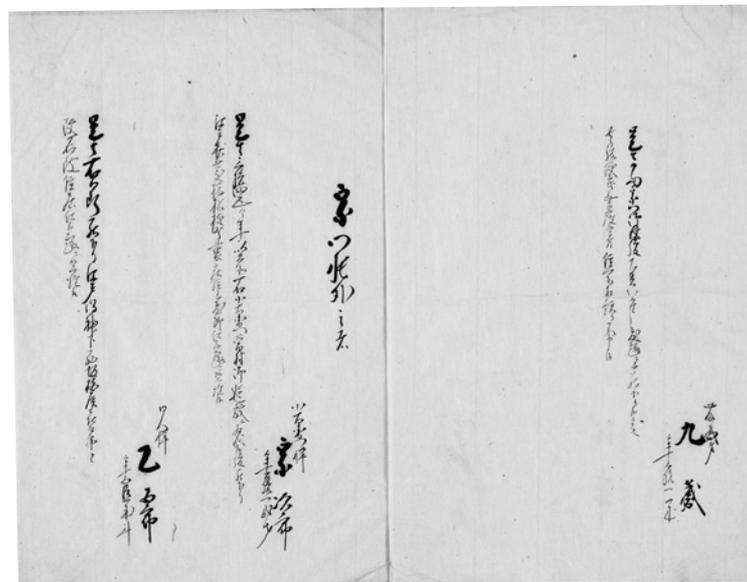


[21] 寺手形一札 嘉永5年(1852)3月

さて、村送りには、移動理由が書かれるのが一般的であるため、そこから村の通婚圏や交際圏を読みとることができる。日比家文書には、天保9～明治4（1838～71）にわたり、差し出し・宛名の両方が記載されている村送りの正文・写が60通残されている。移動理由の内訳は、嫁入り38件、婿養子3件、養子10件、養女1件、その他8件である。嫁入りに関して残されている村送りは、本上郡八坂村の喜惣治へ嫁いだ「みつ」が、離縁されて沢田村へ帰村した件を除けば、全て他村から沢田村への嫁入りに伴う移動の際に作成されたものである。これらによれば、嫁の出所は、多藝郡14件、石津郡9件、不破郡6件、安八郡5件、池田・本巢両郡各1件、伊勢国桑名1件であり、主に沢田村周辺の美濃国内の村々から嫁を迎えていることが確認できる。婿養子についての村送りは、沢田村から他村への婿養子に関するものしか残されていない。婿養子に入る先の内訳は、石津郡、不破郡、近江国坂田郡とも各1件であるが、事例が少なく傾向を読み取ることは難しい。

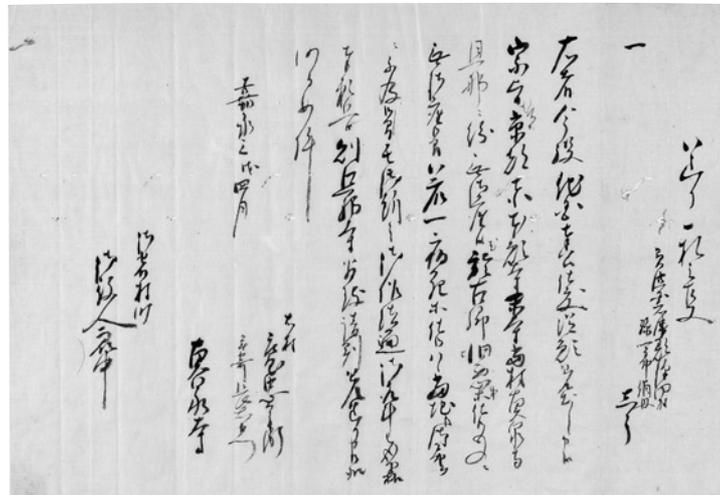
養子に関して作成された村送り10件の内訳は、他村から沢田への移動に伴い作成されたものが6件、沢田から他村への移動が3件、不熟離縁して大垣から沢田への帰村が1件である。養子の出所は、多芸郡3件、不破郡1件、石津郡1件、安八郡1件であり、情報が少ないという問題はあるが、嫁入り同様、美濃国内の近隣の村々から迎える傾向が強かったと推測される。一方、沢田村から養子へ入った先は、3件とも近江国である。事例が少ないとはいえ、沢田村では近江国の村々を養子先を選ぶ傾向があったのではなかろうか。また、沢田村から養子を差し出す空間的範囲と、嫁・養子を迎える空間的範囲の間で、差異がある可能性も考えられる。しかし、沢田村から他村への養子に関する事例が3例しかなく、日比家文書に残されている村送日も全体のごく一部しか残っていないため、可能性を指摘するにとどめたい。

ところで、村人の中には村外へ奉公へ出る者もいた。中でも江戸は奉公人の需要が多い地域であり、全国から多くの者が江戸へ奉公に赴いている。天保9年の[22]「江戸住居奉公并帳外之者御尋二付書上帳控」によれば、沢田村からも、当該期3名の者が江戸へ出ていたことが確認できる。



[22] 江戸住居奉公并帳外之者御尋二付書上帳控 天保9年（1838）7月

江戸など他国へ奉公するには、当然奉公先まで旅をすることになる。日比家文書には、沢田村孫一郎の伯母「しう」が、他国奉公をするにあたり作成された往来手形の写が残されている。往来手形とは、江戸時代、庶民が旅行の際に携帯した身分証明書のことである。宛名はただ御宿村町・御役人衆中とし、真泉寺の檀家であること、悪事を働いたことの無いことを記し、移動中もし死ぬことなどがあれば、沢田村へ知らせるには及ばず、その場所の作法で取り計らって欲しいとしている [23]。



[23] 送り一札之事 嘉永3年(1850)4月

なお、この往来手形に書かれているように、旅先・外出先で亡くなることは珍しいことではなかった。文政12年(1829)、沢田村で志津村惣吉の弟・六次が病気により死亡した際も、沢田村の作法で葬って欲しいと志津村名主が沢田村庄屋へ依頼している [24]。



[24] 一札 文政12年(1829)9月

このように、旅には危険性がある程度伴った。しかし、一方で庶民にとって旅は、数少ない娯楽でもあった。江戸時代後期には伊勢参りや金比羅参り、御蔭参りなどと称し、物見遊山をかねて諸国の神社仏閣を参詣することが流行する。沢田村でも、天保14年（1843）に百姓・八左衛門が、慶應2年に嘉右衛門娘「とわ」が、病氣平癒を願うとの目的で、神社仏閣を参詣するための旅に出ている [25]。



[25] 往来手形之事 慶應2年（1866）3月

また、なかには正規の手続きを取らず、村を出奔してしまう者や、素行が悪く、勘当されて村を追い出される者もいた。このような者たちに対しては、「帳外」といって村から領主^{ちやうがい}に願い出て、宗門人別改帳から抜く措置が執られた。沢田村では、天保8年（1837）、不埒な行いの多い述次郎を勘当・帳外に、また何の断りも無く出奔してしまった金兵衛を帳外にする許可願いが、述次郎の親・作兵衛、金兵衛の甥・元助らから役所へ差し出されている [26]。



[26] 乍恐以書付奉願上候 天保8年（1837）8月

帳外になった者は、無宿と呼ばれ、その多くは江戸へ生活の糧を求めて流れていった。先の天保9年の「江戸住居奉公并帳外之者御尋ニ付書上帳控」によれば、沢田村を帳外となった者2名が、名を変えるなどして江戸に住居を構えている。

Ⅱ 村の運営

地域社会の復活は、乳幼児虐待、若者の犯罪、高齢者や障害者の介護疲れ、孤独死など、現代の深刻な社会問題を解決する切り札になるという意見がある。地域の社会生活を支えていたはずの男性のパワーがほとんどカイシャに吸い取られているのはおかしいのではないか、地域に残された女性や老人にあまりにも大きな負担がかかっているのではないかと、国際的に見ても日本人男性の働き方は異常ではないのか、女性がこのような「社会参加」に追随する必要があるのか、いろいろな反省点が指摘され始めている。

では、男たちがまだ、兵隊や会社員として、地域の外に働きに出る以前の江戸時代には、どのような地域社会が存在したのであろうか。多くの男たちにとって、生活だけでなく仕事の場でもあった村社会は、現代社会よりも生活の資源が限られており、その分配をめぐる厳しい緊張関係が存在した。そのような緊張関係が爆発しないよう社会を秩序づけていたのは、一言でいえば「身分」である。村運営を任された人々も、それなりの「身分」を持つ人でなければ人々の納得を得られない、というのが江戸時代の村社会であった。沢田村でも「身分」を軸とした、ある意味では些細なやりとりが延々と繰り返されている。しかし、江戸時代よりも生活資源は豊かになったはずの現代社会は、果たして誰もが認めるような「身分」にかわる地域社会の理念を持っているのだろうか？そのようなことを考えながら、村運営に携わった男たちのうごめきをみてゆくことにしよう。

1. 庄屋役をめぐる緊張関係

庄屋とは、現在の村長や町長にあたる役職である。日比家文書によれば、沢田村の庄屋が受取人となっている文書は約230点、差出人となっている文書は約150点が確認できる。最も古いものは寛永17年(1640)12月10日付の年貢免状で、宛名に「沢田村新田・庄屋、百姓中」とあるが、庄屋の名はわからない(以下、日比家文書のデータから作成した次表「**沢田村役人の変遷**」も参照されたい)。

	庄屋在任期間		備考
1658 (万治 1)	12月 五郎右衛門		組頭六左衛門 組分 (養老郡志 p 890古文書) 本郷組庄屋訴訟一件 11月庄屋五郎右衛門 12月庄屋金重郎署名あり 2月庄屋五兵衛・源四郎 (高木家文書 E 3 (1) 380) 又太郎役儀、八左衛門へ預 庄屋八左衛門終見 (高木家文書 E 3 (1) 4501い)
1672 (寛文12)	12月 又四郎		
1676 (延宝 4)	1月 甚五兵衛		
1681 (天和 1)	12月 又四郎		
1688 (貞享 5)	2月 五郎右衛門		
1690 (元禄 3)	本郷組	町組	
1692 (元禄 5)			
1695 (元禄 8)		9月 (六左衛門、五郎右衛門と連名)	
1699 (元禄12)	11月	五兵衛	
1707 (宝永 4)	又太郎 (代替未確認)		
1708 (宝永 5)			
1710 (宝永 7)	(源四郎?)	2月	
1714 (正徳 4)		3月	
		忠兵衛 I (代替未確認)	
1776 (安永 5)	12月	12月	
1779 (安永 8)		4月	
		林平	
1780 (安永 9)		12月	
1782 (天明 2)		12月	
1783 (天明 3)	11月	与右衛門	
1786 (天明 6)	12月		
	喜一郎		
1795 (寛政 7)	3月	12月	
1798 (寛政10)		8月	
1800 (寛政12)	7月	忠兵衛 II	
1804 (文化 1)	八左衛門		
1805 (文化 2)	2月		
1812 (文化 9)	3月		
	喜一郎		
1827 (文政10)	12月		
1828 (文政11)			
1832 (天保 3)		(代替?)	
1837 (天保 8)			
1838 (天保 9)	3月		
1839 (天保10)	又三郎 1月		
1842 (天保13)	2月	孫一郎	
1854 (嘉永 7)		2月	
1857 (安政 3)	貞三郎	12月	
	(金廻村小十郎兼帯)	周平	
1872 (明治 5)	5月	6月	

沢田村役人の変遷

庄屋の名がわかる最初の事例は、万治元年（1658）閏12月付の文書にみえる五郎右衛門である。元禄8年（1695）11月の文書に日比五郎右衛門の名があり、同一人物であろう。ついで寛文12年（1672）12月付の文書には、庄屋又四郎の名がみえる。天和2年（1682）の文書にみえる日比又四良と関連するであろう。また、この文書で「きもいり」と署名している甚五兵衛は、延宝4年（1676）に庄屋役を勤めている甚五兵衛と関わるであろう。

元禄3年3月に、沢田村は本郷組と町組に分離し、その直後の元禄5年に、詳細は不明だが、村の百姓たちが本郷組庄屋の件で笠松代官所に訴訟を起こす事件が発生している。それをうけて同年11月に、五郎右衛門は八左衛門に一札を出し、庄屋役儀は「我等」、年寄役は「其方」、庄屋年寄給は前々の通りと取り決めている。それから間もなく、元禄8年9月の文書を見ると、庄屋として五兵衛、六左衛門、五郎右衛門の3名、年寄として八左衛門の名がみえる。五郎右衛門と六左衛門は、分離前から庄屋や組頭を勤めていた長老のような存在であろう。五郎右衛門は同年11月の八左衛門金銭借用証文にも単独で庄屋として署名するなど、どちらの組の庄屋であるのかははっきりしない。一方、残りの五兵衛は、その後の諸文書に対する署名の仕方を見ると、本郷組庄屋と分かれたのちの町組庄屋と判断される。

町組庄屋とみられる五兵衛の登場から少し遅れて、元禄12年（1699）11月以後、庄屋又太郎が登場する。おそらく長江氏で、本郷組の庄屋であろう。のち、宝永5年（1708）に庄屋金重郎が署名している文書があり、宝永7年2月には、庄屋五兵衛と同源郎が捺印している文書もあり（高木家文書）、この頃の庄屋役の変遷を完全に把握するのは難しい面もあるが、正徳4年（1714）3月以後、五兵衛にかわって庄屋忠兵衛が登場する。庄屋忠兵衛は、正徳2年の文書にみえる日比忠兵衛と同一人の可能性が高い。以後、本郷組庄屋又太郎と町組庄屋忠兵衛の名は、安永5年（1776）まで確認できる。60年以上もの長期間であり、又太郎が明和8年に没しているように（墓碑銘）、途中で代替わりや、他の人物が庄屋に就任した可能性もあるが、明確にそのことを示す文書は確認できていない。又太郎と忠兵衛（Ⅰ期）がそろって姿を消す安永5年以後、町組庄屋は林平、与右衛門、忠兵衛（Ⅱ期）へと継承されてゆくが、継承にあたりどのようなことがあったのか、特別なことを記す史料は見当たらない。一方、本郷組庄屋又太郎の後任については、さまざまな紛争が生じたため、色々な関係史料がある。以下、その内容を少し詳しくみておこう。



長江春兆（～1771）墓碑

沢田寺坂に残る長江墓地の一基。沢田村庄屋を務めた長江又太郎の墓である。

側面には、「鎌倉権五郎景政五代之後胤長江太郎好景末孫、長江又太郎平景亮、明和八辛卯年三月八日、法名釈宗山居士」とあり、また「くめばへりくまねばもとの水なるにこゝろつくしになに思ふらん」と詠ず。長江氏は、頼朝に仕え、相模長江に住したのち不破郡今須を経て、応仁の乱の際、孫右衛門ら従者を率いて当地に来たと伝える（『養老郡志』）。

まず、長く本郷組庄屋をつとめた又太郎の後任について、名跡（家の名をつぐ）相続人がさしあたりいないため、八左衛門に庄屋の役目を預けるという安永5年12月付の文書が伝来している。差出人は、又太郎親類の久兵衛、証人の伊兵衛、村役人である年寄の義左衛門、庄屋の忠兵衛の4名で、又太郎の名跡相続人があれば、すぐに庄屋の役目を返すことも八左衛門に求めている。これをうけて、本郷組預り庄屋（臨時庄屋）の八左衛門、同組百姓代の弥惣八ほか3名は、同年同月付で町組庄屋忠兵衛、同組年寄儀左衛門、同組百姓中に一札を提出し、庄屋方の租税負担の調整をきちんと行い、町組に一切迷惑はかけないと約束している。この庄屋の免税特権が、のちにも紛争の原因となっている。

庄屋の役目を預かった八左衛門は、そののち少なくとも天明2年（1782）7月まで、必要に応じ町組庄屋の林平とともに、関係書類に庄屋として署名しているが、天明6年以後、少なくとも寛政3年（1791）7月まで、八左衛門にとってかわる形で、喜一郎が庄屋として、いろいろな書類に署名している。喜一郎はのちにみるように、又太郎の名跡相続人で、八左衛門は約束どおり、庄屋役儀を返したとみられる。ところが寛政12年7月以後、ふたたび八左衛門が庄屋として、いろいろな書類への署名を再開している。そして文化元年（1804）から翌年にかけて、喜一郎と八左衛門の間で、庄屋の役目をめぐる紛争が発生する。そのきっかけは、八左衛門方の言い分によれば、文化元年から6年以前の寛政11年に庄屋を退役した喜一郎方に、庄屋八左衛門らが家役（家かけられる租税）の負担を求めたところ、この庄屋の指示に抗議して、喜一郎の実家である大垣藩医師の喜多尾春圃方の母が、村の重要書類を大垣に持ち去り、門屋（長江家に従属する百姓）の50軒ともども、今後は庄屋の指図に従わないと宣言したため、庄屋の仕事が行えない状態になったためだという。

大垣に持ち去られたために、庄屋の仕事もできなくなったという村の重要文書とはどのようなものであるのか。享和3年（1803）12月付で、喜多尾春圃が長江熊次郎らに提出した約束書がある。その書類によれば、若年の熊次郎が成人するまで、以下の伝来文書を預かると記されている [27]。



[27] 覚 享和3年（1803）12月

水帳	(冊方) 八 冊
石盛附	一枚
御宮御朱印	一枚箱入
石畑井水絵図面	一枚箱入
山絵図	二枚
証文	一通

はじめの水帳は、「御図帳」の当て字ともいわれる検地帳のことである。村の百姓がどれだけの面積の田畑を所持しているのか、領主が行う測量（検地）の結果を記す帳面である。石盛附は、検地

により確定した田畑の面積ごとに、どれだけの租税をかけるかを記す帳面である。江戸時代の領主は、実際の年貢とりたてなどを村の庄屋たちに頼っていたため、検地帳も石盛附も村に伝来している場合が少なくない。また、御宮御朱印は、村の身分や秩序に大きな影響を与える神社に付属している土地財産関係の文書、石畑井水絵図面は、石畑村などと共有していた井水（用水）関係の文書、山絵図は、下草や木材など、肥料、燃料、材料を生み出す、里山の資源に関わる文書であろう。いずれも、村人の生活に関わる重要な情報を含んだ文書類である。それらが長江家に伝来した事実は、沢田村の最高責任者である庄屋の地位を、長江家が代々受けつぐべきことを示す証拠だと考えられていたのである。

庄屋八左衛門の訴訟をうけて、文化2年4月に出された喜一郎方の言い分は次のようなものである。

①喜一郎方は沢田村の開発根生御縄請の家筋で、代々庄屋を勤めており、門屋が庄屋を補佐する決まりである（つまり長江家は地域の開発者として領主から検地をうけた家柄だという意味で、検地帳を持っていることが証拠の一つとなる）。

②ところが安永年中に喜一郎の祖父又太郎が病気となったため、親類の牧田村庄屋である久兵衛に、沢田村の庄屋もつとめてくれるよう頼んだが、手が回らないため八左衛門に庄屋の役目を預けることで相談がまとまる。相続者が決まれば庄屋の役目は返還するという証文を取り交わし、補佐役の門屋も決定した（長江家ではなく日比一族が庄屋役をつとめる場合でも、長江家に従属する門屋が庄屋の補佐役をつとめるのであり、八左衛門が長江家方から証書類を取り戻そうとする際にも、長江家の門屋に頼っている）。

③その後、縁者である喜多尾春圃（大垣藩医師）の弟、春良を又太郎の養子に迎え、喜一郎（先代）と改名し、八左衛門より庄屋役の返還をうけた。

④ところが7年前の末年（寛政11年）に喜一郎（先代）も病気となり、息子の熊次郎は幼少のため、ふたたび庄屋役を八左衛門に託することになった。

⑤喜一郎（先代）は枕元に関係者を呼び、熊次郎が16才になったら庄屋の役目を返すよう求め、八左衛門も了承する。しかし、約束を破るのではないかと疑い証文を作るというなら他人に頼むよう述べたため、又太郎の相続人が決まれば庄屋の役目は返すという安永年中の証文を有効とみなし、改めて証文を作成することはしなかった（八左衛門が再び庄屋の役目を返すという約束の書類が作られなかったためにこうした争いが起きたわけだが、その点をめぐる喜一郎方の言い分である）。

⑥そして今年、熊次郎は16才となり、喜一郎と改名して庄屋の役目を返すよう八左衛門に求めたが断られた。

これに対する同年月の八左衛門方の言い分は次の通りである。

⑦喜一郎方はたしかに古い家柄だが、村の開発者などということは村では承知していない。また庄屋役を代々勤めているというが、元禄年中に祖父八左衛門が庄屋を勤めた実績がある（先に見たように、元禄年中の百姓訴訟をうけて、八左衛門は庄屋五郎右衛門の指示で年寄役を勤めているが、庄屋役を勤めたという事実は未確認である）。

⑧安永年中に又太郎が庄屋を退任する時に、庄屋の役目を一時的に預かると記した約束の書類は無効であり、7年前に喜一郎（先代）が退任する時には、前と同じ「預庄屋（臨時の庄屋）」ならば引き受けないと述べたところ、そんなことはないということだったので引き受けたのである。喜一郎（先代）の枕元で、熊次郎が成人したのちには庄屋の役目を返すなどと約束したこともない（喜一郎方の言い分⑤を真っ向から否定する内容である）。

⑨村の重要書類を持ち出されたため、門屋に検地帳を提出させたり、独断で村の神社の財産を管理するなど、あちこちで庄屋の目が行き届かない状態となっている（庄屋の役目とセットで、村の神社を管理するのは誰かという問題も浮上している）。

要するに、先代喜一郎に庄屋の役目を返した八左衛門が、今回も、今の喜一郎に庄屋の役目を返

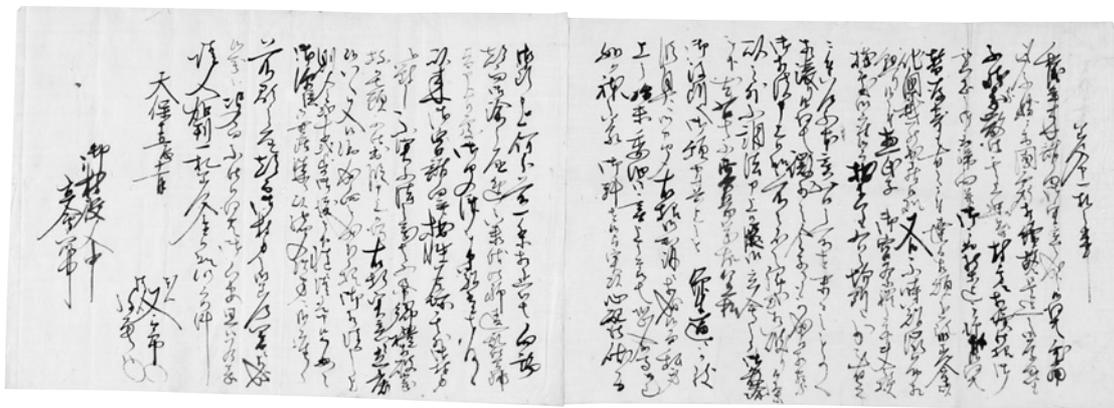
すという約束をしたのかどうか争点となっているわけだが、この争いは翌月に和解となる。八左衛門は喜一郎に庄屋の役目を返すが、まだ若く経験がたりないので、3年間にわたり後見するという内容である。

そののち文化9年には、村の神社の管理をめぐる対立がふたたび生じ、文政11年（1828）には、喜一郎が病気のため退任することになり、後任の件でふたたび訴訟騒ぎとなっている。

この時、八左衛門ら22軒の者は、村内でわずかな土地（高3石）を所持するに過ぎない喜一郎方が、門屋百姓50人を引き連れ、喜一郎の息子の景太郎を庄屋にしようとするのは、22軒の意見を無視する態度だと反発し、町組庄屋である忠兵衛へ所属を変えることを希望する。最終的には、ふたつのグループとも、信楽役所が決定した庄屋に従うという誓約書を提出しているが、代官所がどのような判断を下したのかは不明である。ただ、天保3年（1832）の文書により、町組庄屋の忠兵衛が本郷組の庄屋を兼ねていたことが確認できることから、喜一郎方と八左衛門方の対立が激しく、いずれのグループからも本郷組庄屋を出せない状態に陥ったものとみられる。

ところが天保8年にふたつのグループは和解し、本郷組庄屋には又太郎が就任し、八左衛門を同僚とし、弁次郎（日比孫三郎子息か）が成人したのちには、一年おきに庄屋を勤めることなどを取り決めている。長年にわたる対立は、「薄情」による「隔意」が原因であるから、今後は不快なことがあれば隠すことなく意見を言い、末永く家業にはげみ、仲良くすべきであると述べ、長年にわたる対立関係の解消をめざしている。

日比家文書では、そののち天保9年3月から同13年2月にかけて庄屋又三郎の名があり、天保10年正月の文書には庄屋弁治郎の名がみえる。しかし、長江又三郎はこの頃没落していったらしく、天保14年には、日比一族と一年おきに神社の鍵を管理するという役目を放棄し、翌年には、神社祭礼の特等席（宮棧敷）にすわる権利を売り払おうとして、村役人の叱責をうけている[28]。さらに安政6年（1859）には、又三郎が本郷村の8人の者へ、家紋である「三ツ柏の紋所」を譲っているが、こうした大事な家紋がさらにほかの人に渡ることはないと村役人に約束している。

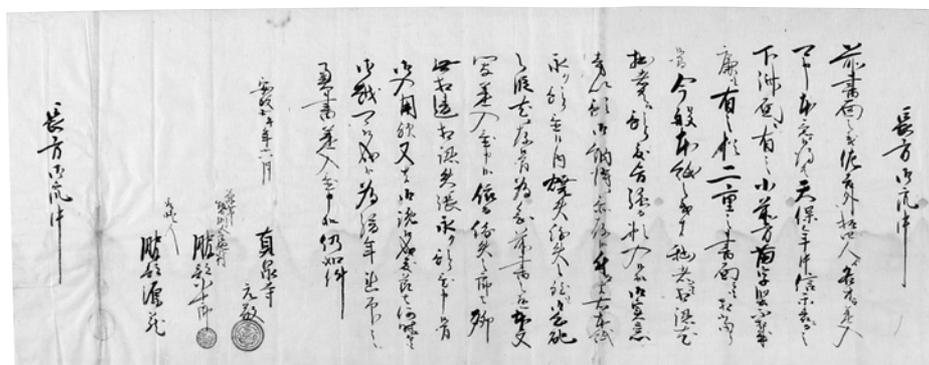
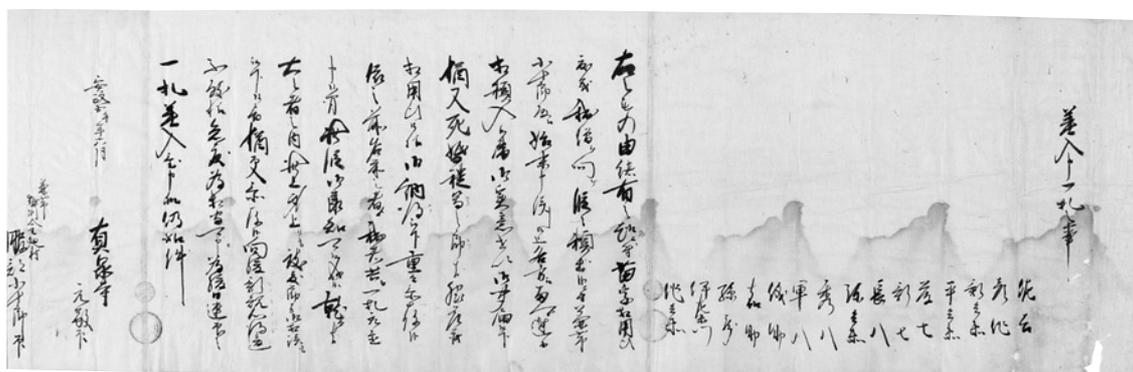


[28] 差入申一札之事 天保15年（1844）11月

元治2年（1865）には、又三郎が名跡（家名）を門屋の12軒に譲り渡そうとして村役人の叱責を受け、又三郎は詫びの書面を提出し、天保年中にも同様の迷惑をかけたと述べている。さきにみた祭礼時の棧敷（特等席）を売ろうとした事件を指すとみられる。名跡を売るという件で、村役人がもっとも神経をとがらせたのは、又三郎方から重要書類が門屋たちに渡ったことである。門屋たちは、譲りうけたのち焼き捨てたと主張したが通らず、もし文書が残っていたとしても無効（反古）であるという約束をすることで、ようやく決着している。長江家が経済的に没落しつつも、その名跡とともに存在する書類は、依然として村政に大きな影響を与えかねないと認識されていることがわかる。

長江家又三郎の没落により、本郷組庄屋の任務は、弁次郎から改名したとみられる孫一郎方に一

本化されたらしく、嘉永7（1854）には村人が相談して、正直で堅実な人（正路実跡の者）であるという理由で、弟の貞三郎が後任の庄屋となる。ところが安政3年（1856）の終わり頃、本郷組の庄屋貞三郎と町組庄屋の忠兵衛が、村の49名の百姓から、村の予算の扱いで訴訟を起こされる事件が発生し、同年12月に忠兵衛と貞三郎が庄屋を退任することで、原告の百姓たちは訴えを取り下げる。忠兵衛の後任は周平、貞三郎の後任は勢州金廻村庄屋の小十郎が兼帯することとなる（『養老郡誌』p890）。翌年2月の村の予算に関する約束書では、立会人、百姓代、年寄に次いで、「元庄屋貞三郎、忠兵衛、跡庄屋周平」という署名があり、最後に「右村兼帯、勢州桑名郡金廻村、小十郎」と署名されている。小十郎は、今回の争いで仲裁役をつとめている事実も確認できる。同年2月、同5年正月、同6年2月には、沢田村兼帯庄屋（沢田村の庄屋を兼ねている）小十郎宛で、沢田村に転入する人のための書類（村送一札）が作成されており、安政5年6月の文書にも小十郎が兼帯庄屋として署名している [29]。



[29] 差入申一札之事 安政5年（1858）6月
（苗字使用願の件につき一札）

日比家文書をみると、周平が忠兵衛の後任として安政4年から活動を開始する一方、安政5年5月付で庄屋貞三郎宛の文書も作成されているが、実際には金廻村庄屋小十郎が本郷組庄屋を兼ねており、安政6年中に、庄屋貞三郎の署名を含む文書発給が再開されている。庄屋の地位をめぐり、日比一族は長江家にとってかわる地位を築きつつあったが、村の百姓の信頼を失ったならば、その地位は安泰でなかったことを物語っている。

2. 草分神主の没落

先述の通り、文化元年（1804）の暮れから翌年にかけて、病気で庄屋を退任した長江喜一郎と、後任の八左衛門の間で争いが発生する。争いの焦点は、検地帳など村の重要書類は、現職の庄屋に帰属する「役付書類」であるのか、それとも沢田村を開拓したという「草分け百姓」の家柄を主張する喜一郎家に帰属する「家付書類」であるのか、という点にあった。これら重要な書類は、喜一郎の息子の熊次郎がまだ幼いという理由で、親戚である大垣の喜多尾春圃方に預けられており、その結果、庄屋の仕事にも支障が出ていた（前項参照）。ここでは、庄屋の役目をめぐる争いとセットで問題となった、「御宮御墨印」や薪山の管理権限など、沢田村の神社の管理をめぐる争いについてみておこう。



久久美雄彦神社の参道

宮谷の鬱蒼とした森のなかを進むと境内である。

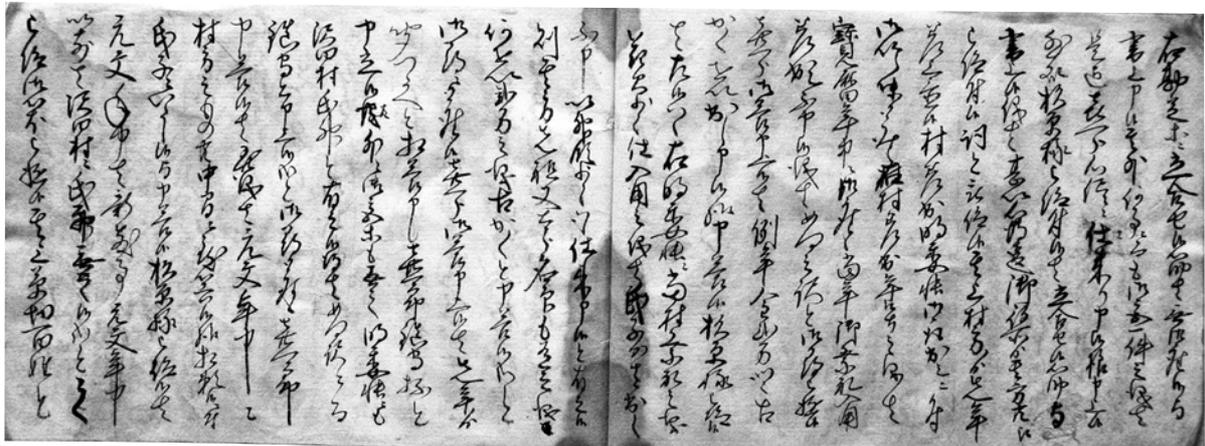


久久美雄彦神社本殿

翌年5月に取り交わされた和解の証文で、喜一郎は、検地帳など村の重要書類を大垣で保管していたのは過ちであり、今後は支障が生じないように努めることや、これまで自分の判断で、神社付属の新田の収穫米や、神社付属の山林の竹木を売り払い、神社の修復や儀式を行ってきたが、今後は毎年決算し、出納状況を公開すると約束している。神社は長江家のものではなく村人みんなのものであるから、庄屋の管理をうけるべきだという意見を採用しなければならなくなったのである。

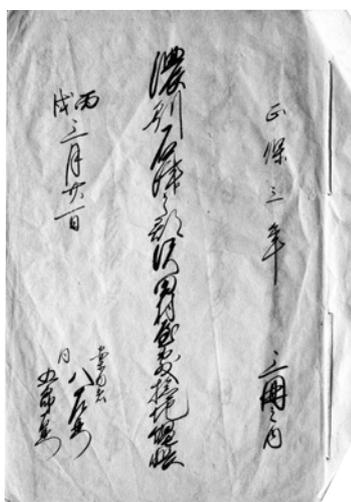
その後も神社の管理をめぐる八左衛門と喜一郎の対立は続いたらしく、文化8年9月に、八左衛門が喜一郎を信楽役所に訴えている。[30]「喜一郎と御宮一件出入始末覚書」によれば、その要点は以下の3点である。

- ①喜一郎は村人の相談により、寛政3年（1791）から神社の管理を任せられているにすぎない。
- ②しかし喜一郎は、神社の管理人（宮支配人）に預けられる重要書類である小笠原検地帳や宮寄附田地証文を所持したことから、「自分の宮」にしようとの邪念を抱き、沢田村には神主は存在しないにも関わらず、勝手に「神主喜一郎」と名乗っている、
- ③神田の収穫などを「引込」（私物化）し、山林神木も勝手に売却している。

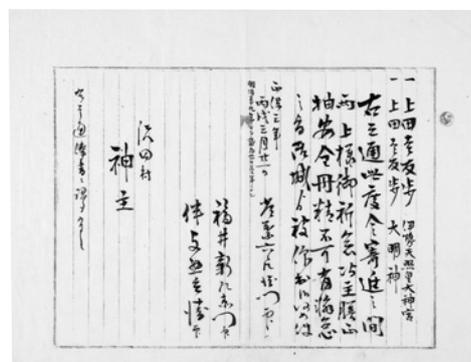


[30] 喜一郎と御宮一件出入始末覚書 文化9年（1812）3月20日

沢田村の神社の歴史は、古代以来のものとするが、この主張によれば、寛永17年（1640）9月から元禄4年（1691）8月まで石津郡・多芸郡2万2千石余を支配した小笠原貞信の時代に始まると理解されているようである。特にポイントとなる小笠原氏の検地（神社の付属地などを確定する土地測量）については、日比家文書に正保3年（1646）3月21日付の「濃州石津郡沢田村屋敷検地縄帳」の写し [31] が伝来する。さらに、検地帳と同じ日付で、常葉六左衛門、福井新左衛門、伴与惣兵衛など、おそらく小笠原家の家来たちが、「沢田村神主」に対し、伊勢天照皇大神宮と大明神に上田一反歩ずつを寄附し、「両上様」（家光、家綱か）と「主膳正」（小笠原貞信）のための祈祷を怠らないよう求めた文書の写しが、明治39年（1906）の冊子 [32] の中にみえる。事実とすれば、沢田村にはかつて「神主」が存在し、喜一郎方（長江家）はその神主の子孫として、検地の時に確定された神社の土地を管理してきたという可能性もある。



[31] 濃州石津郡沢田村屋敷検地縄帳（写）
正保3年（1646）3月21日



[32] [小笠原家奉行人神領寄進状写]
正保3年（1646）3月21日

喜一郎の反論も得て、12月から信楽代官所で正式な裁判が始まり、原告（訴訟方）の惣代庄屋の忠兵衛ら7人と、被告（相手方）の喜一郎ら3人が呼び出されている。裁判を指揮したのは代官所手代の杉原清九郎だが、なぜか最初から最後まで、喜一郎方に厳しい姿勢をとっている。たとえば杉原は、喜一郎が反論書で「神社は喜一郎の鎮守であるから他人が神社の会計に立ち会う必要はない」と記述している点について、立ち合わせるよう指示したのは代官所であり、誤った考え方だと批判している。さらに杉原は、宝暦年中（1751～64）の村の状況を詳しく記す「村明細帳」を取り出し、喜一郎と次のような問答をしている（〔喜一郎と御宮一件出入始末覚書〕）。

杉原「今年の神社の祭礼に費用を出さなかったのはなぜなのだ。」

喜一郎「2分ずつ出すのが『古格』です。」

杉原「村明細帳によれば、祭礼の花火の費用は氏子からは出さず、神領から費用を賄うと書いてある。お前の先祖の又太郎も署名しているぞ。なにをもって2分ずつ出すことを『古格』だと言うのか。」

喜一郎「そのように伝え聞いているのです。」

杉原「喜一郎の鎮守などと申し立てているが、村明細帳には沢田村氏神のほかには宮があるとは書いてないぞ。なぜ鎮守だと申し立てるのか。」

喜一郎「それは元文年中（1736～41）に、村の者たちが仲間にしてくれるよう頼んできたから氏子にしたのです。」

杉原「元文年中とはずいぶん最近のことだな。それ以前には沢田村には氏神はなかったとでもいうのか（冷笑）。お前の家は沢田村の『草切百姓（開拓者）』だというのが、たとえ鎌倉権五郎の子孫であろうと、西国の100万石取りの大名の子孫であろうと、今は沢田村の百姓喜一郎に過ぎないではないか。」

こうして杉原は喜一郎に有無を言わず、多良村庄屋喜久蔵と和田村年寄利兵衛を仲裁人に指定し、和解（内済）するよう命じている。代官所の指示を受け、沢田村へ来訪した仲裁人に、原告（訴訟方）は以下の証拠書類を提出したという。

- ①元禄年中（1688～1704）に先祖が寄り合い相談した神田収穫米の定書（八左衛門方で所持）
- ②神社への寄付田地を安永年中（1772～81）に村惣高（村の庄屋が管理する田地）に組み入れた時の書物一通（忠兵衛方で所持）
- ③村明細帳（忠兵衛方で所持）
- ④寺社改帳（忠兵衛方で所持）
- ⑤小笠原家よりの寄付田証文一通（八左衛門方で所持）
- ⑥元禄年中より張ってきた「丸ニ立矢紋付幕」の書付一通（忠兵衛方で所持）

病気のため退任した喜一郎のあと、庄屋役をうけついだ八左衛門と忠兵衛が、自分の家に伝来した書類を持ち出し、沢田村草分け百姓（開拓者）の家柄を主張する喜一郎家に対抗しようとしているかのようなのである。このうち⑤の文書は、先にみた沢田村神主宛の小笠原家奉行人の社領寄進状であろう。①に該当しそうな文書も日比家文書の中に伝来している。元禄7年（1694）11月3日付の「相究申神領定之事」である。八左衛門ほか9名が連名で、神田および神明田の各1ヶ所から小作人が納入する米（下作米）5俵2斗のうち、2斗を伊勢神宮の初穂（新米等の御供え）、残り五俵を宮入用（神社の経費）にあてるよう取り決めている。村民が喜一郎方に頼み込んで氏子になるとされる元文年中（1736～41）以前に、氏子10名による神社の共同管理がはじまっていた可能性を示す。

なお、明治時代の神社由緒報告によれば、元文3年の本社建替時に大工が記した神文という文章に、「久々美雄彦大明神」という記載があるという。事実とすれば、今のところ現地で久々美雄彦の名称を確認できる最も早い事例である。この時の神社建て替え（遷宮）では、布施（謝礼）をめぐる安福院という人物と「御宮支配人」との間で紛争も発生したらしく、翌元文4年3月付で、安福院が八左衛門に宛てて、青銅一貫文をもらうことで仲裁を受け入れ、神社について一切申し分はな

いと約束する証文を差し出している。安福院は、のちにみる山伏若松院と同様、神社の行事に関わり謝礼を得ていた山伏であろう。またこの件では、宮支配人と八左衛門は別人であり、八左衛門がお金を出したことで、宮支配人は安福院との紛争を切り抜けたと考えられる。

ついで②によれば、神社付属の土地は安永年中に庄屋が管理する村高の中に組み込まれたとされているようだが、該当しそうな文書は今のところ見出されない。明治時代の報告書によれば、その直前にあたる明和7年(1770)に、人見和泉椽重次ほか沢田村の惣氏子中より、「久美雄大明神」に神鏡ないし鰐口とみられる円形の物品が奉納されたらしい。③④⑥も該当文書の存在は未確認だが、③村明細帳については、江戸時代にさかのぼるものが一点だけ、日比家文書の中に伝来している。天保14年(1843)12月付の「石津郡沢田村高反別明細帳」である。本書によると、村高599石6斗7升のうち、本田高595石9斗1升は、正保3年の小笠原検地で確定された高であり、そのうち高2石8斗、反別2反歩上田が「神田引」とされている。正保期以来、天保期にいたるまで、村高における神社付属地の扱いは、基本的に変化していないようにみえる。しかしその一方で、長江家とみられる宮支配人単独の神社の維持経営が困難となり、惣氏子中の発言力が増大しつつあったことは確実である。

「喜一郎と御宮一件出入始末覚書」は、最終段階に落丁があるらしく、内済(和解)の証書を取り交すまでの経緯は不明だが、喜一郎方は杉原の叱責を受けたのちも、容易には内済に応じなかったようである。日比家文書を見る限り、この裁判が決着した文化9年(1812)に、初めて「御宮出入覚帳」という会計帳簿が作成されたようだが、文政11年(1828)の7月から8月にかけて、再び、本郷組の庄屋役は喜一郎方の「家付」だと申し立てる門屋百姓50軒と、そこから離脱して町組庄屋組下に所属することを求める八左衛門ら22軒との間で争いが発生している。

その争いの最中の8月に、飯木村庄屋の仲裁により、喜一郎ほか証人2名が庄屋に対し、村から「御宮御墨印」を含む書類を預かるので、必要な時にはただちに庄屋に提出することや、「当家零落(長江家没落)」の折りには、売却や紛失することなく、当役(現職庄屋)に引き渡すことを約束している。天保14年(1843)にいたり、長江家の窮乏は深刻化したらしく、長江家方と日比一族が一年交代で宮を管理するという文化9年の取り決めは破棄され、長江家と日比一族の6当主が一年交代で宮を管理することとなり、同時に長江家への金銭援助が行われたようである[33]。さらに、既述の通り、翌天保15年には、長江家が祭礼時の特等席である棧敷を売り払おうとし、郷式(村の慣習)を破る行為と判断した村役人が、笠松代官所へ訴訟を起こす構えをみせたため、長江家側は詫びを入れ、金20歩の金銭援助をうけている。



[33] 差入申一札之事 天保14年(1843)正月

こうしてみると、日比一族など新興の支配層は、単に長江家の神社支配権限を押さえることだけが目的ではなく、村内の身分格式が目に見える形で示される祭礼時の棧敷席など、長江家や神社を中心に維持されてきた村の秩序が、長江家の没落とともに崩れ去るような事態を避けるべく、神社の管理問題に長期にわたり関与し続けたのではないかと考えられる。

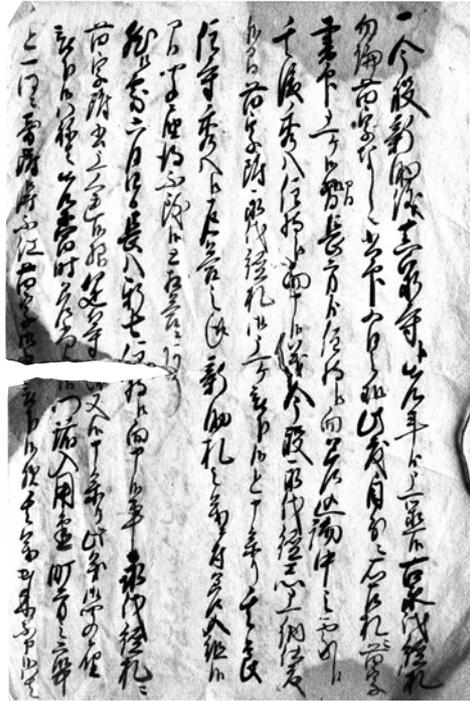
3. 新興勢力と苗字問題

江戸時代の庶民は苗字を持っていなかったと言われるが、これは特別な許可がないと公的使用が出来ないという意味であって、村内などで私的に使用する例は枚挙に暇がない。沢田村の場合、庄屋忠兵衛ほか7名が署名している天保15年(1844)2月の定書第一条で、「苗字の儀堅く相成らず候事」と定められている(『養老郡志』p891)が、同年同月には、日比姓、三宅姓、小寺姓が存在することを前提とした帳面(雑用割符帳)も作成されている。日比家文書においても、自他共に「日比」の苗字を使用している例は多い。孫一郎常兼、弁治郎常勝、佐吉常安など、諱を持っていたことを示す天保9年(1838)の史料もあり、日比家クラスの豪農であれば、一皮めくれば武士と変わらない苗字と諱を所持していたのである。

安政5年(1858)5月付で、真泉寺住職の元敬と、沢田村庄屋を兼ねていた(兼帯庄屋)勢州金廻村庄屋の服部小十郎が連名で、沢田村の長方御衆中、すなわち村内特権層である長百^{おさひやくしやう}姓たちに、つぎのような書面を提出している[29]。

それによると、佐吉、彦作など15名の者が、由緒に基づき苗字を使用したいと真泉寺住職の元敬へ願い出てきたため、兼帯庄屋の小十郎と相談し、長百姓たちへ依頼したところ、婚礼葬祭時の脇差(小刀)の使用とともに同意を得たので、今後ともこの者たちが「身上り」を希望した場合には相談し、規律を乱すことがないようにきちんとさせるという内容である。さらにまた、こうした誓約書は本来、15名の者から直接、長百姓方に提出すべきものであるが、小前百姓の苗字使用は厳禁であるという信楽役所の天保年中(1830~44)の指示に違反している(「二重の書面」に相当する)ので、右の書面の本紙は真泉寺と兼帯庄屋小十郎方、および取扱人の服部源蔵が連名で預かると述べている。領主の指示に違反していることを承知のうえで、一般の百姓にあたる小前百姓15名の苗字使用を認める手続きが進められたのである。

では、村内の長百姓たちは、なぜ領主の指示に違反してまで、自分たちの特権を脅かす可能性もある小前百姓の苗字使用など、「身上り」を認めたのであろうか。年月が記入されていないが、おそらく右の一件に関わる冊子がある。



[34] [真泉寺へ苗字付永代経札書入れ一件につき覚書] 年月日未詳

これによると、新助という者が、真泉寺の永代経札に勝手に苗字を書き入れるという出来事があり、長百姓たちが住職に苦情を申し入れている最中に、今度は秀八という者が、永代経志を寄付するので苗字付きの永代経札を準備するよう希望し、もめている最中であると却下したところ、さらに長八と新七（この2名は、安政5年の「身上り」一件で苗字使用を認められた15名に含まれる）が、経札に苗字を書き入れてもらえないなら、町方の衆中ともども寺の門の負担金には応じられないと迫っている。新たな苗字獲得をめざす人々が、経済的実力も兼ね備えた新興勢力であったことをうかがわせる。



真泉寺山門

浄土真宗大谷派。ここの住職であった毘留舎那谷^{びるしゃなや}という僧が描いた最古のギフチョウの図を含む博物誌「東莠南畝識^{とうゆうなんしほ}」（享保16年／1731 序）が国会図書館で発見され、大変注目を集めている。

http://www.ndl.go.jp/nature/img_r/003/003-01-011r.html

困った住職の相談をうけた村役人は、経札は兼帯庄屋（小十郎）が考慮中の問題であり、兼帯庄屋に申し出るべき問題だと返答するよう勧めている。ところが、ふたたび住職を訪問した長八と新七は、もし認めてもらえないなら自分で勝手に経札に苗字を書き入れるまでだと捨てぜりふを吐いて帰ったという。その報告をうけた村役人は、領主役所へ訴え出ることも念頭に置いて、詳細を兼帯庄屋へ報告する方針を示す。住職はそうなのは自分が困ると考え、再度長八らを説得しようとするがうまくゆかず、結局のところ、訴訟を起こすかどうかも含めて村役人に対応を任せるにいたる。そこで村役人は、住職が困っていることも考慮し、兼帯庄屋と真泉寺住職が間にたつて、苗字を認める方向で長百姓の同意をとりつけ「村内和合」をはかることとし、佐吉と新兵衛という者を間に立てて、長八らのバックににいる町方衆中の意向も確認したうえで、金廻村に使者を派遣している。それをうけて準備されたのが、先に見た安政5年5月付の一札〔29〕であろう。このように、長百姓や村役人が、長八らの「身上り」を認めたのは、一つには檀家の依頼に真泉寺住職が困っている事情を考慮したためだが、もう一つには、長八ら新興の百姓集団に対し、苗字使用などそれ相応の待遇を与えなければ、「村内和合」を維持することは難しいという新しい時代背景の存在を指摘できよう。翌安政6年4月には、三五郎、孫平、喜右衛門、喜七の4名を惣代とする40軒の者たちが、真泉寺は万事不心得で気が合わず、化導も聴聞できず未来（来世）が不安であるという理由で、平尾坊所へ所属することを希望し、代官所に出訴している。それ以上の事情は未確認だが、経札への苗字記入に類する新興百姓の待遇格式をめぐる紛争が、村人の先祖供養を担っていた真泉寺を舞台に頻発していたものと推測される。

4. 村内諸集団の盛衰

以上見たように、沢田村の中下層百姓は、何らかの要求を実現するために、時に徒党に類する集団行動をとっている。代表的な村内集団の登場と活動を年代順にまとめてみると、次のようになる。

【Ⅰ期】1805～28年頃

長江家の門屋50軒（新兵衛、孫右衛門など）と日比八左衛門方の20余軒（佐吉など）が、本郷庄屋役の確保をめぐり対立。長江家から日比家へと村政の主導権が移る中で、いずれかを支持する百姓集団が顕在化する時期。

【Ⅱ期】1832～59年頃

長江家門屋50軒、八左衛門方20余軒、その他、いずれにも属さない高持百姓層が、必要に応じ結束し、村政への発言権や苗字使用、服装など格式の向上を実現してゆく時期。

【Ⅲ期】1865～幕末

日比家主導の村政が確立した中で、長江家の元門屋集団が長江家の名跡相続をめざし、長江家伝来の文書情報の流出をめぐり、村役人と緊張関係を生じる時期。

まずⅠ期は、庄屋役の確保をめぐり対立していた、長江家と日比家をそれぞれ支持する百姓集団の活動が活発化する時期である。特に長江家に従う50軒は、従属百姓を意味する「門屋」と明記され、日比家に庄屋の役目が移った場合でも、長江家門屋が補佐役についており、それ以前は長江家優勢の時代であったものと推測される。一方、日比八左衛門方の20余軒についても、日比家に従属する門屋というべき存在であったかもしれないが、後にも述べるように、むしろ独立的高持百姓層が日比家を支持したものとみられる。いずれにしても、両集団の厳しい対立の中で、文政11年（1828）8月には、庄屋の人選を信楽役所に一任するとの書面が提出されており、どちらの集団からも庄屋を出せない状況となる中で、町組庄屋の忠兵衛が本郷組庄屋を兼ねることになった。

その忠兵衛が町組庄屋および本郷組兼帯庄屋とも退任することになる天保3年（1832）2月をⅡ期のはじまりととらえてみたい。忠兵衛の後任について、このとき高持惣代のほか、相互に対立し

てきた八左衛門方とみられる22軒惣代と、長江家門屋とみられる50軒惣代が、揃って意思表示を行っている。この三集団の意向を無視して、長江家なり日比家なりが本郷組庄屋の役目を世襲できるような時代ではなくなったと考えられるのである。それから10年余りを経た天保15年2月に、孫右衛門、彦作、佐吉らを惣代とする17名の者が、神事祭礼の折りには袴羽織着用、年礼仏事の際には袴羽織に脇差着用、婚礼死去（葬儀）の折りには羽織のみの規定であったところ、長百姓との交渉により、死去の折りの袴肩衣着用の資格を獲得している（『養老郡志』p891）。惣代のうち、孫右衛門はかつての長江家門屋、佐吉はかつての八左衛門方のうちに同じ人名を確認できる。同一人か、その子孫の可能性を考慮してよいのではないか。また彦作については、それから約10年後の安政3年（1856）12月に、村入用問題で庄屋忠兵衛と貞三郎を退任に追い込んだ高持百姓の惣代をつとめている（『養老郡志』p890）。おそらくその関係で、翌安政4年2月に定められた「定式村入用」（『養老郡志』p891）では、佐吉と彦作が、平兵衛、新兵衛、藤七らとともに、村入用のうち夫銭方という負担をひきうけ、さらに彼らを含む11名が、「沢田村高立会」として、定式32項目、1ヶ年あたり60両の予算執行、定式（恒例）以外の臨時支出可否の決定、および会計監察に関与することが定められている。そして安政5年6月には、佐吉以下15名の者が、真泉寺住職に迫り、村内特権層である長百姓に対し、苗字使用の権利など「身上り」を認めさせる一件が起きている。その詳細は別項で述べたが、メンバー15名を分類してみると、次のようになる。

- ・旧八左衛門方…佐吉
- ・旧長江門屋…新兵衛、藤七、新七、長八、弥兵衛、秀八、儀助、嘉助、孫蔵、伊左衛門、作兵衛
- ・一般高持層…彦作、平兵衛、軍八

右の15名は、この「身上り一件」において、等しく苗字使用の権利、具体的にいえば真泉寺の経札に苗字を書き入れる権利を認められたわけだが、彼ら同士が平等な関係にあったとは限らないようである。というのは、佐吉、彦作、平兵衛の3名は、おそらく嘉永6年の幕府のよびかけに応じ、翌安政6年までに、幕府の異国船を防禦するための施設を建設する費用として、80両もの大金を5ヶ年賦で上納し、その報償として長百姓の待遇を確保しているのである [35]。その点で、佐吉、彦作、平兵衛は、15名の中でも上層の人々であり、かつて本郷組庄屋を争った八左衛門方であった佐吉は、彦作らと同じ高持層に属する百姓であったという可能性が考えられる。すなわち、かつて長江家とその門屋50余軒に対抗した八左衛門方の20余軒は、日比家とその門屋集団というより、長江家に対抗すべく結束した一般高持層であったとみておきたい。



[35] 差入申一札之事 安政6年（1859）

第Ⅲ期は、佐吉や彦作らと共同行動を取りながら、長百姓待遇を得られずいわば取り残されたメンバーが、長江家の名跡（家名）を相続することで身分格式の上昇をめざし、村役人と緊張関係を

もつ時期である。安政5年の身上り一件にみえるメンバーのうち、新兵衛、秀八、作兵衛の3名は、20余年前の文化・文政期の庄屋跡役争論で、八左衛門方の22軒に対抗して長江喜一郎方を支えた門屋の中にその名がみえる。歳月を隔てているので同一人ではないかもしれないが、複数の人名一致からみて、同一系譜の集団の可能性が高い。さらに、元治2年(1865)に、長江又三郎家の名跡相続をめざして村役人から叱責をうけた11名は、安政5年に身上りを認められた15名のうち、佐吉、彦作、平兵衛、軍八を除く11名と、ほぼそのまま重なる。彼らはおそらく、もとは長江家に従属した門屋百姓であろう。彼らがめざした長江家の名跡相続とは、具体的には神社祭礼時の特等席で特権階級の印でもある棧敷使用の権利、長江家の家紋である三柏紋使用の権利、長江家伝来の古文書管理の権限などを得ることである。すでに天保15年から、これら村の身分秩序を揺るがしかねない長江家付属の特権の譲渡をめくり、村役人は神経をとがらせていたのだが、とくに元治2年の名跡譲渡一件では、長江家伝来の古文書証札類が旧門屋の手に渡ったことに村役人は危機感を抱き、役所へ出訴する構えをみせている。江戸時代の村社会の身分や秩序という問題を考えるとき、経済的な実力という要素が大きな意味を持ち、右にみた沢田村内諸勢力の盛衰も、経済的な実力という要素で多くを説明できることは確かである。しかしそれとは別に、経済的に没落したはずの旧家に伝来した古文書の威力というものが、現代の私たちには想像しにくいほど大きなものだったのであり、良い意味でも悪い意味でも「経済一辺倒」ではない社会が実在した事実留意したい。

5. 村の掟

『養老郡志』890頁に沢田村関係の村掟が1点収録されている。安政5年5月の制定で、6か条ある。第1条は賭博の禁止を規定している。治安や風俗の乱れを防ぐべく、半ばおきまりでみられる内容である。肝心なのは第2条以下である。

第2条は「堤通り竹本草にいたるまで刈り取り申すまじき事」と定めている。堤防に生える竹本草は、さまざまな建築材料や田畑の肥料等に転用できる魅力的な資源であり、放置しておくとも乱伐されてしまい、堤防の強度が落ちることを防ぐための規定であろう。第3条は「川筋へ毒入の儀、きつとあいならざる事」とみえる。下流域にも影響を及ぼす毒を用いた漁獵の制限であろう。第4条は「洪水の節、猪子へかかり候ちにいたるまで取るまじき事」とみえる。猪子は治水技術の一つで、日比家文書にも猪子の資材関係の史料がいくつかある。洪水の折りに、その猪子にひっかかった物を拾って自分の物にしてはならないと定めているのである。第5条もほぼ同じ内容で、洪水の折りの流木を取ってはならないと定めている。最後の第6条は、「農荒しならびに山林藪へ立ち入り、諸向き荒らし申すまじき事」とみえる。農荒しとは、田畑の作物を盗み荒らすことであろう。同じように、山林の竹本草を勝手に伐り荒らし、建築資材や肥料に使用することも禁止している。その理由は、山林の乱伐は山林斜面の崩壊を招き、ふもとの田畑にも被害を及ぼしかねないからである。現実に山谷の出口付近には土砂流出による潰れ地も少なからず存在した。

このように、賭博の禁止を定めた第1条を除く5か条は、山や川との共生、山や川を介した他者との共存をめざして、災害を招きかねない資源の乱獲や、災害時の財産横取りの取締に主眼を置いた決まりである。実際の取締については、箇条書末尾の文章によれば、領主からの申し渡しに基づき組単位で取り締まるとあり、組頭が責任者として請印を捺しているが、どのような存在であるのか、謎を残す。日比家文書の場合、沢田村の村役人として、組頭という役職は、庄屋、年寄、百姓代とは別枠でまれに登場するが、常置されていたとは考えにくい。この場合の組が、五人組頭など村内レベルの単位なのか、それとも村を越えた単位なのか、確認を要する。

Ⅲ 村と地域社会

江戸時代の村の生活は、一村だけで自己完結していたわけではない。村々は、川や山など生活資源であり災害の元凶にもなる自然環境を共有しているほか、常駐する役人がきわめて少ない代官所や陣屋の行政事務を補佐する必要もあり、組合村が結成されたり、その総意を代表する惣代が任命されたりしている。とくに災害への対応は、地域にとって「役所任せ」にはできない問題でありつつ、利害調整を委ねることができるのは領主権力だけの場合もあるという、江戸時代の政治や行政をめぐるさまざまな情報が凝縮しており、貴重である。その詳細を以下にみてゆきたい。

1. 組合村・組合惣代・組合村入用

江戸時代、用水の管理や河川の普請など、1か村のみでは為しがたい問題に対して、村々は自発的に連合して問題解決をめざした。この村々の自発的連合を組合村と言う。組合村には惣代庄屋と呼ばれる代表者が置かれ、彼らが中心となって、時には他の組合村と合同したり、或いは敵対しながら自己の利益を守っていた。さらに、一郡ないし数郡の組合村々が合同して問題にあたることも多く、各惣代庄屋から選ばれた郡中惣代くんちゅうそうだいが代表者として活動していた。一方、個々の村々に対して個別に触の伝達や諸負担の取立などを行うよりも、組合村の惣代庄屋を通じて一括で行った方が利便性に優れているため、支配者側も積極的にこの組織を利用した。

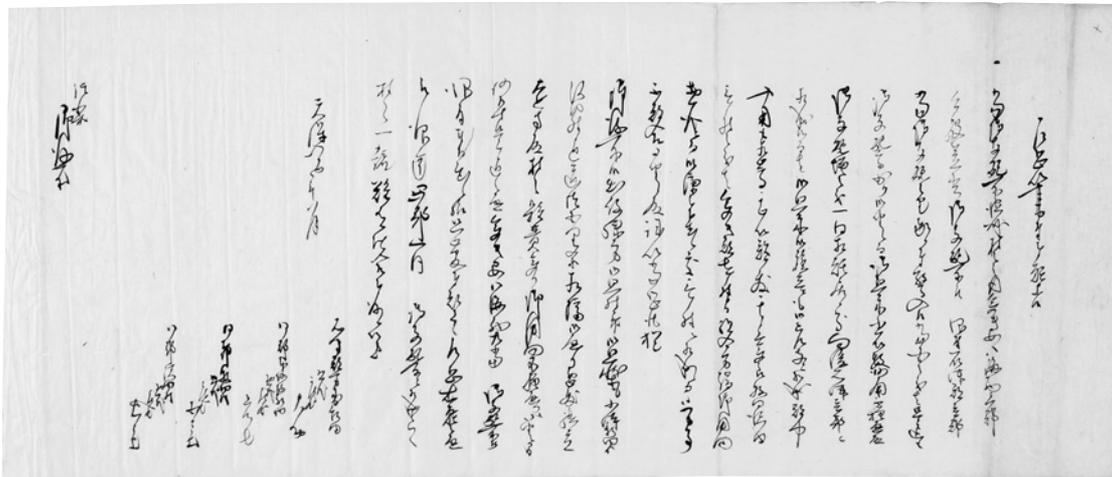
幕領では、遅くとも18世紀後半には組合村を基盤とした惣代庄屋が各地に成立し、その多くが、専任役人の少ない陣屋支配を補完していたと言われている。天明9年(1789)には、実質上幕府が組合村・惣代庄屋の存在を公認、それ以降、幕領の多くで惣代庄屋や、惣代庄屋から選ばれた郡中惣代に支配の末端を担わせるようになる(久留島浩「近世後期の「地域社会」の歴史的性格について」『歴史評論』499、1991年)。

美濃笠松陣屋支配所でも、陣屋よりの廻状・人馬継などの諸事務を陣屋元の笠松村役人に任せていたが、差し支えるようになったため、郡代・鈴木門三郎正勝(寛政3～8年在任)が笠松村に郡中会所を開き、全郡中惣代から2名を選んで常駐させ、廻状・人馬継や陣屋内の作事、郡中入用などの諸事務を取り扱わせるようにしている。郡中入用とは、個別の代官所管轄下の幕領全体に関わる共通経費のことで、代官所管轄下の全ての村々に負担する。美濃笠松陣屋管下では郡中入用を「小役割」と称し、陣屋の小使や牢番・夜廻番・会所際門番などへの扶持、陣屋・牢屋などの修復・建て替え費用、廻状継立の費用や陣屋内掃除人への賃金などを対象に、盆前と暮の2回に各郡の郡中惣代立合の上で算用され、各村へ割り当てられることになっていた(『岐阜県史』通史編 近世上)。

ところで、日比家のあった石津郡沢田村は、安永4年(1775)に笠松陣屋支配から土山代官所支配となり、大津代官所支配を経て、天明2年(1782)から信楽代官所の支配となる。この頃、沢田村は、私領が間に存在して距離が離れていたためであろう、同じ石津郡内の南部の村々とは組合村を形成せず、近村の牧田村・多良村と共に、当時信楽代官所支配であった近隣の多藝郡7か村の組合村に入り、組合惣代を通じて役所関係の用向きを処理していた[なお、多良村とは、牧田川の流域、市之瀬村の南に広がる一帯を指す地名で、天保期には24か村に分村、領主も尾張藩、高須藩、交代寄合高木三家、旗本青木家・別所家、幕府と多岐にわたる。ちなみに、明治維新当時に幕領であった分村名を上げるなら、上野村・屋敷村・栃谷村・延坂村などが挙げられる。また、牧田村も幕領のみではなく、尾張藩領を含む。沢田村と共に多藝郡7か村の組合村に所属していたのは、牧田・多良村全体ではなく、幕領部分のみであろう]。

ところが、天保8年に、それまで信楽代官所支配であった安八・多藝・海西各郡が笠松陣屋支配に替わり、石津郡のみが信楽代官所支配として残ることになる。石津郡村々は、石津郡のみでは江戸浅草御蔵へ年貢米を廻米として積み送る負担が重くなり郡中入用が嵩むこと、南部と北部の村々

の間が五里も隔たっており、代官所役人の廻村や廻状を村々へ廻す際に遠路のため人馬の継ぎ立てに必要な雑用金が多分にかかることなど、不都合な点が多いので、今まで通り安八・多藝・海西各郡を信楽代官所支配に戻すよう歎願している [36]。



[36] 乍恐以書付奉願上候 天保8年(1837)8月
(郡中入用等に差支えるため多藝・安八・海西郡とも当支配所に仰せ付け願うにつき書付)

おそらくその後、沢田・牧田・多良村は多藝7か村の組合村から外れることになったのであろう。弘化元年(1844)、石津郡は笠松陣屋支配に戻るが、この際3か村は多藝郡村々や石津郡南部の村々と組合村を作らず、3か村のみで組合村を形成している。そして、郡中惣代立合で行われる小役割の寄合に、郡中惣代に准じて組合惣代が笠松陣屋から出席を求められていること [37]、組合村の経費の中に他郡に相談する際に遣わす人足賃が費用として計上されていること、組合村全体の経費を3か村で精算する時に作成される帳面に「当暮盆前暮郡中諸入用割賦帳」「当卯盆前郡中諸入用割賦帳」と、経費を「郡中諸入用」と記載していることなどから、この組合村は笠松陣屋から一郡に准じて扱われ、自己もまた一郡として行動していたと考えられる。



[37] 乍恐以書付奉願上候 慶応元年(1865)11月
(郡中小役金高見届の代役として祖父江村庄屋遣わすにつき書付)

沢田・牧田・多良3か村の組合惣代は、組合全体の評議を経て、各村の庄屋から選ばれ、代官所の許可を得て就任する。日比家文書には、安政7年(1860)、牧田村・亮助の替わりとして惣代に選出された沢田村・日比貞三郎を認めるようお願いした願書の写が残されている [38]。



[38] 乍恐以書付奉願上候 安政7年(1860)2月
(組合惣代跡役として沢田村庄屋貞三郎を願うにつき書付)

組合村全体が経費として負担する金銭を書き記した万延2年(1861)の「組合惣代諸事控帳」によれば、組合惣代であった日比貞三郎はおおよそ以下の項目の金銭を立て替えている。

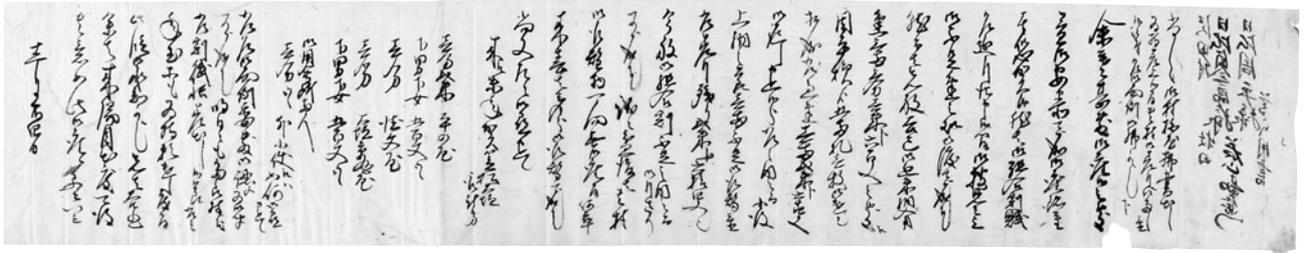
1. 笠松陣屋・郡中会所での廻米や小役割などの寄合へ出席した際にかかった諸経費
2. 代官所諸役人などへの付け届け、諸役人への無心金
3. 貯穀拝借など願出の際にかかった諸経費
4. 役所よりの廻状を持参した飛脚へ渡す賃銭・宿代、人馬継代など
5. 和宮下向御用に伴い赤坂宿へ滞在した際にかかった諸経費
6. 他郡と同席・集会した際の諸経費(飲食費など)

通常、金銭の立て替えは、その事柄に関わった者が行う。したがって、ここから組合惣代の担った役割を類推できる。すなわち、組合惣代は、

- a. 笠松陣屋・郡中会所での寄合への参加
- b. 代官所諸役人との交際・折衝
- c. 組合村の代表とし願書を代官所へ差し出すこと
- d. 廻状・人馬継に関わる業務
- e. 役所より仰せ付けられる臨時御用
- f. 他郡の組合村々との交際・折衝

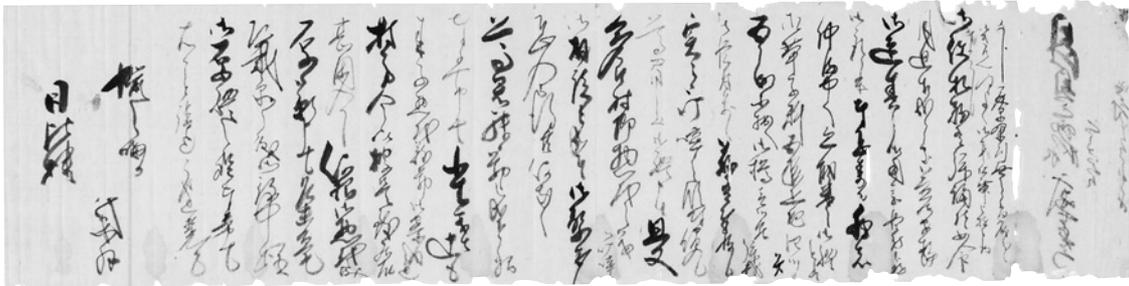
に関わったと考えられる。もっとも、2～6の項目については3か村の村役人たちが金銭を立て替えているので、b～fは組合惣代固有の役割とまではいえないが、組合惣代が中心となってこうした活動を行っていたとみてよからう。

組合惣代のみならず、3か村の村役人が組合村全体の経費を立て替えていたのは、個人ないし1か村のみで全額を立て替えるのは負担が大きかったからであろう。年未詳の史料であるが、牧田村村役人・若山勘左衛門は、日比貞三郎らに宛てた書状の中で、益以後において沢田村が経費の立て替えを全く行っていないので、来春は多分の立て替えをして欲しいと述べている [39]。



[39] [組合割取替などにつき書状] 12月24日

なお、同帳面によれば、日比貞三郎は、正月～12月までの間において小役割に関する寄合への出席などのために笠松に延べ34日間、和宮下向に伴う臨時御用として赤坂宿に延べ11日間も逗留している。このように、組合惣代になると、延べ1か月以上もの期間、村を離れねばならなかったのであり、村が何らかの問題を抱えている場合、その村の庄屋が組合惣代を勤めることは難しくなる。文久3年(1863)、牧田村庄屋・氏家七郎右衛門は、日比貞三郎に宛てた手紙の中で、詳細は不明であるが牧田村内が混乱していて惣代を勤めるのは困難なため、来年の惣代は貞三郎に願いたいと述べている [40]。



[40] [来年の惣代依頼につき書状] 12月晦日

日比貞三郎ら惣代・村役人たちが立て替えた金銭は、一定の利息を付けた上で、組合村全体の共通経費、組合村入用として盆前と暮に3か村で割られ精算される。精算方法については、慶応3年(1867)7月の「当卯盆前郡中諸入用割賦帳」によると、定例の入用金の3分の2は村高に応じて負担分を決定する高割、3分の1は均等に3等分する村割とし、臨時入用金も村割にて精算されている。また、江戸浅草へ年貢米を積み送るのにかかった費用については、江戸へ積み送った石高に応じて負担する廻米割が採用されている。このほか、多良・牧田両村のみにしか関わらない費用については、両村で折半する2か村割が行われている。

なお、村入用において、年頭の御礼を始め、笠松陣屋の役人たちへ渡す金銭の占める割合は少ない。安政6年(1859)正月、組合村が年頭の御礼として、郡代を始め手代・手付、堤方役人、御用人や門番・手廻り・小者などの下役に配った金額の総額は、金8両と銭283文にもものぼる。この他にも、先述の「組合惣代諸事控帳」などを見ると、郡中掛り・廻米御改などの職について村へ廻村する手代・手付やその家来へ定例の祝儀・御礼として金銭を渡していることが確認できる。また、生活に難渋した役人たちの無心に対し、他郡の状況を聞いた上で、組合村より出銭することもまま見られる。なお、役人の家来にとり、これら村方からの祝儀・御礼は自己の生活を支える重要な収入であった。安政7年(1860)、主人である竹林氏が病気により検見などの出役を勤めることができず、金銭的に難渋した僕の重吉夫婦は、村々で無心を行っている。

2. 災害への対応

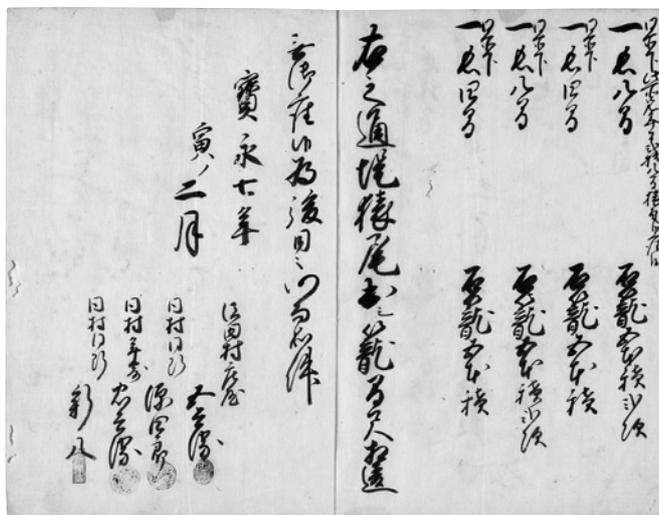
本図録冒頭でも触れたように、沢田村は、急峻な養老山地と暴れ川の牧田川に囲まれた地形にあり、大雨が降ると、山からは土石流、川からは洪水が襲ってくるという厳しい環境のなかで（I-1項の年貢状況も参照）、人々の生活が営まれてきた。村人にとって、この山、川の災害は一体のものとしてあったと考えられるが、ここでは項を分けてみることにする。

(1) 牧田川の水害

沢田集落の東側を流れる牧田川は、鈴鹿山脈を源流とし、沢田の手前で藤古川をあわせ、続いて杭瀬川、水門川と合流したのち、今尾手前で揖斐川へ注ぎ込む延長40km余の中規模河川である。明治2年（1869）の沢田村明細帳に「当村西牧田村地内にて多良川・今須川壺ツに相成、牧田川と唱へ、至て急流水勢強く、当村地内此川筋第一の難場に御座候、当村東より又二筋に相成、水勢も漸相緩み申候」とある如く、上流部は川幅が狭く急流であり、中下流部では土砂堆積により天井川化していることから、大雨が降ると急激に出水し、毎年のように水害を引き起こす暴れ川として恐れられてきた。沢田村では、例えば慶安3年（1651）9月の洪水で2割以上の田畑を失うなど、I-1で詳しくみたように、繰り返し襲ってくる災害に対し、復旧と防災に努めてきた歴史がある。なお、同じく明細帳によれば、沢田村堤は「長延千弍拾七間（延長約1,850m）、但高九尺より弍間迄（高さ約2.7~3.6m）、馬踏壺間より弍間半迄（天辺約1.8~4.5m）、根敷五間半より九間迄（底辺約9.9~16.2m）」とあり、その規模を知ることができる。

ところで、耕地や人口が倍増し、かつてない大開発の時代であったとされる17世紀は、木曾三川流域でも、上流部での山林乱伐や大規模な新田開発などにより土砂堆積や河道の狭隘化が進み、河川氾濫が激化することになる。これに対し幕府は、元禄16年（1703）、高須・福東・本阿弥輪中72か村の訴願をうけ、揖斐川下流の新田を撤去し、翌年には美濃国全体でも大がかりな河道整備（宝永の大取払い）を行っている。これは、河道を直線化し、洪水のエネルギーを速やかに海へと排出することで減災を図るものであり、従来の災害復旧中心の施策から災害予防に重点を移す、幕府治水政策の転換を意味していた。

これをうけて、河道の監視・整備にあたる川通掛^{かわどおりかかり}（水行奉行）が新設され、高木家（西・東・北の三家で構成）が任命される。高木三家は、多良役所と呼ばれ、宝永大取払いで整備された河道状況を維持する使命を帯びていた。勝手な改修を厳禁するため、猿尾・蛇籠などの水制工作物についても細かく数値を記録・提出させている[41]。以後、流域の村々が河川環境に手を加える場合は、必ず多良役所の許可を必要としたため、高木三家には膨大な治水史料が蓄積されることになった。

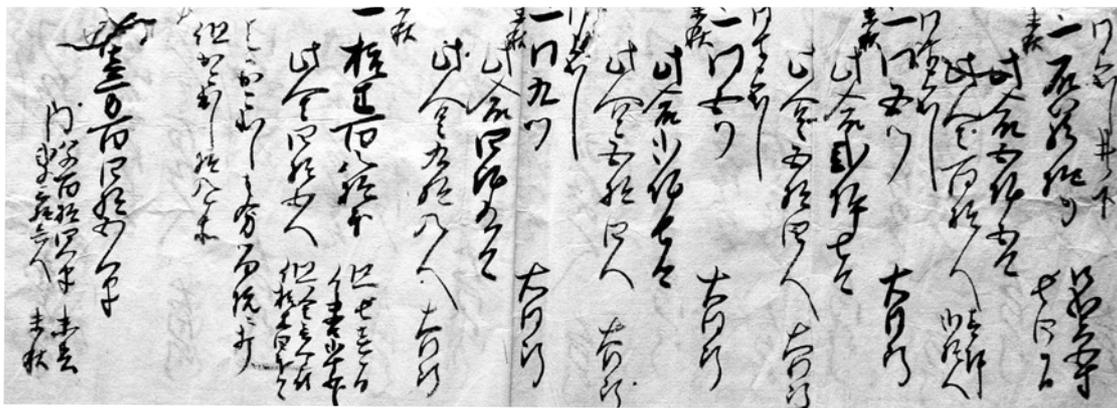


[41] 石津郡沢田村川通^{かわどおり}猿尾出籠^{さるお}改帳^{でかごあらためちよう} 宝永7年（1710）2月

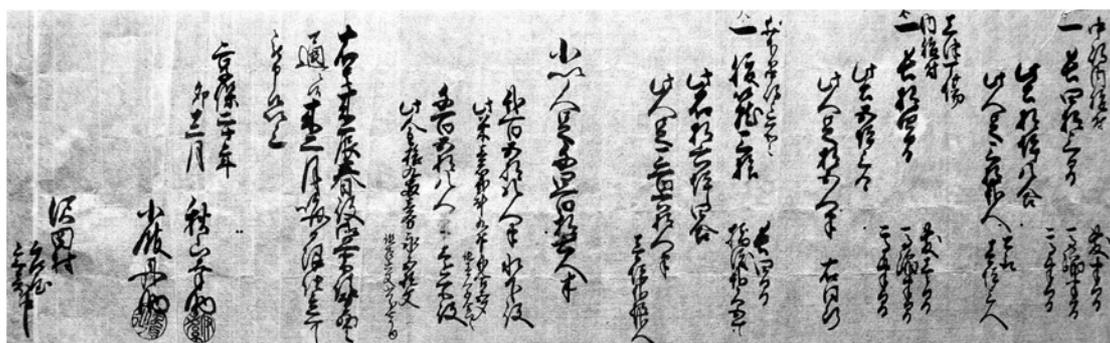
一方、実際の治水工事に目をやると、江戸時代の普請形態は、幕府費用で実施する公儀普請、国単位で百姓を動員して実施する国役普請、幕命で諸大名が他領の工事負担を行う手伝普請、藩や村が自己負担で行う自普請の4類型があったが、特に国役普請が重要な位置を占めていた。

頻繁に水害に見舞われた美濃国では、独特の負担方法（美濃国法）による国役普請が整備され、江戸時代を通じて47回もの実施をみている。その特徴は、石高を基準に、普請実施地域（水下）とそれ以外の地域（遠所）で負担割合を加減し、人足代わりに石や材木などの普請材料も認める等の点にあるが、これにより、美濃全域（寛永14年以降、手限普請となった尾張・大垣・加納などの諸藩を除く）の領主、村々に負担を求め、大規模な治水事業が展開されたのである。

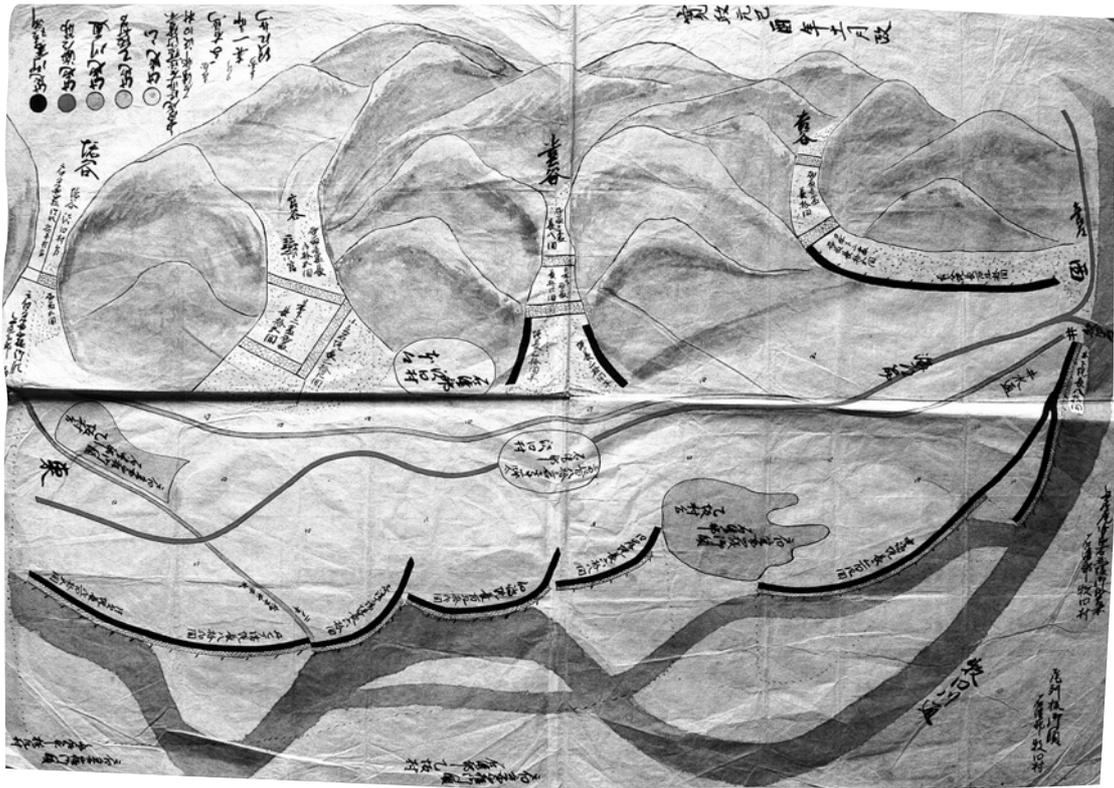
しかし、治水政策の転換期である元禄期を境に、国役普請は旗本など小規模私領に限られ、沢田村など幕領においては、より制度化された^{はるやくじょうしき}春役定式普請が実施されることになる。これは、幕領のうち、普請のない村々から毎年、遠所金を徴収し、普請を行う水下村を助成する仕組みであり、水下は高100石につき100人までを負担、不足すれば遠所役の村から100石につき25人を負担、さらに不足すれば幕府入用金をもって実施された。その一例として、正徳5年（1715）の〔42〕「堤川除御普請配賦」及び享保20年（1735）の〔43〕「沢田村来辰春役御普請仕形覚」、及び〔44〕「沢田村普請所絵図」を掲げておいた。



〔42〕 堤川除御普請配賦 正徳5年（1715）12月



〔43〕 元文元年・石津郡沢田村来辰春役御普請仕形覚 享保20年（1735）12月



[44]〔沢田村普請所絵図〕 寛政元年（1789）11月改 43.0×61.4cm

こうした治水策がとられる一方、村・地域でも、様々な防災の取り組みが行われており、それが村・地域間の利害対立に発展する場合も少なくなかった。宝暦期に惹起した沢田村と乙坂村^{おつさか}の争論をみてみよう。



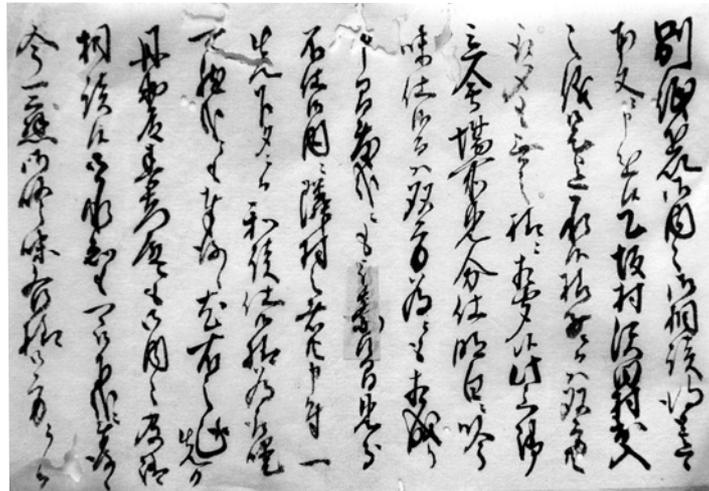
牧田川から乙坂地区遠望

沢田村の対岸に位置する乙坂村（大垣藩領、表紙絵図参照）は、沢田村内に入会地を有し、牧田川堤も分有する隣村である。沢田村はこの乙坂村に対し、宝暦12年（1762）3月、川通りの新規五間籠の撤去を求め、多良役所へ出願したところ、逆に乙坂村から、新規^{はねかこ}勿籠の撤去を求める訴えが出されて紛糾することになる。

乙坂村によれば、沢田村はよほど高地（「川表御堤外置洲高之地所」）であり、洪水時には牧田川の水が乙坂村側へ押し寄せ（「川筋付寄、堤根敷迄水先突あて」）るのに、さらに新規の勿籠で沢田側の堤が增強されてはたまらないというのである。

これに対する沢田村の反論は、以下の通りである。1) 新規刳籠とは「堤腹法り根敷より出シ積籠」であり、宝暦4年の薩摩藩手伝普請で設置されたものである。2) そもそも乙坂は隣村だが、元来強気で気風が荒く(「山方に付、諸事騰過仕癖」、御料所を申掠めようとしている。3) 乙坂は山方であるのに、沢田より低地などというのは偽りである。乙坂の西谷から水が押し出すため、沢田堤が破堤して難渋する。4) 宝永大取払い以後、乙坂村は新堤を築き、河川敷を耕地化したため河道が狭くなり、沢田側へ圧力がかかり何度も破堤しており、乙坂新堤の撤去を要求する。

以上のように、双方とも、相手側による堤防の増強を問題としていることから、多良高木家では笠松役所と連絡をとりつつ調査を開始する。西高木家の[45]「川通御用日記」によれば、双方から提出された訴状及び絵図等と、根拠台帳となる「宝永年中村方より差出諸帳」及び「御手伝御普請之節仕用目録見帳」を比較調査し、尋問をおこなった結果、双方とも無許可の新規普請を行っていることを把握する。また、沢田村が笠松役所の了解を得ておこなったと主張していることに対しては、多良を無視した行為をするはずがないと笠松側を牽制することも忘れていない。さらに、毎年問題がないか高木三家の川通役が廻村調査しているのに、時期を逸した訴えは不埒であるとして、双方を譴責している。



[45] 川通御用日記 宝暦12年(1762)7月22日条

こうした調査をふまえた上で、「明白吟味」した場合は「双方の為にも宜しからぬ」と判断した高木家では、笠松役所と協議のうえ、現状を追認することとし、実地調査に入らない段階での内済(和解)を薦めたのである。その際、内済を実現する仲介者として、「相応に埒明兼不申ものへ申付度」ということで、地域の有力者であろう、大垣領では石畑村の庄屋、幕領は金屋村孫六、祖父江村彦兵衛、綾野村元右衛門などといった具体的な人物名をあげて誘導している点にも注意しておきたい。江戸時代、地域での利害対立は容易に訴訟に発展したが、このような役所の指導もあり、内済で決着することが多かったのである。

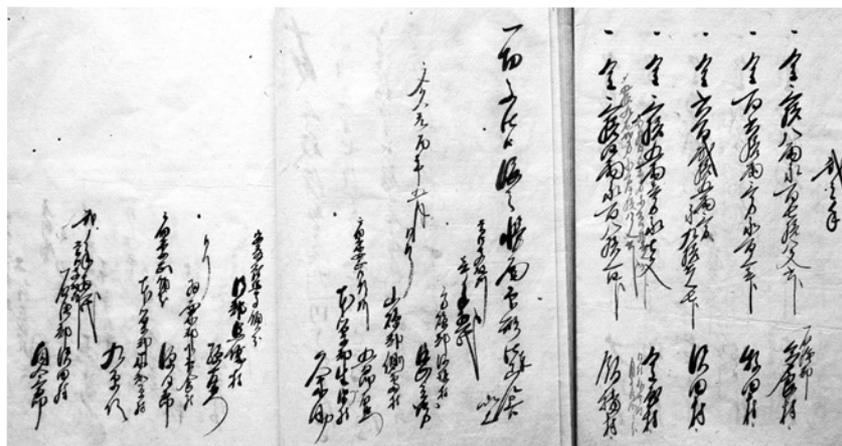
なお、内済が決まった結果、多良・笠松両役所から双方の村に対し、以後の争論を抑止するため、絵図師による現状確認図の作成が命じられており、実際に作成された[46]〔沢田村乙坂村川通立会絵図〕(口絵図版4)が伝わっている。絵図には、河道や川幅のほか、猿尾や石籠など、争点となった牧田川沿いの水制が詳しく描かれており、当時の河川環境を詳しく知ることができる。このような水制の補修・管理も村の役割として重要であり、別項で触れるように、沢田村でもそれを村掟として定めていた。

こうした防御の備えを続けても、牧田川はしばしば沢田村地内で破堤を繰り返している。幕末の事例では、安政2年(1855)8月、300間(約540m)もの破堤があり、田畑は水深1丈(約3m)に沈んだ状態となった。そのため、下流域から緊急に滞留(水の流れを留めること)を求められるが対応できず、幕府に急破普請での救済を求めている[47]。



[47] 乍恐以書付奉願上候 安政2年(1855)8月
(牧田川通堤切所出来のところ公儀普請願うにつき書付)

また、万延元年(1860)5月には、2度にわたる暴風雨により、沢田村など各地で洪水被害が発生した。幕府は勘定吟味役を派遣して復旧計画を立て、翌年正月から4月にかけて濃・勢・尾州を5区に分け、村に請け負わせる形(村請)で工事を実施した。因みに、この事業は、江戸時代に16回を数えた「御手伝普請」の最後のものであり、藤堂(津)、池田(明石)、島津(鹿児島)、松平(浜田)、榊原(高田)、前田(富山)、藤堂(久居)の各大名が費用負担を命じられた。沢田村は式之手に組み込まれ、工事に関連する種々の史料を伝えている[48]。



[48] 二之手一村限金高帳(右) 文久元年(1861)4月
濃勢尾州川々御普請諸入用割賦帳(左) 文久元年(1861)5月

なお、維新変革により、それまでの治水体制は崩壊し、事業は笠松県、岐阜県へと引き継がれていった。牧田川流域でも、引き続き数多くの治水事業が行われたが、戦後も1959年8月と9月の2度にわたる根古地堤防の決壊や、1990年9月の背割堤決壊など、やや間隔をあけて大きな災害に見舞われている。今後も治水事業は続けられるであろうが、河川氾濫を根絶することは不可能であり、環境負荷も巨大なものとなる。許容範囲の溢流を織り込んだ治水政策が提案されるなか、河川環境にいつその関心を寄せるとともに、「災害は忘れた頃にやってくる」ことを肝に銘じておかねばならない。

※参考として、江戸時代の治水普請などに用いられたものであろう、日比家に伝わる「御用旗」を掲げておく。



〔御用旗〕 71.0×32.4cm

(2) 土石流災害

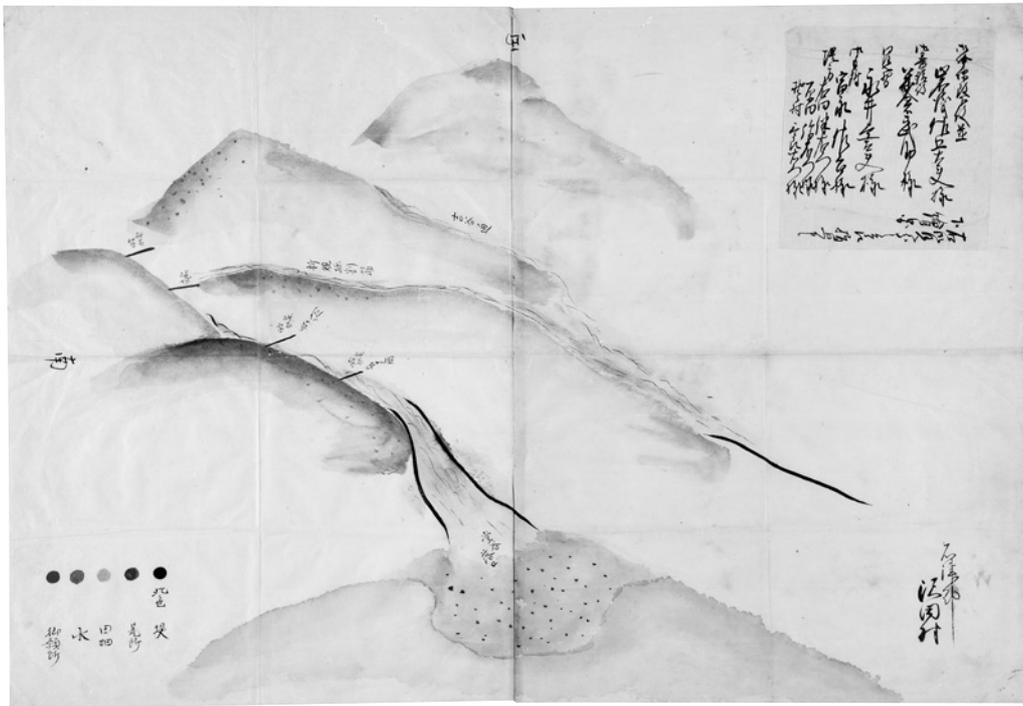
牧田川の水害とともに、村人を苦しめたのは土石流である。表紙絵図のように、沢田村の背後には急峻な養老山地が迫り、「尻無谷」と呼ばれた宮谷、堂谷、吉谷^{よしだに}などの断層谷から発生する土石流によって耕地に土砂が流れ込み、潰れ地が生じていた。谷の位置関係は、延享5年(1748)の[49]「山谷之図」(口絵図版2)に詳しい。



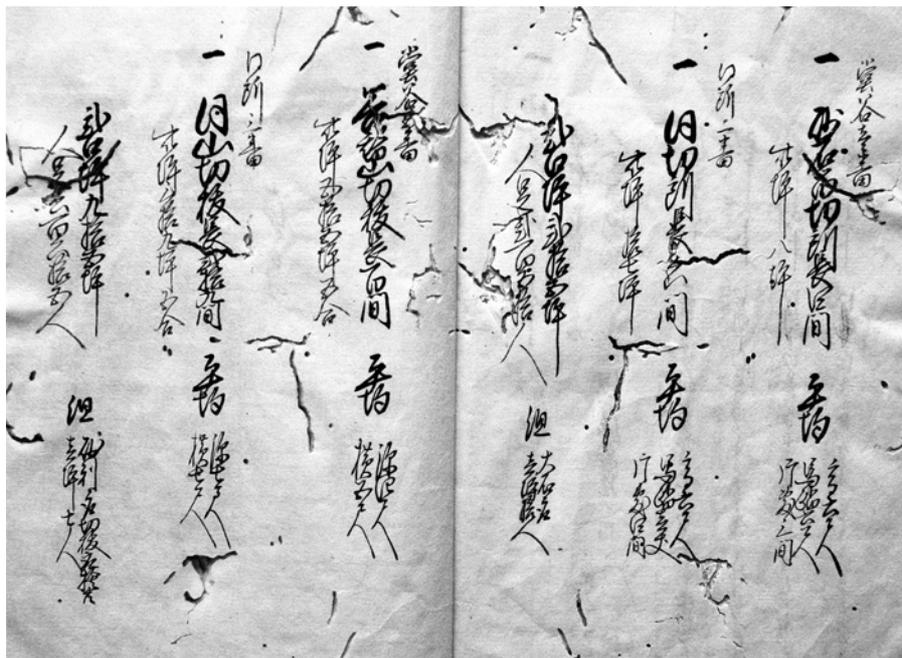
牧田川へ落ちる吉谷

この土石流災害に対しては、18世紀以降、前述した春役定式普請により砂留工事が行われているが、これも決定打を欠き、災害が起きては復旧工事を繰り返すという様相を呈していた。しかし、天保期に一つの変化が生まれてくる。

堂谷は、牧田川へ流入する吉谷と異なり、村内の耕作地へ直接土砂を排出しており、年々堆積物で潰地が増大する一方であった。そこで抜本対策として、上部の土石流を吉谷に付け替えることを計画し[50]、天保8年(1837)春役普請のうち人足のべ4,200人余を投入して、「谷替山切抜」129間(約232m)及び「岩切」68間(約123m)の工事を実施している[51]。その計画の背景や実施の具体相は不明であるが、江戸後期から幕末にかけて、各地でこうした「谷替」普請が実施されるようになっており、砂防史あるいは地域環境史の見地からも検討すべき課題といえよう。



[50] [堂谷堀割御普請繪図] [天保8年(1837)]43.4×63.0cm



[51] 御普請出来形帳 天保8年(1837)2月

なお、沢田村が抱える山は、こうした土石流災害を引き起こす一方、治水材料としての材木や薪炭燃料を供給するとともに、採草場としても重要な役割を果たしていた。このマイナスとプラスを融合したアイデアとして、時期は未確定であるが、遅くとも幕末までには、土石流災害を防止する「元留証文」が登場し、それが明治20年代まで存続している。

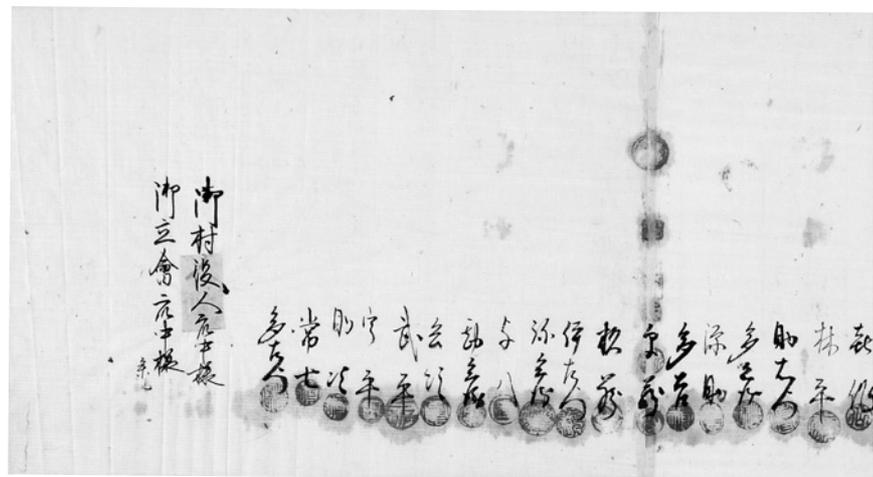
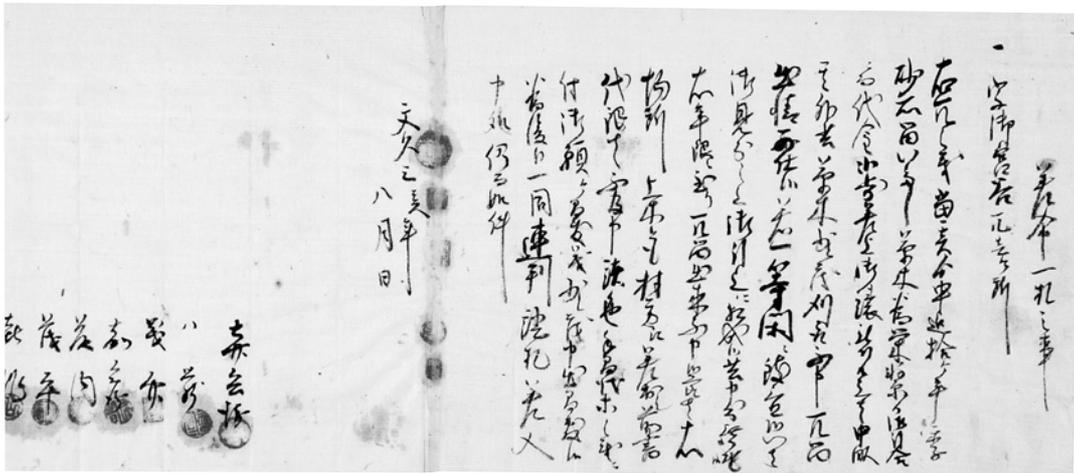
例えば、文久3年(1863)の一札[52]では、喜兵衛ほか23名が、草木を榮繁させ砂留(砂防)に努める条件で、宮谷のハゲ(崩壊地)1か所を、10年2分の条件で村方から譲り受けている。砂防に成功すれば、上木等伐採の権利が彼らに与えられる予定であった。



堂谷付け替えルート の現状

なお、[52] のなかに「草木少しも刈り取り申さず」との文言があるように、日常的に行なわれる草肥採取が土石流災害と密接に関っていた可能性も高い（草肥を大量に必要とした江戸時代の人と山野の関係については、水本邦彦『草山の語る近世』山川出版社、2003年、を参照）。

こうして村では、惣有地のうち、崩壊地形を選んで請人グループに管理を委ね、中長期的な目で砂防を強化する方策を選んだのである。今後、これが山谷の環境にどのような影響を及ぼしたのか、近代以降の展開も含め、関連史料の精査が必要である。



[52] 差入申一札之事 文久3年(1863)8月
(宮谷兀を砂留し草木榮繁させるにつき一札)



砂防工紀年碑 明治26年（1893）4月10日
濃尾震災復旧工事にあわせて、沢田村でも、土石流被害への抜本対策となる植林と大規模砂防堰の建設が行われた。碑の撰文と書は日比文蔵で、主任吏福久源三郎の名前が刻されている。

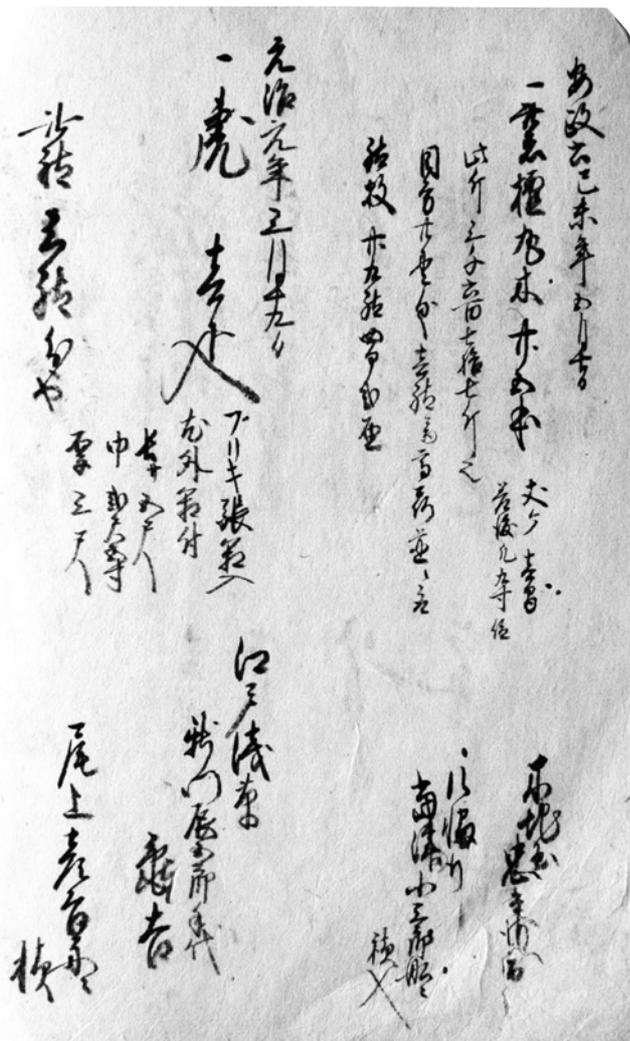
また、山谷に関連する事項としては、惣山の経営や牧田村との山境をめぐる争論（山論）などにも興味深い史料が含まれているが、今回は取り上げていない。あわせて、今後の企画課題としておきたい。

IV 街道と幻の運河計画

日比家が暮らした沢田村は、「九里半街道（九里半廻し）」と呼ばれ、揖斐川舟運の拠点湊である船附・栗笠・烏江（濃州三湊）から牧田、関ヶ原を経て米原に至る、脇往還上に位置していた。このルートは、時期により変動はあるものの、近世を通じて、名古屋を含む伊勢湾地域と琵琶湖を結ぶ重要な役割を担っていた。以下、参考のため、尾張藩士樋口好古による『濃州徇行記』のうち「烏江村」から、当時の流通経路に関する記述を引いておこう。

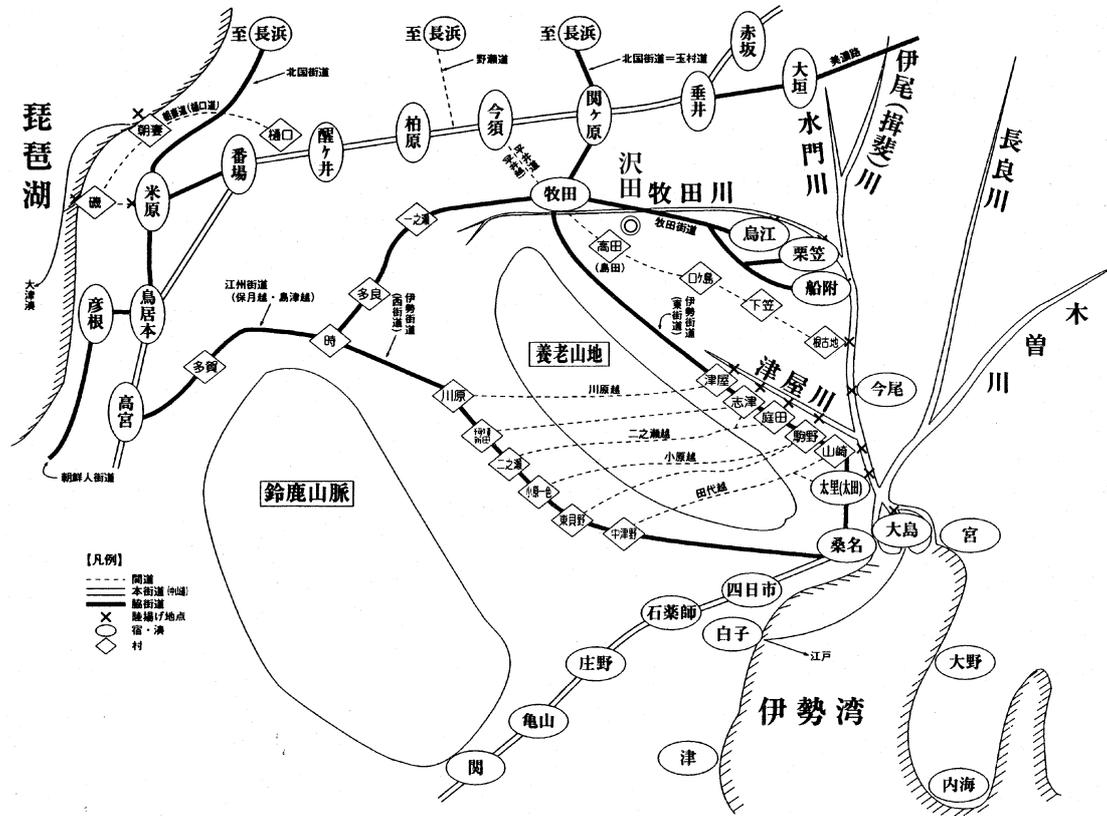
此烏江村と栗笠村、船付村を三ヶ湊と云、名古屋、勢州桑名、北美濃あたりより上せ荷物積船此三ヶ湊まで運漕し、是より運漕なき故、渾て荷物牛馬にて近江国米原湊まで往来せり、是を九里半回シと云、先此湊より牧田へ三里、牧田より関ヶ原へ一里、関ヶ原より今須へ一里、今須より柏原へ一里、柏原より醒井へ一里半、醒井より番場へ一里、番場より米原へ一里也、又米原より大津へ湖上十八里あると也、総体北国向又は出羽、陸奥、南部あたりへ送れる茶荷物なども湖水を運漕し、米原湊よりは越前は塩津、会津は濱へ着船し南部辺へ回すとなり、又米原湊より九里半回シ下荷物、大和の生綿多く来ると也、又多羅の炭なども三ヶ湊へ出すと云

なお、このルートは、揖斐川の土砂堆積作用などの影響をうけ、18世紀後半以降は役割を低下させたと考えられてきたが、近年の研究によれば、19世紀に入ってから、三湊は大垣湊とともに揖斐川舟運の有力拠点として機能しており、九里半街道は重要な物流ルートであり続けたことが指摘されている（西脇 康「近世後期濃尾平野における陸運・水運と伊勢湾海運－「九里半廻し」の諸荷物往来－」『知多半島の歴史と現在』7、1996年）。



[参考] 『琵琶湖諸荷物船賃覚帳』 年未詳 名古屋大学附属図書館所蔵

美濃からの九里半街道は、琵琶湖舟運に接続し、米原から大津、あるいは塩津から北陸・東北へと繋がっていた。ここに参考史料として掲げたのは、琵琶湖における元文4年(1739)から明治3年までの諸荷物の運賃を記載した帳簿である。後述の江濃運河開削が行われていた元治元年には、少し変わった積荷として、江戸浅草の火消・新門辰五郎の求めた品であろう、「虎 壺疋 ブリキ 張箱入」が記されている。



【参考】 「九里半廻し」とその周辺の陸水運ルート (原図：西脇 康 1996年)

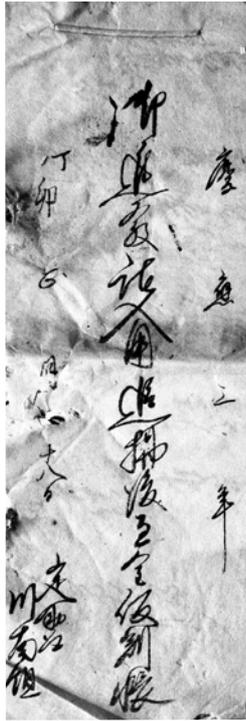
さらに、幕末の海防問題、とりわけ摂海防衛問題が浮上するに及んで、このルートは京都との関係から俄然注目を集めることとなる。以下では、この運河計画も含め、交通・流通に関する史料を紹介することにした。

1. 伝馬助郷制度の変容

現在関ヶ原町に属する今須宿は、中山道67宿の一つ、江戸から60番目の宿駅で、東は関ヶ原宿、西は近江国に入り柏原宿である。主要街道である中山道を行き来する公用の人馬や荷物は、江戸時代には宿駅を中心に、宿駅を補佐する助郷村々の伝馬役負担により運送(継立)されており、沢田村は今須宿の助郷であった。

日比家文書には、幕末期の伝馬助郷制度に関する史料が数点残されている。年次の分かるもっとも古い史料は、今須宿権兵衛が沢田村庄屋および百姓中宛てに出した文政7年(1824)6月付の文書である。

この文書によると、権兵衛は、沢田村から料金をうけとり、人馬を雇い入れ、沢田村の助郷負担を代行していた業者だが、他村より割高な料金で請負っていたことが露顕し、沢田村から契約の解除を迫られたため、先年の目録(料金表)の2割引で今後も契約を継続して欲しいと頼んでいる。



[53] 御進発諸入用追払後過金仮割帳
慶應3年(1867)正月18日

慶應元年(1865)11月付で、やはり請負代行業者の秀造と文太郎が、川南組五か村惣代の押越村信七に差し出した文書によると、今須宿の助郷は19か村あり、山中村ほか2か村は近隣のため、直接人馬を出していたが、ほかの16か村は今須宿から遠いため、「大御通行」の折りは直接人馬を出すが、「平日」は秀造らが人馬勤め方の世話、すなわち助郷役の代行を行っていたという。ところがその代行の勤め方に何らかの不都合があり、秀造らは改心を約束し、あらためて世話人(助郷代行契約)の継続を頼んでいる。この申し出を受け入れた川南組5か村惣代惣代の信七もまた、今須宿問屋中に対し、世話人に不都合があれば責任を果たすとの一札を提出している。

秀造らと助郷の代行契約をしている川南組については、定助郷川南組が作成した慶應3年(1867)正月付の[53]「御進発諸入用追払後過金仮割帳」が日比家文書に伝来している。慶應元年4月に決定された、いわゆる第二次長州征討に関連する史料である。

この地域も、長州藩との戦争に向かう幕府軍の移動を支える負担を強いられたが、翌2年9月に休戦が成立し、慶應3年正月に征討軍の解散が正式に決定したことをうけて、

余剰金が仮分配されたものか、あるいは、同年中に幕府が各地の民衆の圧力をうけて、諸街道の助郷制度を廃止したことに伴い、余剰金が分配されたものであろう。沢田、桜井、五日市、押越の4か村がその余剰金(過金)をうけとっている。ともあれ沢田村は、5か村と共同で川南組という助郷組合村を結成し、助郷請負契約や直接的な人馬提供を要する「大御通行」などに対応していたことを確認しておこう。

2. 江濃^{ごうのう}運河と沢田村

沢田村が位置する九里半街道は、上述のように、琵琶湖と伊勢湾を結ぶ重要な物流ルートとして機能していたが、幕末には、ここに運河を通そうという計画が持ち上がる。既に『彦根市史』など関連自治体史にも掲載され、よく知られた事実ではあるが、その実態は不明であった。しかし、日比家文書中から関連史料が出てきたことで、ようやく地域の動向も含めた検討が可能となりつつある(史料の一部は、村上圭二『史料による栗笠物語』私家版、2005年、でも紹介されている)。

なお、この運河計画は、開国要求をめぐる緊張のなかで、大坂湾が封鎖された場合を想定し、京都への物資ルートを確保することを第一義の目的として、彦根藩が構想したものである。具体的ルートは、琵琶湖の朝妻湊から天之川を柏原宿まで遡上し、そこから陸路で繋ぎ、さらに今須宿から牧田川通り船附湊までを開削するというものであった。

当時の彦根藩は、安政大獄を断行した直弼が桜田門外で暗殺された後、直憲が藩主となり、文久2年(1862)には將軍家茂の名代として上洛している。しかし、8月18日の政変により京都守護職を解任されたのみならず、10万石を減封されるという窮地に陥っていく。そうしたなかで、この運河計画は、彦根藩が失地回復を懸けて挑もうとした事業であった可能性が高い。

因みに、笠松郡代から関係村々へは、「今般の義は全く朝廷よりの思召にて、彦根侯より相願われ、彦根侯の手にて御普請御仕立に相成り候義」[54]と説明されていた。その政治的意図はともあれ、このプランは、文久3年7月に幕府の許可を得て、実施に向けて動き出すことになる。

Handwritten Japanese text in cursive style, likely a ledger or account book entry. The text is dense and covers the top half of the page.

Handwritten Japanese text in cursive style, continuing the ledger or account book entry. The text is dense and covers the bottom half of the page.

[54] 新川砂坪取調野帳并人足費凡積書上帳 文久4年(1864)2月

まず、7月中旬から下旬にかけて京都町奉行所の实地調査が行われ、7月22日には調査の役人が沢田村に宿泊している。こうした動きは、笠松役所から多良高木家へも伝達されており、周辺領主も注視していたものと考えられる [55]。

Two pages of handwritten Japanese text in cursive style, likely a diary or official record. The text is dense and covers both pages.

Two pages of handwritten Japanese text in cursive style, likely a diary or official record. The text is dense and covers both pages.

[55] 川通御用日記(高木家文書) 文久3年(1863)7月26日条

こうして関係地域の意見が聴取されていったが、『米原町史』『関ヶ原町史』(1988)などの関連自治体史料によれば、近江側では、彦根藩が「権威を振」ることを忌避し、幕府事業とするよう求める意見が多く出されたほか、山間部では運河に必要な水を確保できない「水薄」状況も指摘されていた。さらに、10月には箱館奉行所や勘定奉行所普請役などの实地調査が続き、最終的には、雪解けを待って事業が着手されることが決定したようである [54]。

なお [56] 就御尋御請書にある通り、沢田村以南は、当初、沢田村の井水（一之井）を用いる計画であったが、ここが深掘りされると耕作に支障が出るとして代替案を提出している。その結果、新しく運河（新川）を1000間（約1.8km）にわたり掘削して金草川に接続し、船附湊から揖斐川へ出るルートに変更されることになった。

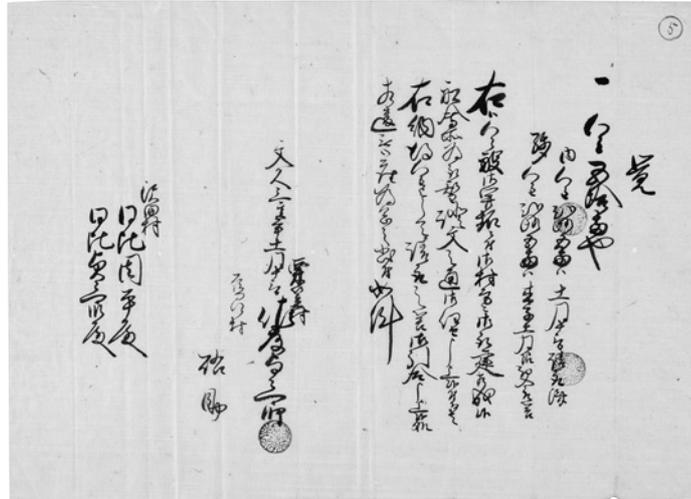


[56] 就御尋御請書 文久3年（1863）10月

また、沢田村内では、荷揚げのため船溜りと船会所を設置する計画となり [57]（口絵図版5）・[58]（口絵図版6）、その際、投機のチャンスとみた沢田村が栗笠村船問屋佐藤與三郎と請負競合した結果、沢田村が建設して佐藤に預託することとし、納得金が支払われている [59]・[60]。



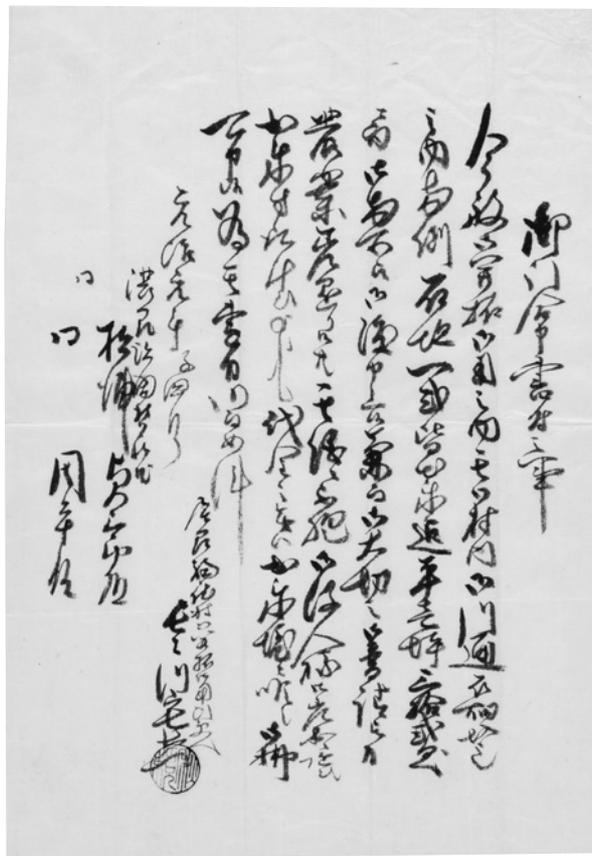
[59] 船会所取替証文之事 文久3年（1863）10月



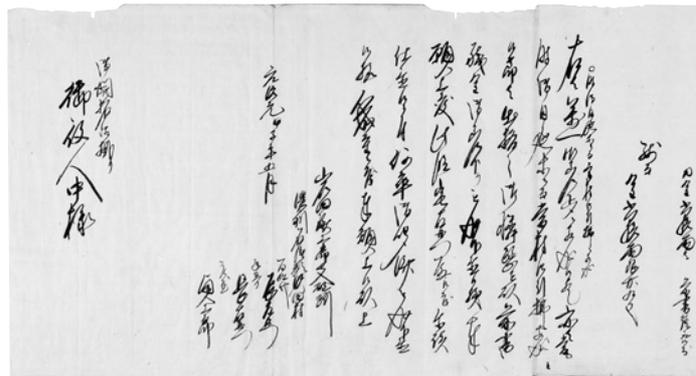
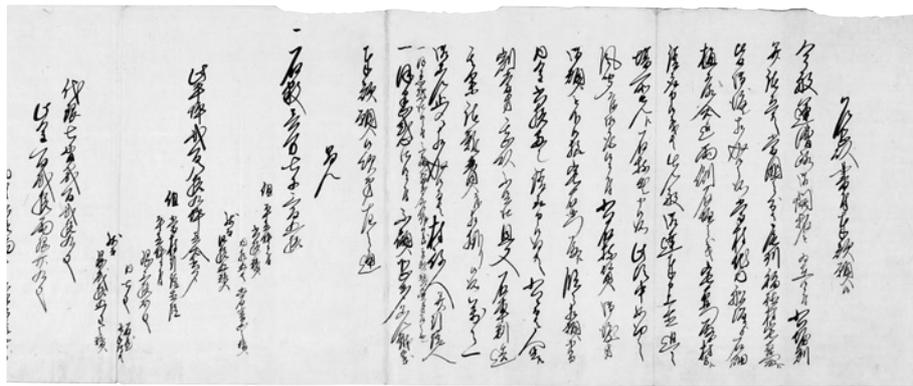
[60] 覚 文久3年(1863)11月13日

なお、上りも下りも3000駄ほどが見込まれており、[59]によると、例えば下り荷の場合、三湊までの一駄の運賃を160文とし、船人が68文、佐藤与三郎と沢田村がそれぞれ44文の収入を得る計画であった。

こうして着手された普請工事は、彦根藩事業として、美濃側は尾張国福德村（現在の名古屋市北区福德町・光音寺町）の長谷川宅右衛門が請け負い、さらに各村に請け負わせる体制となっていた[61]。沢田村でも、元治元年4月には、新川の石組を村内の彦作らに請け負わせ、部材の調達も開始されている。しかし、5月になると、事業中止が噂されるようになる [62]。



[61] 御引合申書付之事 元治元年(1864)4月



[62] 乍恐以書付奉歎願候 元治元年（1864）5月

背景には、「御勝手帳」（国立公文書館内閣文庫所蔵）が示す通り、尾張藩の反対が影響していたが、その発端は、多芸輪中の尾張藩領村々の出願であったようである。既に、前年8月の調査時、下笠、船附、栗笠、大野、大牧、西岩道、口ヶ嶋の7か村が、白井逸蔵（尾張藩鶴多須）陣屋に対し、運河開拓による輪中地域の湿地化を問題として、開拓見合わせの願書を提出していた（『養老町の文化財』78、1991年）。これが翌年、尾張藩の申し入れにより幕閣内部で問題化し、7月7日には、普請役に対し再調査の指令が出されている（『新修彦根市史』）。その後の状況は未詳であるが（8月の再調査には、沢田村が船会所の単独所持を願い出たことが確認できる）、結果として、彦根藩による運河事業はここに頓挫したのである。

幕末の江濃運河計画は幻と消えたが、沢田村には、明治以降も運河遺構が残されていたようである。しかし、戦後の牧田川改修と土地整備事業により、現在ではその痕跡を辿ることすら困難となっている。

ところで、伊勢湾と琵琶湖を結ぶこのルートについては、さらに続編がある。舟運を利用した物資輸送は、東海道線の開通（1889年）をみても、当該地域では有力な手段として活用され続けたこともあり、運河計画は、その後いくたびも浮上することになる。

直近最後の計画としては、建設省と通産省が中心となり、1963年から69年までの7か年間、1億円余をかけて実施された中部横断運河開発計画調査（敦賀～四日市）がある。これは、養老山地の東裾の部分を開削し、伊勢湾から若狭湾まで100kmに及ぶ運河を建設しようとする一大プロジェクトであったが、現在のように環境への影響が問われないまでも、「費用便益的に見てもその有用性が乏しい」として見送られた経緯がある。その後は、こうした運河計画を耳にしていない（『中部建のあゆみ』中部建設協会、1975年）。

3. 宿駅制度の終焉

江戸幕府が瓦解したのち、明治元年（1868）に維新政府は助郷制度を復活する。おそらくそれを受けて、明治2年4月付で、沢田村役人は駅通役所へ願書を提出している。それによると、揖斐川で乗船した人や荷物は、多芸郡の船附、栗笠、烏江のいわゆる濃州三湊から陸路をたどり、沢田村から牧田村へ継ぎ送ることになっており、沢田村はその運送を負担しているとする。濃州三湊と近江米原湊を結ぶ九里半街道は、よく知られているように、伊勢湾の物資を京都大坂方面へもたらず重要な脇街道で、沢田村はその途上に位置していたのである。こうした九里半街道上の物資運送のほか、閑道を利用した上京や、大垣垂井から養老見物をして関ヶ原へ抜ける場合の運送負担も重いため、「御一新」を機会に、今須宿への助郷を免除してほしいというのが願書の趣旨であった。

しかし沢田村に対する助郷の免除は実現しなかった。助郷免除を出願した同じ明治2年4月付で、日比貞三郎は「今須宿助郷村々勤高帳」を作成している。そこに記載されている今須宿の助郷村数は、江戸時代の19か村をはるかに上回っており、多くの村々による助郷の運営は、かえって無駄遣いを増やすおそれがあるとして、周辺村落の意志を代表する「模寄（最寄）惣代」が設置されたようである。一般農村も広く伝馬助郷制度に組み込んだ維新政府の政策が影響している。翌5月には、惣代石畑村勇之進の名前で、「辰十二月より巳五月迄今須宿助郷人馬賃・諸入用割賦帳」が作成されており、沢田村の負担額も記載されている。翌明治3年7月と12月には、「石畑組村々」の名義で「巳十一月より午四月迄・今須宿助郷人馬賃銀并諸入用割賦帳」が作成されており、石畑村名主の山幡勇之進が「助郷惣代」を勤めている。沢田村は、江戸時代の伝馬助郷制度では川南組に属していたが、明治初年の伝馬助郷制度の再編を経て、あらたに石畑組というグループに所属したこともわかる。

明治政府はこのほか、従来の宿役人にかわるべき役職として、新たに伝馬所取締役を設置している。宿駅の居住者だけでなく、助郷村の居住者も含めて、2名を入札で選出し、政府から給料（扶持）を支給される役職であったという。明治2年4月から、日比貞三郎も今須宿に出勤し、伝馬所に詰めており、伝馬所取締役に就任した可能性がある。「今須宿御伝馬所」の名義で、明治2年5月から10月分、11月から翌年4月分の「人馬賃并諸入用勘定仮割帳」も作成されており、必要経費を書き上げたうえで、沢田村の負担額が記載されている。増設された助郷村の出資により、従来の問屋経営者に依存しない伝馬制度の復活がめざされたものらしい。

ただし、新設された伝馬所の維持運営には困難が多く、おそらく今須宿附属の助郷村々から大垣御預役所に対し、明治2年7月付で、運送問屋を伝馬所の支配下に置き、かつての伝馬と売荷物（運送業）の兼帯を事実上復活するよう求める願書が準備されている。また、明治4年12月には、今須宿伝馬所の木田藤右衛門から日比貞三郎に対し、組合から伝馬所へ納めるべき出金の立て替え分について、今しばらくの融通を願っている。周辺の助郷村落も必ずしも余裕があったわけではなく、新しい伝馬助郷制が新政府の構想通りには機能していないことをうかがわせる。すでに明治3年の2月から3月にかけて、伝馬所や取締役の任務は事実上廃止となっていたが、明治5年8月までに宿駅制度そのものが廃止となり、助郷をめぐる諸問題は、ここに解消したのである。

V 変わりゆく村

江戸幕府の瓦解から明治政府の成立にいたる動乱は、軍隊の移動や軍事費調達といった側面で沢田村の人々の生活に影響を及ぼしていたが、基本的には別天地の出来事であったともいえる。村の生活は、明治時代に入って一挙に変わるわけではなく、じわじわと変化し続けたとみるのが妥当である。では具体的には、何がどのように変わったのであろうか。この章では、村の神社の変容と、徴兵制度の導入をめぐる諸問題を取り扱うことにする。神社については、日本古来の不変的な伝統施設というイメージもあるが、近代天皇制の成立により新たに生み出された側面が多いこと、徴兵制については、当初否定的に捉えていた地域社会が積極的に協力するに至る経緯が、それぞれポイントである。以下に詳しくみてゆこう。

1. 神社会計にみる近代への移行

日比家文書には、文化9年(1812)から明治9年(1876)まで、断続的に13点の神社会計帳簿が存在する。最も古い文化9年の2冊の帳簿[63]は、作成者を記載せず、うち1冊は反古(破棄扱い)とされているが、先にみた神社の管理をめぐる長江喜一郎方と村庄屋の争論の結果、神社をめぐる会計状況を明確にすべく、おそらく初めて作成された神社会計帳簿ではないかと推測される。



[63] 御宮出入覚帳 (反古) 文化9年(1812)11月晦日
御宮出入覚帳 文化9年11月晦日

氣づく範囲で内容を見ておくと、主な収入は神田を耕作している小作人が納入するとみられる米17俵余の惣掟(小作米)と、諸個人からの納入、および神社山林の草山売却代、参銭(さい銭)などである。個人納入者の中に喜一郎の名もみえる。支出は、まずはじめに惣掟の収入から支出される若松院年内湯料、伊勢初穂(新米などのお供え)などがある。若松院は牧田村の山伏であり、神社の祭礼に参加し謝礼を得ていた。また、「惣掟」以外の金銭収入から支出されているとみられるのは、祭礼料、伊勢御師(巡回する宗教者)の接待料などである。祭礼料は、申年分は辰左衛門、未年分は太蔵に渡されており、喜一郎の管理から外されていることをうかがわせる。一方、伊勢御師の接待は、一部を喜一郎が担当していたものか、御師造作2貫文が喜一郎に渡されている。

ついで古いのが、嘉永2年(1849)正月付の帳簿である。別項で述べられている神社棧敷の売却問題で、長江家の没落が決定的となった天保15年(1844)より5年を経ている。作成者は「当番・日比孫一郎」である。この帳簿は、まず初めに「入之部」とあり、米25俵5合の収入を記載している。おそらく「惣掟」に相当する収入であろう。ついで草山落札の部があり、改めて「入之部」と銘打ち、諸個人の納入や参銭などの金銭収入が記載され、「はんげ」の項を経て支出の項目に入る。

主として酒肴代などの雑多な出費が記載されており、先に見た帳簿との比較では、伊勢御師関係の支出は見当たらないが、若松院湯立の支出は記載されている。

嘉永7年(1854)の帳簿も、同じく当番日比孫一郎の作成で、帳簿の様式が一定してくる。まずはじめに掬米20俵5合の収入を記載し、内訳として、納入者とみられる人名と俵数を列挙する。ついで草山落札の収入が記載され、掬米のつかいみちの項目が続く。掬米のつかいみちの中には、引き続き若松院湯立料がみられる一方、伊勢関係の支出はみえない。ついで「入金之覚」として参銭などの収入を記載し、合計収入として13両余が記載されている。そのあとに「諸払覚」で支出が記載されてゆく。主として業者に対する支払いが列記されているが、「金五百疋 おどりニ付若いものより願出し酒代遣ス(踊りのため若い者から願があったので酒代を出す)」や山伏若松院への祝儀など、当時の神社をとりまく雰囲気を示す記事もある。支出の合計は金6両2朱、銀198匁余、銭34貫で、1両2分余が不足で、「右の分孫一郎取替」とある。不足分は当番が立て替えるなど、何らかの責任を負ったらしい。

安政5年(1858)は、当番日比貞三郎作成の「御宮年内出入勘定帳」と、忠兵衛、孫一郎、辰右衛門、周平、長右衛門らが立ち会って当番貞三郎が作成した「御宮出入勘定帳」の2点がある。長江家の名はすでに当番の中にはみあたらない。様式はほぼ嘉永7年の帳簿をひきついでおり、若松院関係の支出が継続しているほか、^{ねぎ}祢宜(神職)関係とみられる支出項目が新たに登場している。後者の帳簿で収支の合計金額が計上されている。支出合計は16両2分余り、差引き金7両2分の不足を貞三郎が立て替え(取替)、ほかに同年午正月不足分15両内を周平が立て替え、なお22両2分余が不足金として計上されている。4年余りで神社をめぐる赤字金額が一挙に膨れあがっている。

万延元年(1860)には、当番日比貞三郎作成の帳簿が2点作成されている。このうち合計記載のある帳簿の方をみると、不足が金18両3朱余り存在する。当番日比貞三郎作成の文久4年(1864)年の帳簿によれば、神主手代等に関する支出項目が新たに登場しており、不足金18両1朱余りを貞三郎が立て替えている。当番日比孫一郎作成の慶応2年(1866)の帳簿では、若松院の^{おおみわいり}大峯入(奈良県吉野山で行われる山伏の修業費用)7両3分など、山伏若松院のための支出が10両も記載されており、目を引く。当番と5名の立会が不足金を勘定しており、幾度も訂正されているため読みとりにくい、赤字は30両を突破していたようである。

江戸幕府が倒壊して明治に改元されると、神社の公称も、明治2年の村明細帳に「久々美雄大神」と記載されるようになる。さらに明治6年正月には郷社に指定され、同年から13年にかけて、郷社としての経費が、乙坂村、牧田村、一之瀬村に割りふられている。沢田村を含めた4か村が共同で負担したのは、同神社の神主ないし^{かんなめさい}祠官を名乗る牛屋水応の給料のほか、四方拝、元始祭、孝明天皇祭、紀元節、神武天皇祭、大祓、^{にいなめさい}神嘗祭、天長節、新嘗祭、および毎月1日または15日の定期的な神饌などである。江戸時代以前には全くみられない天皇関係の新たな祭祀が、従来の神社の行事とは別枠で、郷社の行事として執行され始めている。

一方、明治6年2月付で、当番の日比孫一郎は、江戸時代とほぼ同じ様式の神社会計帳簿を作成している。掬米の使い道の一つに「元始祭」が登場し、神武天皇即位記念関係の収入が計上されるなど、江戸時代以前にはみられない新たな使いみちが登場する一方、山伏若松院関係の支出も継続している。翌明治7年には、当番日比貞三郎が神社会計帳簿を作成しており、天長節や神嘗祭など、天皇に関わる近代の新しい行事が神社のさい銭収入の機会となっている。また、社人出勤料として牛屋水応の給料が新たに計上されている。日比家文書によれば、大垣の牛屋水応は、翌明治8年9月に久々美雄彦神社ほかの祭礼執行について、一之瀬村戸長桑原六郎とともに岐阜県令に出願するなど、大正7年(1918)に辞職を願い出るまで、神社の祠官または神官の肩書きで活動している。牛屋水応の登場に対応するかのよう、長く続いた山伏若松院関係の支出記載が消滅している点にも注意しておきたい。

当番日比貞三郎が作成した明治9年分の帳簿は、日比家文書をみる限り、江戸時代以来続いた様式の神社会計帳簿の最後のものとみられる。明治8年からの過金(余剰金)47銭など収入を記載し

たのち、雑多に記された支出の中に、牛屋給付や東京大教院新築寄附など、明治初期に一時的に行われた宗教行政の影響を示す項目もみえる。最終的には金2円59銭余の赤字を貞三郎が立て替えている。

2. 近代の村落生活と神社

沢田村の鎮守が久久美雄彦神社と改称し、郷社に指定されたと述べたが、その郷社指定の基礎となる大区小区制は明治12年（1879）3月に廃止され、各小区ごとに設置された郷社も有名無実化する。日比家文書で現在内容確認できている限りでは、その翌年の明治13年8月に、初めて「氏子惣代」が登場する。氏子惣代日比忠兵衛が、神官牛屋水応、日比貞三郎とともに、「式内郷社久久美雄彦神社」の境内耕地につき届書を作成している。ついで明治15年11月には、神社の敷地および財産管理をめぐって、氏子惣代の日比二三九、日比広助、日比文蔵、野寺昌太郎、および牛屋水応らが連名で対応している。

氏子惣代の人選については、明治14年と16年に、牛屋水応が「受持神官」の肩書きで、4名の氏子惣代の改選結果を澤田村戸長の日比長右衛門に報告している。明治16年の場合、戸長が岐阜県令に改選結果を報告している。その後しばらく、氏子惣代の改選に関する史料は見当たらないが、明治42年（1909）8月に、氏子惣代の選挙が行われている。関係史料によれば、選挙は約30名の投票人が、それぞれ意中の10名を記名し、得票の多い10名が氏子惣代に就任するしくみだったようである。明治期の氏子総数は100戸余とされているから、氏子惣代の選挙権、被選挙権とも限定されているが、少なくとも江戸時代の5、6家による交代制よりは開かれた形といえよう。ちなみに、この時得票があったのは26名で、最多得票は野寺昌太郎と日比文蔵が30票で並び、29票の日比二三九らが続き、17票の日比忠兵衛が就任を辞退したため、15票の酒井宇市までの10名が氏子惣代に選出されたようである。改選にあたり、氏子惣代の前任者に礼金が支払われていた形跡もある。

なお、日比家文書のなかで、氏子惣代に就任した形跡のある人名は、総計で21名を確認できる。明治20年から24年の野寺彦作、同23年から24年の日比忠兵衛など、野寺一族や日比一族が目立つが、明治20年9月には、長井藤兵衛、同新兵衛が氏子惣代に就任している。長井家出身の氏子惣代は、日比家文書ではこの年しか確認できないが、長井氏はかつて神主であった可能性もある長江氏の末裔かもしれない。日比家文書をみる限り、長江姓は近世にのみ、長井姓は明治以後にのみ確認できる事実にも注意しておきたい。

氏子惣代の主な任務は、先に見た神社の敷地財産をめぐる行政上の対応、神社の造替遷宮をはじめとする祭礼や、境内山林の管理、牛屋水応に対する必要経費の交付などである。以下では、一般の村人の生活にもなじみ深かったと思われる神社付属地の草木採取と、祭礼花火の管理についてみておこう。

神社付属の山林は、すでにみたように、かつて神社の管理権限も争点となった文化年間の争論で、長江家による独占的な管理が問題視されており、おそらくこの争論をきっかけに作成されるようになった会計帳簿によれば、草山等の落札が神社の主な収入源の一つとなっている。文久3年（1863）の契約書[53]では、喜兵衛ほか23名が、草木を肥料などとして刈り取ることなく繁らせ、砂留（砂防）に努める条件で、字御宮谷の兀一か所を10か年2分の条件で村から譲り受けている。砂防がうまくゆけば、肥料や燃料となる草木を伐採する権利が彼らに与えられる予定だったのであろう。この字宮谷や堂谷の下流域は、明治9年の書付によれば、土砂流出による潰地が生じていたため、村が持主に弁償米を出してきたが、絵図面では草生、藪と記載されており、どのように扱うべきか、岐阜県令に伺いを出している。それに先だつ明治4年1月に、寺社領は境内を除き、原則として国有となっている（国史大辞典「国有林」の項）。明治12年に沢田村戸長の野寺昌太郎は、字宮谷の久々美雄彦神社境内、および上地官有地の面積と木数を、内務省山林局岐阜出張員宛で報告

3. 「村」と徴兵制

明治5年(1872)、それまでの士族中心の軍隊から国民皆兵の軍隊へ転換することを宣言した徴兵告諭が、翌6年には徴兵方法を定めた徴兵令が発せられた。これにより、20歳になって徴兵検査に合格し、抽選にあたった男子は常備軍として3年間陸軍の兵舎生活を強いられ、さらに退役後4年間は第1・第2後備軍として有事の際に再召集に応じなければならなくなった。また、常備・後備兵に召集されることを免れた男子も、17歳から40歳までの間、国民軍の兵籍にのせられ、大規模戦争時に召集される兵力として国に把握されるようになる。ちなみに、海軍は原則的には志願兵が あてられた。

ただし、背の極端に低い者・体に障害を持つ者・過去に犯罪を犯した者など身体的理由で兵役に堪えられない者や軍の名誉を傷つけかねない者の外、役人や官営学校の生徒・医術を学ぶ者などのエリートは徴兵を免除された。また、一家の主人・嗣子や家を継ぐ予定の孫・病弱な父兄に替わり家をみている者・養子の者・徴兵在役中の兄弟がいる者なども「家族」制度維持の観点より徴兵を免除された。このほか、代人料270円を支払えば常備・後備の両兵役を免除される規程もあった。

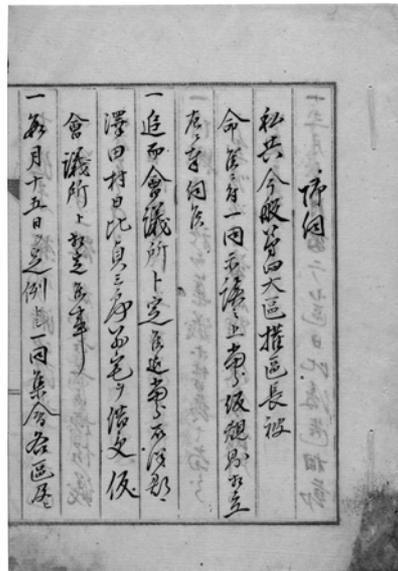
さて、新しく登場した徴兵制度であるが、国民の大部分はこれを否定的にとらえていた。徴兵告諭が出された明治5年から7年頃にかけて、徴兵反対を求めて竹槍・鍬・鎌を携えた農民などが、役人宅や役所などを襲撃した「血税一揆」と呼ばれる事件が全国各地でおきている。また、明治8年以降は、徴兵代人料の支払いや、養子縁組、戸籍売買などを通じて、なんとか自己や子息を徴兵免除規定に合致させ、合法的に徴兵を逃れようとする風潮が盛んであった。そのため、十分な人員を軍が徴兵できない年もあった。そこで、政府は明治12年より段階的に服役年限を延長すると共に、免除規定を縮小してゆき、明治22年には「家族」制度維持のために設けていた免除規程を廃止、ここに完全なる国民皆兵制度を確立させる(菊池邦作『徴兵忌避の研究』立風書房 1977年)。

なお、岐阜県でも同様な徴兵忌避風潮があり、明治20年に徴兵検査を受けるべき男子は6474人であったが、内371人が失踪して徴兵検査をうけていない。しかし、それでも全国的に見れば、岐阜県は徴兵忌避の風潮が少ない地域だったとされる(『岐阜県史』通史編 近代上)。

この徴兵制度を施行するにあたり、対象となる年齢の男子を把握する目的のため、維新政府は、徴兵検査をうけるべき人物を記した「徴兵連名簿」、徴兵を免除される人物を記載した「徴兵免役名簿」、国民軍へ編成すべき17歳以上40歳未満の者の人名を明記した「国民軍成丁簿」を各村に命じて作成させている。

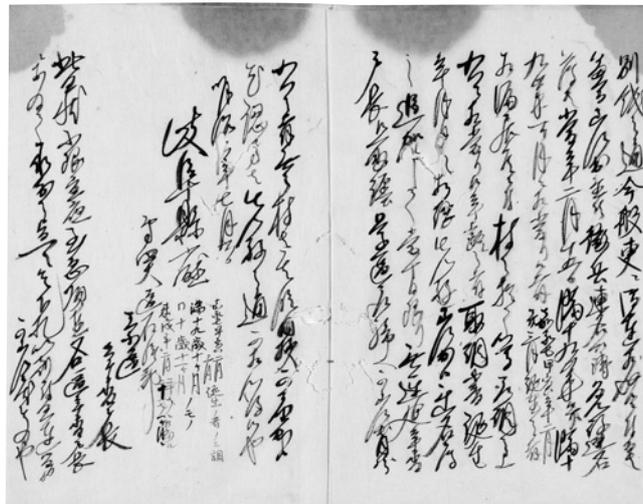
沢田村が作成した「徴兵連名簿」「徴兵免役連名簿」「国民軍成丁簿」によれば、明治6年段階、沢田村には徴兵検査をうけるべき20歳になる者は3名いたが、3名とも徴兵免除規定(2名は嗣子であるため、1名は体に障害があるため)により免除されている。また、国民軍に編成されるべき年齢の者は77名いたが、内3名は体に障害があるとのことで免除され、1名は近江国の方へ雇人として村を離れているとの報告がなされている。

ところで、当時の地域行政は、明治4年に戸籍事務を円滑に進めるために新たに設けられた行政単位である大区・小区に基づいて行われていた。岐阜県の場合、数か村で1小区を、10~20小区で1大区を形成、大区に区長、小区に権区長(後に副区長と改める)、各村に戸長・副戸長を置き、区長・副区長の執務場所として、各大区に会議所(集議所)、小区ごとに取扱所(扱所)を置いて行政の末端を司らせることにしている。ただし、実際には区長は大区・小区制が廃止されるまで選出されず、大区内の副区長が月番で大区の事務を代行する体制が採られていた。沢田村は第4大区3小区に編入、日比貞三郎が権区長に任命されている。なお、彼の別宅は、一時期第4大区の仮会議所として利用され、そこで毎月15日に権区長たちが定例集会を持つことになっていた[65]。



[65] 御伺 明治7年(1874)3月3日
(日比貞三郎別宅仮会議所の件につき伺書)

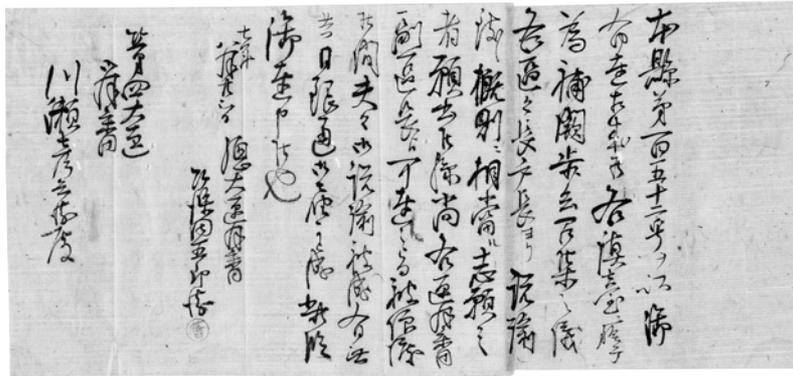
基本的に、徴兵に関する名簿類も、大区・小区制に基づき、戸長・副戸長が中心となって名簿類を作成して各小区副区長へ提出、副区長が取り纏め、区長(実際は月番副区長)一県一陸軍省のルートで上へあげた。もっとも、徴兵令が發布された明治6年上旬段階では、いまだ区長・権区長が任命されていないため、名簿類は、戸長から各小区の年番戸長へ提出、年番戸長が取り纏めて学区取締へ提出、さらに学区取締役一県一陸軍省のルートで差し出された [65]。



[66] [徴兵・免役連名簿の取調につき廻状写] 明治6年(1873)7月6日

学区取締とは、中学区(中学が1校設置される区域)に12、3名置かれた地方官により任命される役職で、その任務は、学校へ就学するように督促したり、小学校の設立や学校の維持費を調達するなどの教育行政事務を行ったり、府県当局・督学区へ学事状況の報告を行うことなどであった。したがって、学区取締は本来徴兵制度と直接的な関わりを持たない。この年のみ、便宜的に徴兵名簿の徴集に使用されたのであり、明治初期の未成熟な地方行政のあり方がうかがわれる。

このほか、軍は自ら志願して入営する兵、志願兵の募集も逐次行っているが、この募集も基本的には、大区・小区制に基づき行われていた。明治7年の補欠歩兵召集の際、総大区月番・篠田五郎衛から第4大区月番・川瀬彦兵衛へ送られた通達では、各区区長・戸長より村人へ志願を説諭するようにとある [67]。

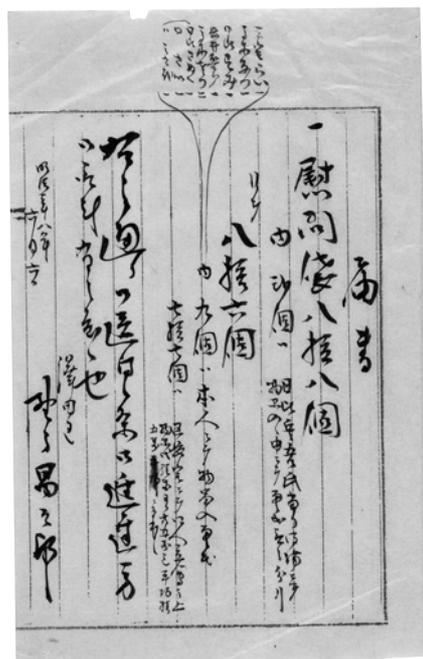


[67] 〔鎮台補欠歩兵召集につき通達〕 明治7年（1874）8月23日

このように「村」などの地域共同体は、徴兵される兵や志願兵を集める末端組織として機能した。明治37年に日露戦争が勃発すると、全国的に「村」などの地域共同体による軍や戦争への協力は、さらに盛んになる。明治11年に近代日本最初の統一的な地方制度である三新法が公布されたことに伴い廃止された大区・小区に替わり、その後新たに行政区域として再設定された郡や市町村が、開戦とほぼ同時に「尚武会」などの名称を冠した団体を独自に組織し、住民から寄付金・会費を徴収して、出征軍人の家族を救護する運動が全国各地で見られた（一ノ瀬俊也ほか編『日本軍事史』吉川弘文館 2006年）。

養老村沢田区（この時期、沢田村は同村に編入され、沢田区を形成）でも「義勇会」を組織し（養老村全体で組織された可能性もある）、住民から会費・寄附を集めて、戦死した村民の葬式の挙行や供養、出征軍人の家族へ農作業を援助する目的で1反あたり10銭を支給、連合艦隊がバルチック艦隊に勝利を納めた日本海海戦を祝賀して神社へ酒などを奉納したりしている。もっとも、思うように寄附金が集まらず、不足金を区費で補てんすることもあった。

また、この他に戦地へ慰問袋を送る運動や帝国義勇艦隊建設のための募金運動への協力など、養老村が主体となっておこなわれている。慰問袋とは、前線の兵士を慰めるための慰問品を詰めた袋のことで、日露戦争中に肉親・知人宛へ慰問袋を送ることが行われはじめ、のちに不特定な兵士へ慰問袋を送ることが流行するようになる。明治38年6月に、養老村沢田区でも戦地へ送るための慰問袋を取り纏め、養老村役場へ送っている [68]。



[68] 慰問袋雑記（部分） 明治38年（1905）5月29日

一方、帝国義勇艦隊建設のための募金運動は、国民の募金により運輸通商に携わる輸送船・商船を建造するが、有事の際には武装をほどこして仮装巡洋艦など通商破壊に使用する補助船舶に転換し、国家の海軍力の増強に協力しようという、帝国海事協会が中心となって行われた運動である。帝国海事協会は、この募金運動を進めるにあたり、道長官・各府県知事に同会地方委員長を、郡・市長・地方有力者などに同会委員を委嘱して国内外に募金を募っている。この募金協力の呼びかけに対して、国民の多くが積極的に参加、海外からの寄附もあるなど、盛況を極めた。最終的に海外からの募金20万4830円を含む、総額471万5573円が海事協会に寄せられた（財団法人日本海事協会編集兼発行『日本海事協会75年史』 1976年）。この募金の成果をもとに、大正2年（1913）までに、さくら丸・うめが香丸・さかき丸の3隻が建造されている。なお、養老村でも、村民からの募金として889円を帝国海事協会へ納めることを計画している。

ところで、慰問袋の送付や義勇艦隊への募金は住民一人一人の自発的意志により行なわれることが建前であるが、実際は養老村の方で住民へ割り当てて半強制的に徴集している。慰問袋の場合、養老村役場が沢田区へ88個を割り当て、区がその袋を住民へ渡すとともに、入れるべき品物の合計の値段を指示している。慰問袋を受け取った者は、自分でその値段相応の品物を詰めて提出するか、割り当て金を区へ納め、区の方で適当に慰問袋を作ってもらうことになっていた。この慰問袋を戦地へ送ることに対し、沢田区の住民はあまり積極的ではなく、割り当てられた人物が自分で品物を詰めた慰問袋は11個のみで、残り77個は、割り当てられた者が金銭を支払い、区の方で作ってもらった慰問袋であった。

義勇艦隊の募金の場合は、養老村全体で評議して各区の割り当て金額をきめ、その金額を区の方で住民へ割り当てる形で募金を集めることを計画している。養老村全体の予定募金金額は889円、そのうち沢田区では227円20銭を負担することになっていた。もっとも、予定額を下回りがちな戦死者供養などに対する寄附と違い、同募金に限ってはこの割り当て額よりも多く募金する者があり、予定よりはるかに多い320円余りを集めている。

名古屋大学附属図書館2006年秋季特別展（地域貢献特別支援事業成果報告）

江戸時代の村と地域

—美濃養老・日比家文書にみる暮らしと災害—

発行日 2006年9月29日

編集・発行 名古屋大学附属図書館・附属図書館研究開発室

〒464-8601 名古屋市千種区不老町

TEL : 052-789-3667 FAX : 052-789-3693

<http://www.nul.nagoya-u.ac.jp>

©名古屋大学附属図書館